

社会・援護局関係主管課長会議資料

令和3年3月

地域福祉課

地域福祉課消費生活協同組合業務室

地域福祉課生活困窮者自立支援室

地域福祉課成年後見制度利用促進室

目 次

重点事項

第1 「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の整備等について	1
第2 ひきこもり支援の推進について	5
第3 生活困窮者自立支援制度の推進について	8
第4 地域福祉の推進等について	13
1 被災者に対する見守り等の支援の推進について	13
2 地域福祉計画について	16
3 民生委員について	19
第5 成年後見制度の利用促進について	20

連絡事項

第1 「地域共生社会」の実現に向けた包括的支援体制の整備等について	22
1 「地域共生社会」の実現に向けた取組について	22
2 重層的支援体制整備事業の創設について	23
3 令和3年度予算案について	27
4 その他	30
第2 ひきこもり支援の推進について	33
1 これまでのひきこもり支援について	33
2 就職氷河期世代支援について	33
3 令和2年度におけるひきこもり支援に関する動きについて	34
4 令和3年度取組について	34
第3 生活困窮者自立支援制度の推進について	40
1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応	40
2 生活困窮者自立支援制度の推進	48
3 緊急小口資金等の特例貸付の実施等について	58

第4 地域福祉の推進等について	64
1 地域福祉(支援)計画について	64
2 民生委員について	65
3 社会福祉協議会について	69
4 災害ボランティアセンター設置運営研修等支援事業	71
5 被災者に対する見守り等の支援の推進について	72
6 寄り添い型相談支援事業について	73
7 政府における孤独・孤立対策の動き	73
8 地方改善事業等について	73
第5 成年後見制度の利用促進等について	79
第6 消費生活協同組合の指導・監督について	85

参考資料

1 地域共生関連	93
2 ひきこもり支援関連	97
3 生活困窮者自立支援制度関連	108
4 地域福祉の推進関連	113
5 成年後見制度利用促進関連	118
6 消費生活協同組合関連	120
7 令和3年度予算案(地域福祉課)の全体像	123

重点事項

第1 「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の整備等について

(1) 現状・課題

- 令和2年6月に社会福祉法が改正され、市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援(属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援)、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業(新事業)を創設した。
- 新事業の施行(令和3年4月)に向けて、より多くの市町村において、事業の実施や次年度以降の実施に向けた準備を進める必要がある。

(2) 令和3年度の取組

- 新事業を実施する市町村に、従来、各分野(介護、障害、子育て、生活困窮)ごとに行われていた相談支援や地域づくりにかかる補助そして新たに相談支援や参加支援の機能強化を図る事業への補助を加えて一体的に執行できる重層的支援体制整備事業交付金を交付する。
- 令和4年度以降に新事業の実施を希望する市町村が円滑に移行できるようにするため、重層的支援体制整備事業への移行準備事業による補助を実施。
- 重層的な支援体制を整備する市町村をさらにバックアップするため、都道府県が行う市町村への後方支援に必要な経費に対する補助を実施。
- また、国において、都道府県・市町村職員や新事業に従事する者等を対象とした人材養成事業を実施。

(3) 依頼・連絡事項

- 市町村においては、新事業の実施に向けて、分野を超えた部局横断の連携体制の検討及び整備を進めるとともに新事業の実施計画の策定や新事業を実施する際の市町村内の毎年度の予算編成や予算執行にかかる体制の構築をお願いする。
- 都道府県においては、地域共生社会の実現に向けた市町村の創意工夫ある取組を支援するため、重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業を活用するなど、管内市町村への積極的なご支援をお願いする。

重層的支援体制整備支援事業(社会福祉法第106条の4)の概要

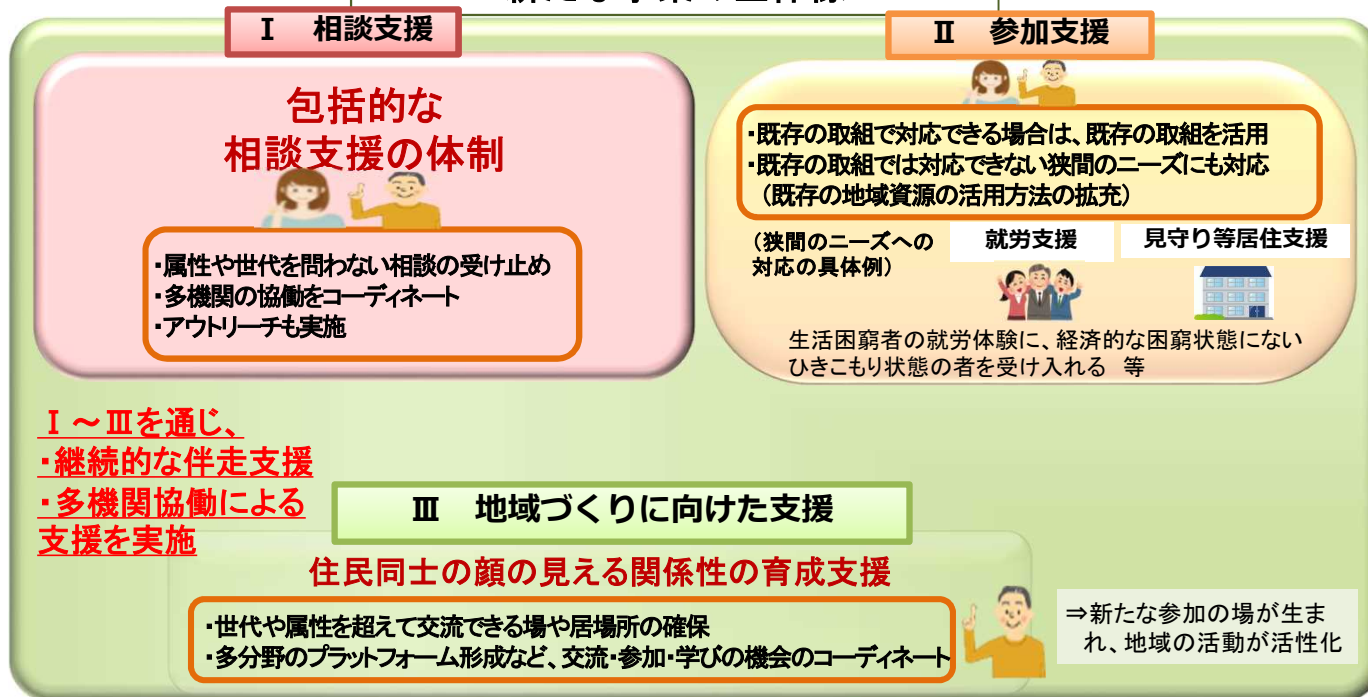
- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。 (※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
 - ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
 - ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」社会福祉法第106条の4)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。**
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付する。**

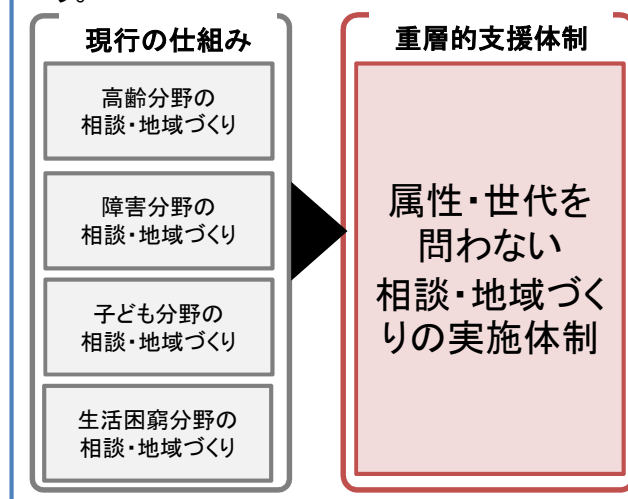
→ **令和3年4月1日施行**

新たな事業の全体像



相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点で、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、**高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。**



地域共生社会の実現に向けた地域づくり

令和3年度予算案
116億円

【重層的支援体制整備事業】令和3年度予算案:76億円

○ 令和2年6月に改正された社会福祉法に基づき、市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施する。

事業名	経費概要	実施主体	補助率
包括的相談支援事業	○ 以下の事業に必要な経費 ・地域包括支援センターの運営（介護分野） ・基幹相談支援センター等機能強化事業等（障害分野） ・利用者支援事業（子ども・子育て分野） ・生活困窮者自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業（生活困窮分野）	市町村	各法に基づく負担率・補助率
地域づくり事業	○ 以下の事業に必要な経費 ・地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業（介護分野） ・地域活動支援センター機能強化事業（障害分野） ・地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て分野） ・地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業（生活困窮分野）	市町村	各法等に基づく負担率・補助率
多機関協働事業等	○ 多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業に必要な経費	市町村	国:3/4（※） 市町村:1/4

※ 多機関協働事業等の負担割合は、制度施行当初の移行準備期間としての措置。令和5年度以降、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とすることを検討。

【その他(重層的支援体制整備事業への移行準備等)】令和3年度予算案:40億円

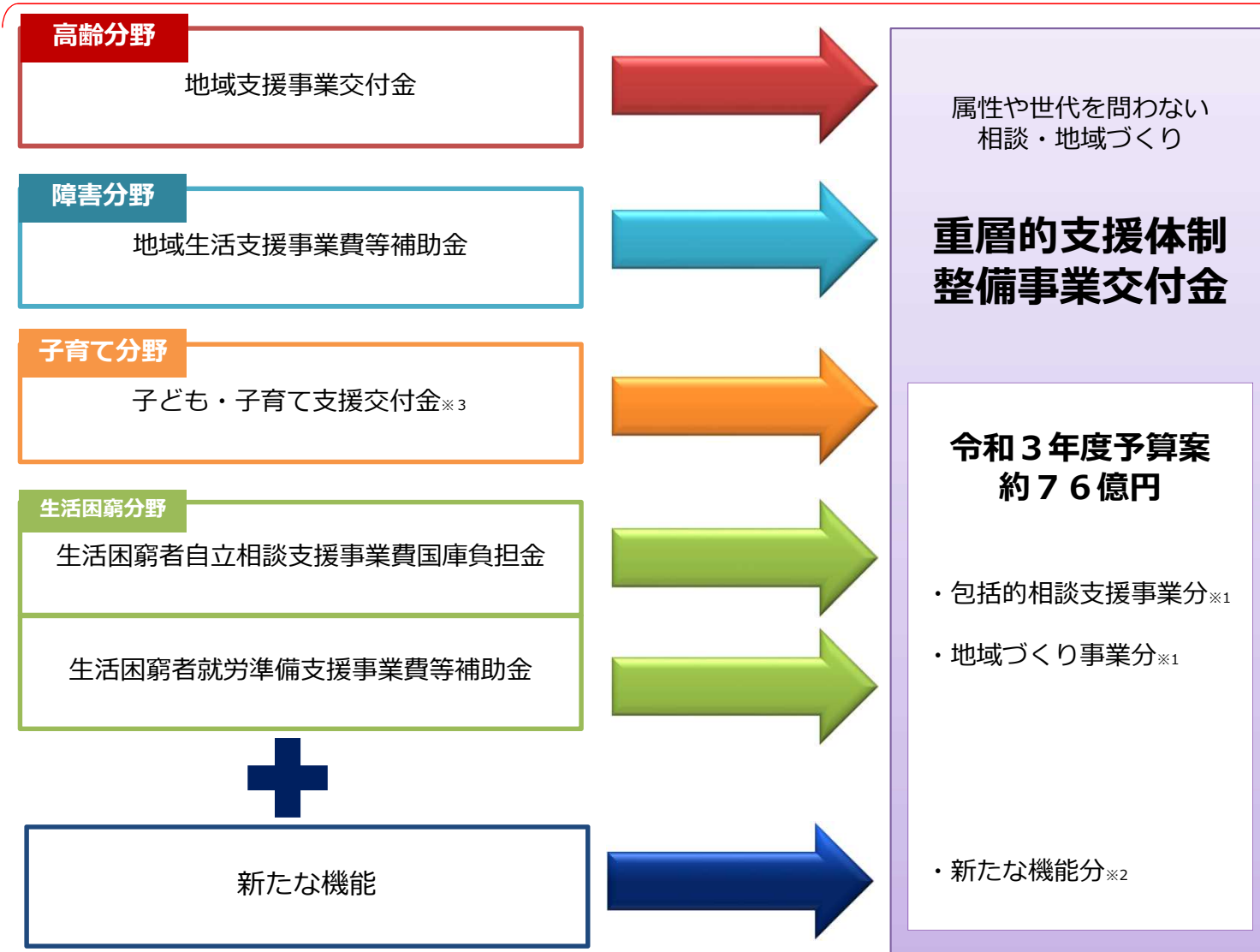
○ 市町村における重層的支援体制整備事業の実施に向けた移行準備、都道府県による市町村への後方支援、本事業に従事する者等の人材養成を行う。

事業名	経費概要	実施主体	補助率
重層的支援体制整備事業への移行準備事業	○ 新事業への移行準備のために必要な経費	市町村	国:3/4 市町村:1/4
重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業	○ 都道府県による市町村の新事業への移行促進、重層的支援体制構築に向けた後方支援を実施するために必要な経費	都道府県	国:3/4 都道府県:1/4
重層的支援体制構築推進人材養成事業	○ 新事業の実施市町村、都道府県、新事業の従事者等を対象とした人材養成に必要な経費	国	(委託費)

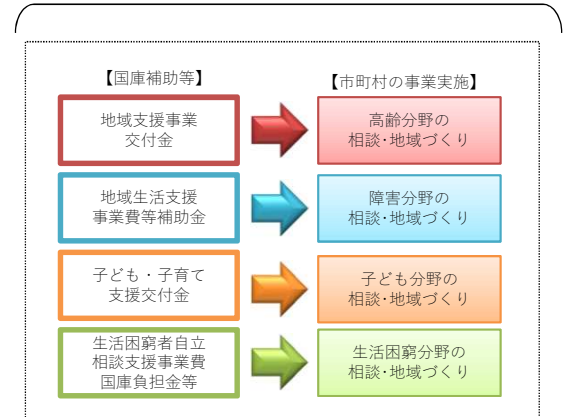
(令和3年度予算案) 重層的支援体制整備事業交付金の創設について

○重層的支援体制整備事業交付金は、高齢、障害、子育て、生活困窮分野の相談支援や地域づくりにかかる既存事業※1の補助金等を一体化するとともに、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援といった新たな機能※2を追加して一括して交付する。

重層的支援体制整備事業（実施は市町村の任意）



(参考：現行の仕組み)



<※1 既存事業について>

- 包括的相談支援事業
 - ・高齢（地域包括支援センターの運営）
 - ・障害（基幹相談支援センター等機能強化事業等）
 - ・子育て（利用者支援事業）
 - ・生活困窮（生活困窮者自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業）

- 地域づくり事業
 - ・高齢（地域介護予防防活動支援事業、生活支援体制整備事業）
 - ・障害（地域活動支援センター機能強化事業）
 - ・子育て（地域子育て支援拠点事業）
 - ・生活困窮（生活困窮者の共助の基盤づくり事業）

<※2 新たな機能について>

- ・多機関協働事業
- ・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
- ・参加支援事業

<※3 子育て分野の予算計上について>

- ・子ども・子育て支援交付金は内閣府計上
- ・重層的支援体制整備事業交付金については、内閣府から予算を移管し、厚生労働省へ計上

第2 ひきこもり支援の推進について

(1) 現状・課題

- ひきこもり支援は「就職氷河期世代支援プログラム」(令和元年6月21日閣議決定。以下、「支援プログラム」)にも位置づけられており、また、令和3年度は「就職氷河期世代支援に関する行動計画2020」(令和2年12月25日)に基づく集中取組期間の2年目となる。
- 支援プログラムでは、「各都道府県等において、支援対象者が存在する基礎自治体の協力を得て、対象者の実態やニーズを明らかにし、その結果に基づき必要な支援が届く体制を構築することを目指す」とされている。

(2) 令和3年度の取組

- 令和2年度第三次補正予算で新設した「新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金」において、新たに、
 - ・ ひきこもり当事者(ピアサポーター)等によるSNS・電話等による支援の充実(都道府県、市区町村事業)
 - ・ 都道府県による市町村プラットフォーム設置・運営の支援(都道府県事業)に取り組む自治体に対する補助を実施する。
- 令和3年度予算案において、引き続き、自立相談支援機関へのアウトリーチ支援員の配置や、中高年のひきこもり状態にある者をはじめとした当事者個々が参加しやすい居場所づくり等の多様な社会参加の場の確保等の取組について、自治体への補助を実施し、ひきこもり支援を推進する。
- 国において、気運醸成と情報のアウトリーチとして、ひきこもり支援に関する普及啓発と情報発信(国事業)を実施する。

(3) 依頼・連絡事項

- ひきこもり支援体制の構築にあたり、原則、令和3年度末までに、全ての市区町村において以下①～③の全てに取り組んでいただくようお願いする。
 - ① ひきこもり状態にある方等が支援につながるためのひきこもり相談窓口の明確化・周知
 - ② 地域における支援内容・体制の検討や、関係者間での支援の目標共有に向けた支援対象者の実態やニーズの把握
 - ③ 関係機関の連携・協働による支援や支援の気運醸成のための市町村プラットフォームの設置・運営
- 各自治体におけるひきこもり支援の推進にあたっては、令和2年度第三次補正予算に盛り込んだ新たな事業、及び、ひきこもり支援推進事業などの積極的な実施をお願いする。
- ひきこもり支援に関する状況について、本年3月下旬を目処に、令和2年度実績のフォローアップ調査を依頼する予定であるため、あらかじめ協力をお願いする。
 - ※ 調査の内容は、昨年8月と同様、各自治体におけるひきこもり支援に関する状況、支援対象者の実態・ニーズ把握の状況、ひきこもり相談窓口の明確化・周知の状況、市町村プラットフォームの設置状況等を予定。

ひきこもり支援施策の全体像

市町村域

生活困窮者自立支援制度（福祉事務所設置自治体）

自立相談支援事業

- 相談者の相談内容に応じて、継続的な支援（プラン作成）を行うとともに、適切な関係機関へつなぐ。
- 相談内容ごとに適切な判断をする「司令塔」として、多くの関係機関との連携を図っておくことが重要。
- アウトリーチ支援員の配置

つなぎ

就労準備支援事業

- 就労準備支援プログラムの作成
- 日常生活自立・社会生活自立・就労自立における支援
- 就労準備支援担当者によるひきこもりの方がいる世帯への訪問支援等を実施。
- 就労準備支援等の実施体制の整備促進
- 就労支援の機能強化

ひきこもりに特化した事業

ひきこもりサポート事業

- ひきこもりの状態にある本人、家族からの相談を受けて、訪問による支援や専門機関への紹介等を行う。
- ひきこもりの居場所づくり、ひきこもり施策情報の発信を行う。
- 中高年をはじめ当事者個々が参加しやすい居場所づくり、就労に限らない多様な社会参加、家族に対する相談や講習会等の開催
- 調査研究や広報の実施

★ひきこもり当事者（ピアサポーター）等によるSNS・電話等による支援

★SNSや電話等によるオンラインでの居場所の実施やカウンセリング相談など、リモートでのひきこもり当事者・経験者等による支援を行う。

【令和2年度第三次補正予算】



都道府県（指定都市）域

ひきこもり地域支援センター

ひきこもり支援コーディネーター
多職種チーム

ひきこもり地域支援センター

- ひきこもりに特化した相談窓口
- ひきこもり支援コーディネーターが、関係機関と連携して訪問支援を行うことにより早期に適切な機関につなぐ
- 市町村単位のひきこもり支援関係機関の取組支援
- 法律、医療、心理、就労等の多職種から構成されるチームの設置

ひきこもり支援に携わる人材の養成研修事業

- ひきこもりの経験者（ピアサポーター）を含む「ひきこもりサポーター」を養成し、訪問による支援等を行う。
- 市町村等のひきこもり支援を担当する職員の養成研修

国

★普及啓発と情報発信

★ひきこもり支援に関する情報発信を行い、ひきこもりへの理解促進を図り、当事者が孤立せず、相談しやすい環境づくりを促進

ひきこもり支援施策の推進について(令和2年10月27日地域福祉課長通知)

就職氷河期世代支援を推進するに当たり、ひきこもり状態にある方など社会参加に向けた支援を必要とする方への自治体における支援体制の構築に向けて、市区町村及び都道府県において取り組むべき事項を示したもの。

(取組の基本的な考え方)

市区町村におけるひきこもり支援体制の構築に当たっては、以下の①～③の取組が基礎

…支援体制構築のための取組(★)

- ① ひきこもり状態にある方等が支援につながるためのひきこもり相談窓口の明確化・周知
- ② 地域の支援内容・体制の検討や、関係者間での支援の目標共有に向けた支援対象者の実態やニーズの把握
- ③ 関係機関による支援や支援の気運醸成のための市町村プラットフォームの設置・運営

I 市区町村において取り組むこと

- 原則、**令和3年度末までに、上記①～③(★)の全ての取組を実施すること**
- その取組の前提として以下を実施
 - ・ひきこもり支援の企画立案等の中心的役割を担う部局の設定
 - ・関係部局間の連携による包括的な支援体制の構築 [支援対象者の状況に応じて適切な関係部局が連携・協働して支援を実施]
 - ・近隣の市区町村と合同で支援体制を構築する等、地域の実情に応じた支援体制づくりの検討

II 都道府県において取り組むこと

- **管内市区町村における①～③(★)の取組状況を把握**し、以下の取組や支援を実施すること
 - ・管内市区町村における
 - ・ひきこもり支援の取組状況の把握 [市区町村における令和3年度末までの取組実施に向けた計画的な支援や都道府県の労働部局・都道府県労働局等との連携]
 - ・それぞれの取組の意義に関する理解促進 [市区町村に向けた合同説明会や個別説明等の実施]
 - ・取組の横展開
 - ・庁内及び関係者との調整への支援
 - ・自治体規模等の事情により単独での取組が困難な市区町村に対して、複数市区町村での広域実施や都道府県との合同実施の調整

①ひきこもり相談窓口の明確化・周知

- 相談者の年齢・性別・障害の有無等を問わず相談可能な体制を構築
- 自立相談支援機関未設置の町村においては、町村内の部局や都道府県設置の自立相談支援機関等を相談窓口とすることを検討
- 広報紙・リーフレット等により、相談窓口の名称・場所・連絡先等を、全世帯に周知するよう努める

②支援対象者の実態やニーズの把握

- 支援対象者の概数やニーズ等の支援体制や内容を検討する際の基礎となる実態の把握
- 実態把握の方法は、他の調査との一体的な実施や、都道府県と市区町村の合同実施等、地域の実情に応じた方法とする

③市町村プラットフォームの設置・運営

- 会議体を開催する必要は無く、関係者間相互の連絡体制を築くことでも足りる
- 既存の会議体の活用や都道府県による共同設置など柔軟な形態も可能
- 都道府県PFとの円滑な連携のため、市町村PFを運営する事務局を設置

第3 生活困窮者自立支援制度の推進について

(1) 現状・課題

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に困窮される方々へ必要な支援を行うため、
 - ① 生活福祉資金貸付制度の緊急小口資金等について、低所得世帯の要件等を緩和した特例貸付の実施
 - ② 住居確保給付金について、離職・廃業等により、住居を失うおそれがある方への支給を着実に実施すること
 - ③ 急増する相談ニーズに対応するための自立相談支援機関の相談員の加配等を進めてきた。
- 先般、緊急事態宣言の延長等を踏まえた経済支援策として、
 - ① 緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了となった方を対象として、総合支援資金の再貸付を実施すること
 - ② 緊急小口資金については、令和3年度又は令和4年度の住民税非課税が確認できた場合に一括免除を行うこと
 - ③ 住居確保給付金の支給が終了した方に対して、3か月の再支給を可能とすることとするなど、支援を拡充。
- 新型コロナウイルス感染症や経済情勢等を踏まえつつ、引き続き、自立に向けた継続的な支援が求められる。

(2) 令和3年度の取組

- 生活困窮者自立支援制度による支援の充実を目的として、自立相談支援体制の強化を図るとともに、地域の課題や実情を踏まえた家計改善支援の人員体制の強化、就労準備支援や子どもの学習・生活支援事業のICT化、住まい支援の強化等を進めることにより、生活困窮者自立支援制度の機能強化を進める。
また、支援の充実のため、就労準備支援事業等の完全実施に向け、引き続き、特に重点的な支援が必要な都道府県を指定した「重点支援」を進める。
- 緊急小口資金等の特例貸付や住居確保給付金が終了する方に対しては、支援が途切れないう、社会福祉協議会、自立相談支援機関、ハローワーク、福祉事務所等の連携の下、切れ目ない支援を行う。

(3) 依頼・連絡事項

- 第3次補正予算に盛り込んだ、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を活用し、各地域における課題を踏まえた生活困窮者支援の強化をお願いします。また、就労準備支援事業等が未実施の自治体にとっては、必要な支援を届ける観点から、実施に向けた対応をお願いします。
- 支援にあたっては、ハローワークや福祉事務所との連携フローを改めて確認するなど、求職者支援訓練や生活保護等との切れ目ない支援を進めていただきたい。

個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施

特例措置の新規申請受付期限を令和2年12月末から令和3年3月末へ延長。なお、令和3年4月以降の新規貸付は本則で対応。

第3次補正予算：4,199億円
(予算措置額合計：1兆1,793億円)

令和元年度予備費交付額	267億円
令和2年度第1次補正予算額	359億円
令和2年度第2次補正予算額	2,048億円
令和2年度予備費(8/7)措置額	1,777億円
令和2年度予備費(9/15)措置額	3,142億円

- 新型コロナウイルス感染症による経済への影響による休業等を理由に、一時的な資金が必要な方へ緊急の貸付を実施。
- 万が一、失業されて生活に困窮された方には、生活の立て直しのための安定的な資金を貸付。
- ⇒ これらを通じて、非正規の方や個人事業主の方を含めて生活に困窮された方のセーフティネットを強化

【緊急小口資金】(一時的な資金が必要な方[主に休業された方]) **【総合支援資金(生活支援費)】**(生活の立て直しが必要な方[主に失業された方等])

	本則	特例措置
貸付対象者	緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする低所得世帯等	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
貸付上限	10万円以内	学校等の休業、個人事業主等(※1)の特例の場合、20万円以内 その他の場合、10万円以内
据置期間	2月以内	1年以内(※2)
償還期限	12月以内	2年以内
貸付利子	無利子	無利子

	本則	特例措置
貸付対象者	低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限	(二人以上)月20万円×3月以内=60万円以内 (単身)月15万円×3月以内=45万円以内	同左(注2)
据置期間	6月以内	1年以内(※2)
償還期限	10年以内	同左
貸付利子	保証人あり:無利子 保証人なし:年1.5%	無利子

再貸付を可能とし、緊急小口資金と合わせて最大200万円貸付可能

※1 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき

※2 令和4年3月末以前に償還時期が到来する予定の貸付に関しては、令和4年3月末まで延長。

注1 総合支援資金(生活支援費)については、申請の際に、償還開始までに自立相談支援機関からの支援を受けることに同意することをもって、貸付を行う。

注2 特例措置においては、貸付3月目においても日常生活の維持が困難な場合、更に3月以内(60万円以内)追加で貸付を行うことができる。**また、令和3年3月末までの間に、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了した世帯は、自立相談支援機関による支援を受けることを要件として、再貸付(3月以内 60万円以内)を実施する。**

償還免除について：償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮する。**(緊急小口資金については、令和3年度又は令和4年度の住民税非課税を確認し一括免除を行う。総合支援資金の償還免除要件等については引き続き検討。住民税非課税世帯を確認する対象は、借受人及び世帯主とする。)**

個人向け緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付について

1. 特例貸付における総合支援資金の再貸付について

- 昨今の経済状況を踏まえ、令和2年3月25日以降に、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了した世帯への再貸付を全国で実施するもの。
- 実施に当たっては、最大3か月間の資金交付が可能な総合支援資金の特例貸付の再貸付として行う。

【対象世帯】

- 以下の要件を満たす世帯とする。

特例貸付開始から令和3年3月末までの間に、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了した世帯

※ 再貸付申請以前に、自立相談支援機関による自立相談支援を受けることとする。

【貸付上限額】

- 追加での資金交付は、最大で3か月（更なる延長貸付はなし）。

- 1月あたりの貸付額については、特例貸付における単身（月15万円以内）又は二人以上（月20万円以内）と同じ。

※ これにより、特例貸付の最大貸付額は140万円から200万円に増加。

【据置期間】

- 1年以内

【申請期限】

- 令和2年3月以降実施している特例貸付と同じ、令和3年3月末までとする。

【その他】

- 上記以外については、償還免除特例を含めて既存の総合支援資金（特例貸付）と同じとする。

2. 緊急小口資金等の償還免除について

償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮する（緊急小口資金については、令和3年度又は令和4年度の住民税非課税を確認し一括免除を行う。総合支援資金の償還免除要件については、引き続き検討。住民税非課税世帯を確認する対象は、借受人及び世帯主とする。）。

住居を失うおそれのある困窮者への住居確保給付金の支給

令和3年度当初予算案:298億円の内数

○ 新型コロナウイルス感染症の影響による休業等に伴う収入減少等により、住居を失うおそれが生じている方等に対して、住居確保給付金を支給することにより、安定した住まいの確保を支援する。

【実施主体】 都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体、905自治体)

【補助率】 3/4

【支給対象者】 ①離職・廃業後2年以内の者

②給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者

※令和2年4月20日省令改正により支給対象者を拡大

【支給要件】 ・収入要件:世帯収入合計額が①と②の合計額を超えないこと。

① 市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12

② 家賃額(但し住宅扶助特別基準額を上限とする)

※東京都特別区の収入要件(目安):単身世帯:13.8万円、2人世帯:19.4万円、3人世帯:24.1万円

・資産要件:世帯の預貯金の合計額が上記①の6月分を超えないこと(但し100万円を超えない額)

※東京都特別区の資産要件(目安):単身世帯:50.4万円、2人世帯:78万円、3人世帯:100万円

・求職活動等要件:公共職業安定所に求職の申込をし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

10か月目以降の延長を申請しようとする場合は、3月分を超えないこと(但し、50万円を超えない額)とする

等

【支給対象者】②による受給者については、再延長期間(~9か月目)までは求職の申込は求めない

【支給額】 家賃額(但し住宅扶助特別基準額を上限とする)

※東京都特別区の支給額(目安):単身世帯:53,700円、2人世帯:64,000円、3人世帯:69,800円

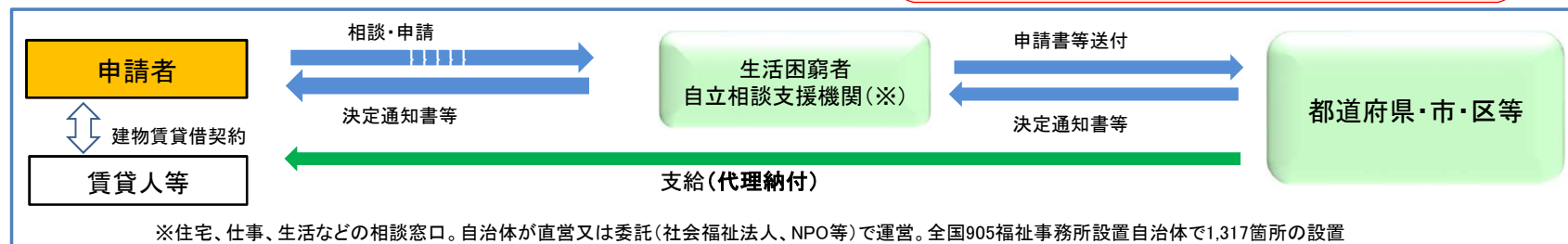
【支給期間】 原則3か月(求職活動等を誠実にやっている場合は3か月延長可能(最長9か月まで))

令和2年度に新規に申請し、受給を開始した者については、特例として、最長12か月まで再々延長が可能

【支給方法】 賃貸住宅の賃貸人又は不動産媒介事業者等への代理納付

令和3年3月末までの間、特例として、解雇以外の休業等に伴う収入減少等の場合でも、3か月間の再支給が可能

【事業スキーム】



生活困窮者自立支援の機能強化

令和2年度 第三次補正予算

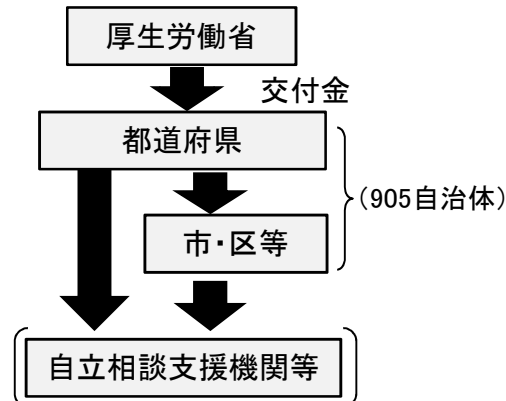
【要旨】 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(140億円)の内数

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に困窮される方への支援の強化が課題となっている。
- これまで、第2次補正予算による自立相談支援員の加配等を進めてきたところ、引き続き、自立相談支援体制の強化を図るとともに、地域の課題や実情を踏まえた家計改善支援の人員体制の強化、就労準備支援や子どもの学習・生活支援事業のICT化、住まい支援の強化等を進めることにより、出口支援まで一体的に生活困窮者自立支援制度の機能強化を促進する。

事業実施主体

都道府県・市・区等
(福祉事務所設置自治体、
905自治体)

補助の流れ



補助率

国 3/4

事業内容

各自治体において、次の内容など、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた、生活困窮者の自立支援に関する必要な機能強化を行う。

- ① 自立相談支援員の加配や、電話・メール・SNSなどを活用による等による自立相談支援体制の強化
- ② 生活困窮者が新型コロナウイルス感染症対策である各施策の相談や申込等を行う際の支援を行う補助者の配置や、補助者に対する職場内訓練等を通じた人材育成
- ③ 住居確保給付金の申請処理のための事務職員の雇用など、円滑な事務処理体制の強化
- ④ 多言語対応のための機器購入、通訳配置等による外国籍の方への生活困窮者自立支援の実施
- ⑤ 家計改善支援員の加配等による家計改善支援体制の強化
- ⑥ 自治体の商工部門等と連携した就労支援
- ⑦ 就労準備支援事業等において、オンライン等で実施する支援メニューの開発支援、機器整備。また、Eラーニング教材の作成や研修等を通じた支援の強化
- ⑧ 市区等の地域における就労体験・就労訓練先の開拓・マッチングの実施による就労支援の強化
- ⑨ 子どもの学習・生活支援事業におけるオンライン支援の強化に係る貸出用タブレットの購入、インターネット回線の設置による遠隔地での学習支援やオンライン相談の実施等
- ⑩ 子どもの学習・生活支援事業や一時生活支援事業において、困窮者と関係機関(学校、子ども食堂、庁内教育・住宅部局、不動産関連会社、居住支援法人等)のコーディネート機能を担う職員の加配による支援の強化
- ⑪ 不安定居住者に対するアウトリーチ支援に係る巡回相談支援の強化
- ⑫ 不安定居住者に対する一時的な居所確保の強化
- ⑬ 一時生活支援事業の実施促進に向けた共同実施体制整備への支援強化
- ⑭ その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組の実施

第4 地域福祉の推進等について

1 被災者に対する見守り等の支援の推進について

(1) 現状・課題

- 東日本大震災や令和2年7月豪雨等により応急仮設住宅等に入居する被災者に対して、引き続き、相談員の巡回による孤立防止のための見守りや相談支援等を実施していくことが必要。

(2) 令和3年度の取組

- 被災者の方々の抱える課題が多様化・複雑化している状況を踏まえ、避難生活においても安心した生活が確保されるよう、自治体を実施する、相談員の巡回による孤立防止のための見守りや相談支援等の取組に対する補助を実施する。

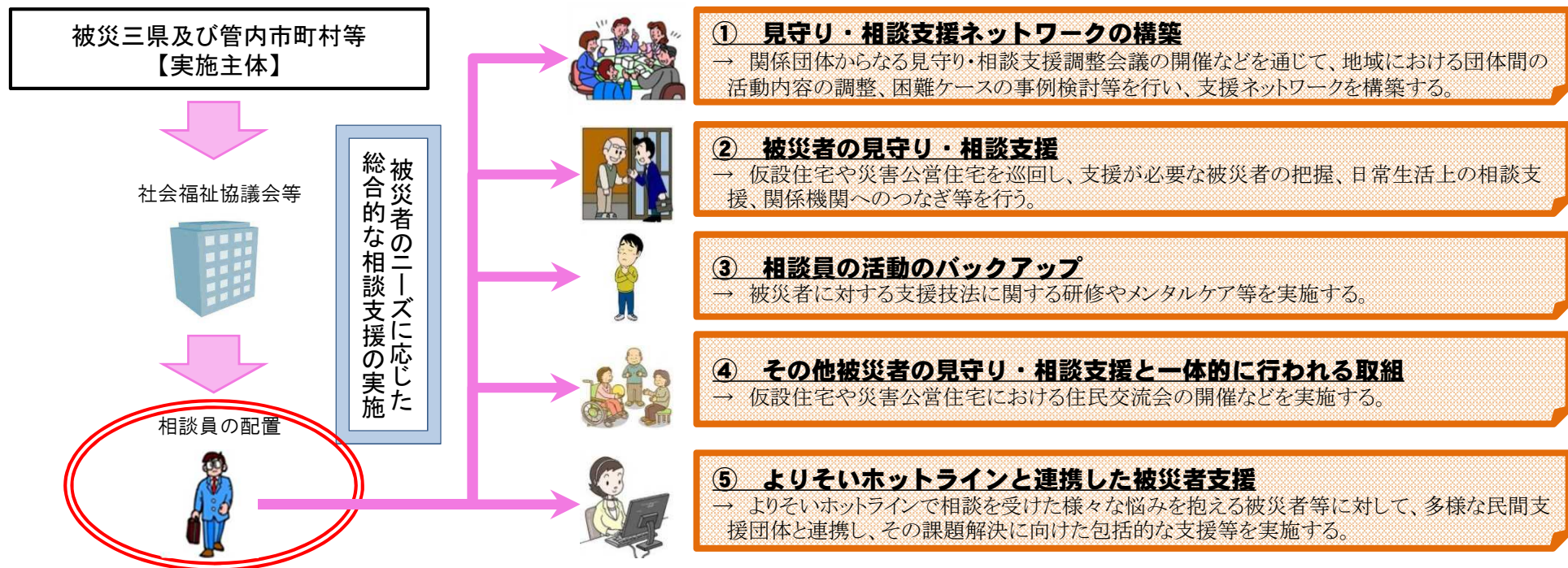
(3) 依頼・連絡事項

- 発災時に自治体が速やかに事業実施できる仕組みとしているので、災害が発生した際には必要に応じて本事業の活用を検討いただきたい。なお、新たに本事業を実施する予定となった場合には、補助金の協議を待つことなく、速やかに当局地域福祉課に相談されたい。
- 被災者に対する見守り・相談支援等については、被災者それぞれの状況に応じた切れ目のない支援が実施できるよう、避難生活を送る場所や時点に応じて実施される各種見守り・相談支援に係る事業について、
 - ① 各事業の担当部局間及び実施自治体間における連携体制の構築
 - ② 各事業の実施者間におけるアセスメント内容や支援内容の情報共有などに努められたい。なお、アセスメント内容や支援内容の情報共有においては、個人情報への取扱いへの配慮をお願いする。
※ 令和2年12月7日付社会・援護局地域福祉課、福祉基盤課、障害保健福祉部障害福祉課、老健局認知症施策・地域介護推進課 連名通知「被災者への見守り・相談支援に係る事業間の連携について」参照
- 加えて、本事業の終了後も、民生委員・児童委員による見守りを始め、生活困窮者自立支援制度や地域共生社会の取組等による支援などの一般施策によって必要な支援が実施されるよう、一般施策による支援へ移行について十分に検討いただきたい。
- なお、本事業が応急仮設住宅に入居した被災者を中心に災害を要因として孤立するおそれのある者への支援を目的としたものであることに留意して、効果的な支援を実施すること。

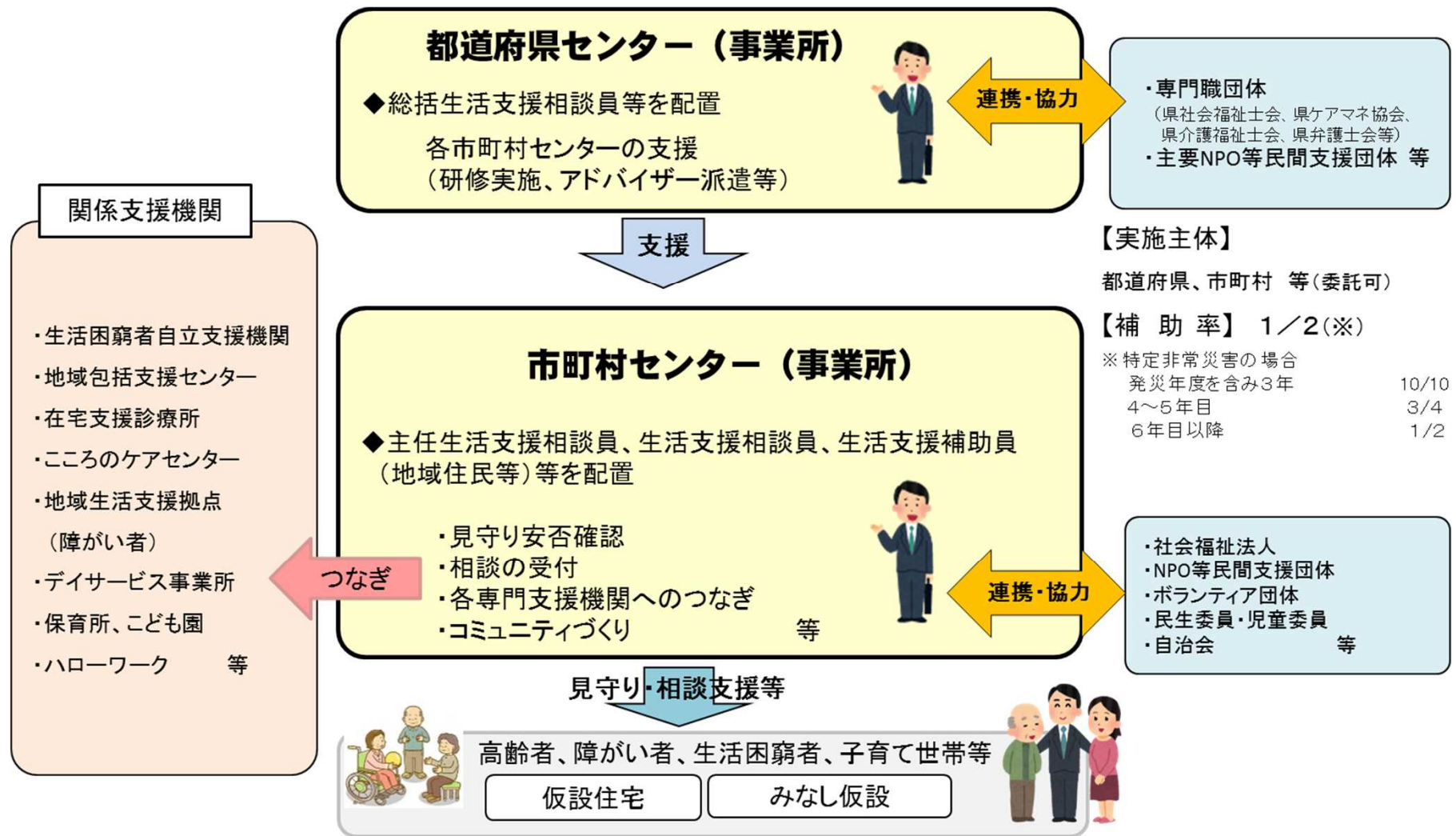
被災者見守り・相談支援事業【復興特会】

令和3年度予算案：125億円の内数
(令和2年度予算額：155億円の内数)

- 仮設住宅における避難生活の長期化等を踏まえ、被災者がそれぞれの地域の中で生き生きと安心して日常生活を営むことができるよう、社会福祉協議会等に相談員を配置し、以下のような取組を総合的に行う。
 - ① 「被災者見守り・相談支援調整会議」の開催などを通じた地域における見守り・相談支援ネットワークの構築
 - ② 相談員による仮設住宅や災害公営住宅等の巡回などを通じた被災者の見守り・相談支援
 - ③ 被災者に対する支援技法に関する研修やメンタルケア等被災者支援に従事する者の活動のバックアップ
 - ④ その他被災者の自立した日常生活を支援するため、被災者の見守り・相談支援に付随して行う取組
 - ⑤ 全国を対象に実施している電話相談事業(「よりそいホットライン」)で相談を受けた、様々な悩みを抱える被災者等に対して、多様な民間支援団体と連携し、その具体的な課題の解決に向け、包括的な支援を実施



被災者は災害救助法に基づく応急仮設住宅に入居するなど、被災前とは大きく異なった環境に置かれることとなる。
 このような被災者が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守り支援や、日常生活上の相談を行ったうえで被災者を各専門相談機関へつなぐ等の支援を行う。(対象災害: 令和2年7月豪雨、熊本地震、平成30年7月豪雨 等)



2 地域福祉計画について

(1) 現状・課題

- 平成30年4月1日施行の改正社会福祉法により、計画に盛り込むべき事項に福祉の各分野における共通事項等を追加し、計画の策定を努力義務化。
- 「市町村地域福祉計画」は、市町村が、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、多様な関係機関と協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とする。(令和2年4月1日現在策定済:1,405市町村(策定率80.7%))
- 「都道府県地域福祉支援計画」は、広域的な観点から、市町村の地域福祉が推進されるよう、各市町村の規模、地域の特性、施策への取組状況等に応じて支援していくことを内容とする。(令和2年4月1日現在策定済:47都道府県(策定率100%))

(2) 依頼・連絡事項

- 平成30年4月から施行されている改正社会福祉法により、地域福祉(支援)計画の策定は努力義務化されており、未策定の自治体におかれては、地域福祉(支援)計画の策定に努められたい。
- また、令和3年4月から施行予定である改正社会福祉法第107条第1項及び第108条第1項において、地域福祉(支援)計画に盛り込むべき事項として5項目(①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項、④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項、⑤地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項)が掲げられている中、社会福祉法が定める地域福祉計画として認められるためには、これらの5項目の全てを定めることが必要であり、全てを定めていない自治体においては、記載内容を追加されたい。
- 都道府県におかれては、市町村地域福祉計画の改定について管内市町村への周知及び支援と、計画が未策定の市町村に対しては早急に策定が行われるよう支援をお願いしたい。
- 地域福祉(支援)計画の策定状況については、毎年度調査を実施し、各自治体の取組状況を公表しているが、引き続き必要な調査にご協力願いたい。

地域福祉計画策定状況等について

I 市町村地域福祉計画策定状況等調査

【調査の概要】

- 調査対象: 1741市町村
- 回答数: 1741市町村(回収率100%)
- 調査時点: 令和2年4月1日現在

II 都道府県地域福祉支援計画策定状況等調査

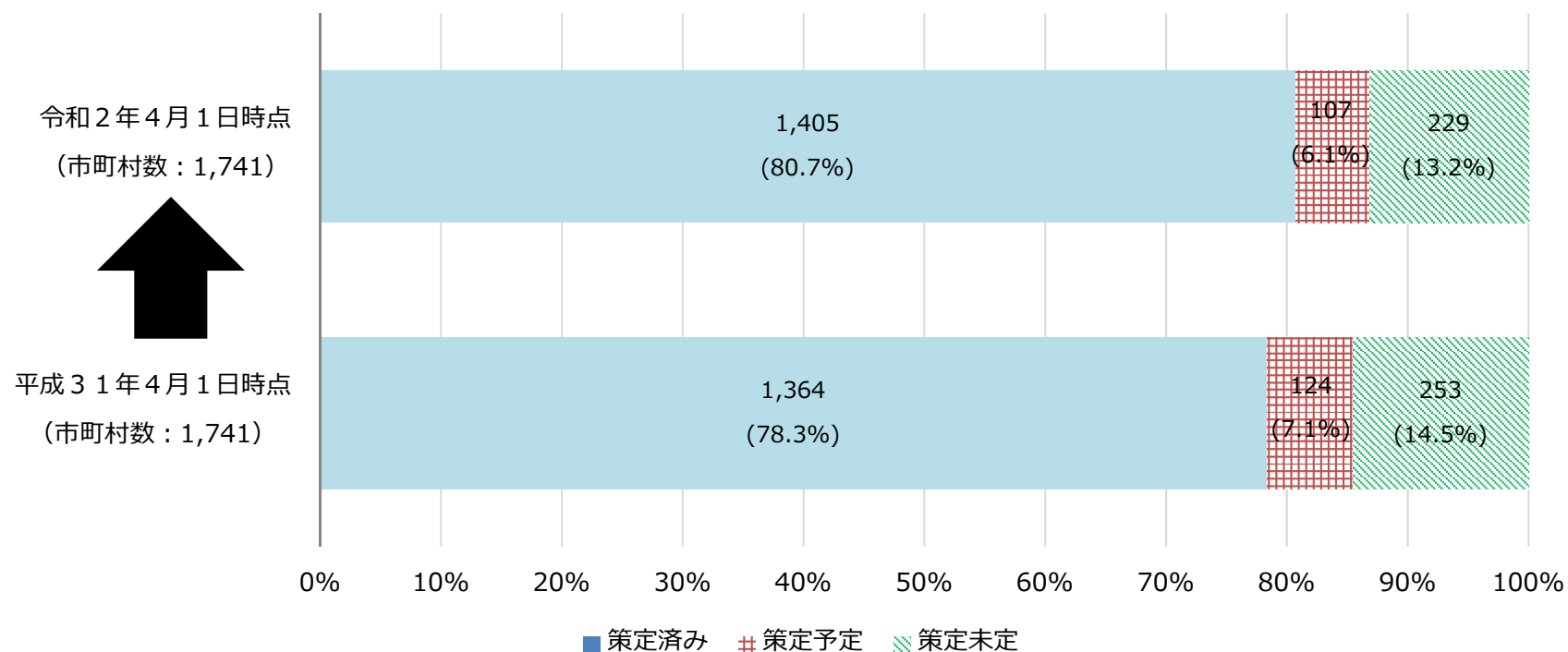
【調査の概要】

- 調査対象: 47都道府県
- 回答数: 47都道府県(回収率100%)
- 調査時点: 令和2年4月1日現在

<市町村地域福祉計画の策定状況>

- 全1,741市町村のうち、「策定済み」が1,405市町村(80.7%)となり、前回調査と比較して2.4ポイント増加した。

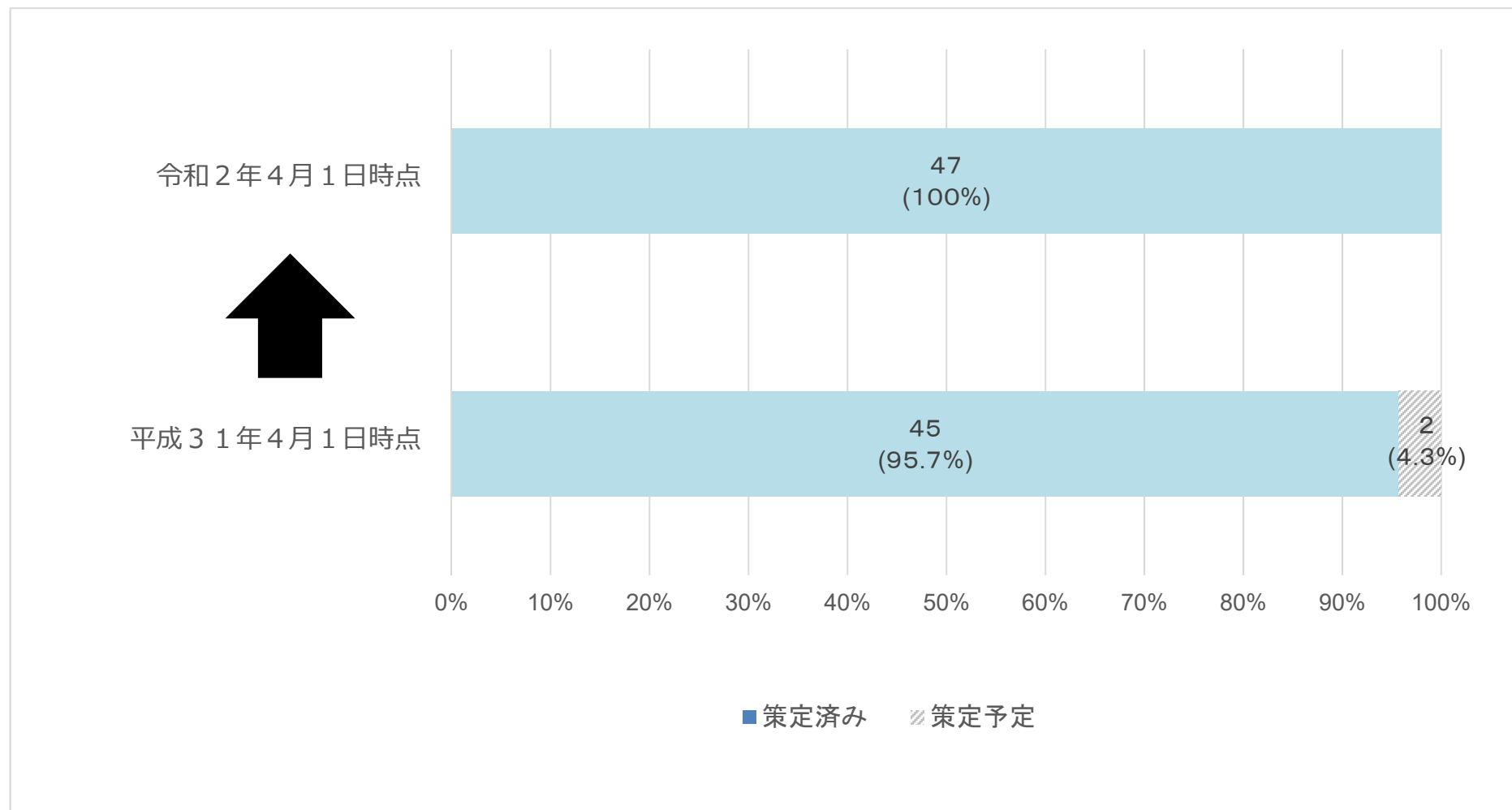
市町村(東京都特別区を含む)の地域福祉計画策定状況



<都道府県地域福祉支援計画の策定状況>

○ 全47都道府県において、「策定済み」となっている。

47都道府県の回答



3 民生委員について

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響下での民生委員活動について

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止策が求められる中、民生委員は、地域住民とのつながりを続けるために、日々、様々な工夫を凝らしながら、地域の実情に応じた活動を行っている。
- 都道府県及び市区町村においては、引き続き、感染予防・拡大防止に留意の上、個々の民生委員の健康状態等に応じて柔軟な活動ができるよう、管内の民生委員の地域の実情に応じた活動内容・方法等について十分配慮いただくようお願いする。

(感染拡大防止に配慮した活動の例)

- ・ 電話やFAXによる安否確認
- ・ インターフォンを使用し、ドア越しでの安否確認
- ・ 暑中見舞いや小中学生(子ども民生委員)によるお手紙訪問
- ・ 高齢者宅へ往復はがきを出して、暮らしの様子や困り事を返信してもらう。
- ・ メールやLINEなどのSNSによる住民への声かけ、グループトーク
- ・ 地域包括支援センター等と連携した見守り活動 等

(2) 民生委員の担い手確保、活動の負担軽減に向けた取組について

- 広く住民に民生委員活動を理解していただくことや民生委員の負担軽減、将来のなり手を確保することなどに資する取組として、一部の自治体においては、独自に「民生委員協力員」の設置や「子ども民生委員」の委嘱、行政のサポート体制を強化するといった取組がなされている。
- 今後とも民生委員活動の一層の充実のために、地域の実情に応じた自治体の創意工夫のある取組を実施いただくようお願いする。特に、一斉改選後、委嘱数が定員数を満たしていない自治体においては、引き続き、民生委員の確保に向けた取組を進めて頂くようお願いする。

(民生委員の担い手確保に向けた取組、活動負担軽減に向けた取組例)

- ・ 民生委員の役割・活動内容について、チラシや動画の作成、ホームページの充実など広報活動の推進
- ・ 民生委員の負担軽減や、新たな地域福祉の担い手(将来の民生委員候補者)の発掘等を目的に、民生委員の活動を補佐する「民生委員協力員」を配置
- ・ 小学生等を対象に、民生委員の役割等に関する授業を行い「子ども民生委員」に委嘱し、民生委員と一緒に一人暮らしの高齢者の訪問や見守り活動などを実施
- ・ 民生委員の選任に当たり、弾力的な上限年齢の設定など地域の実情に応じた選任要件の設定。
- ・ 民生委員・児童委員の包括的な相談窓口として、民生委員・児童委員支援担当者を庁内関係各課に置き、関係各課や関係機関との調整、必要に応じて現地に同行するなど、行政によるサポート体制を構築。 等

第5 成年後見制度の利用促進について

(1) 現状・課題

- 成年後見制度は、認知症や知的障害・精神障害により財産管理や日常生活等に支障がある人を支える重要な手段であるが、十分に利用されていないことから、平成28年4月に成年後見制度利用促進法が成立、平成29年3月に同法に基づき「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定。
- 令和元年5月に基本計画に係るKPIとして、中核機関の整備や市町村計画の策定などについて、令和3年度末までの目標を設定し、認知症施策推進大綱に盛り込まれたところ。
 - 〈基本計画に係るKPI(令和3年度末の目標)〉
 - ・ 中核機関(権利擁護センター等を含む)を整備した市区町村数 ⇒ 目標値:全1741市区町村
 - ・ 市町村計画を策定した市区町村数 ⇒ 目標値:全1741市区町村 等
- 令和2年3月、成年後見制度利用促進専門家会議において、基本計画の中間検証結果をとりまとめたところ。

(2) 令和3年度の取組

- 令和2年度第三次補正予算案において、中核機関等の相談支援・体制整備におけるオンライン活用の推進や条件不利地域での体制整備に向けた都道府県・市町村の共同・連携を推進するための補助事業を創設。(新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(仮称)の一部)
- また、令和3年度予算案において、引き続き都道府県による広域的な体制整備や中核機関の立ち上げ支援や、中核機関等における市民後見人、親族後見人への支援体制の強化、適切な後見人候補者の家裁への推薦の取組、後見人等への意思決定支援研修や任意後見・補助・保佐等の広報・相談の強化等にかかる予算を計上している。
- KPIの達成に向けて、引き続き中核機関の整備等を推進するとともに、令和3年度が最終年度である成年後見制度利用促進基本計画の見直しに向けて検討を進めていく。

(3) 依頼・連絡事項

- 都道府県におかれては、KPIの達成に向けて、家庭裁判所や都道府県社会福祉協議会、専門職団体等と連携の下、管内市区町村の体制整備の支援や働きかけを行うなど、広域的な観点から管内市区町村の体制整備についての主導的な役割をお願いします。
- 市区町村におかれては、KPIを踏まえて中核機関の整備や市町村計画の策定に向けた積極的な取組をお願いします。

連 絡 事 項

第1 「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の整備等 について

1 「地域共生社会」の実現に向けた取組について

少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造の変化の中で、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現が求められている。

こうした考え方を具体化するため、平成29年の社会福祉法改正を踏まえ、各市町村における地域住民相互の支え合いの体制づくりや関係機関の連携による包括的支援体制の整備を、「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業（以下「モデル事業」という。）も活用しながら進めてきたところである（※モデル事業は平成28年度から実施しており、令和2年度では279自治体が事業に取り組んでいる）。

また、平成29年の改正社会福祉法附則の規定やモデル事業の実施状況を踏まえ、包括的な支援体制の全国的な整備のための具体的な方策を検討するため、令和元年5月に、厚生労働省に「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」を設置し、同年12月に最終とりまとめを公表した。

地域共生社会推進検討会の最終とりまとめやモデル事業の成果等も踏まえつつ、市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業や、その財政支援の規定の創設等を内容とする「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案」を第201回通常国会に提出し、令和2（2020）年6月5日（令和2年法律第52号）に成立した。

本改正法による改正後の社会福祉法（以下「改正社会福祉法」という。）において新たに創設された重層的支援体制整備事業の施行（令和3（2021）年4月）に向けて、令和3年度から重層的支援体制整備事業を実施する市町村に対する支援、令和4年度以降に新事業の実施を希望する市町村に対する支援を各々進めていく。

2 重層的支援体制整備事業の創設について

(1) 重層的支援体制整備事業の枠組みについて

重層的支援体制整備事業は、市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものである。

そのため、従来、分野（介護、障害、子育て、生活困窮）ごとに行われていた相談支援や地域づくりにかかる補助に、新たに相談支援や参加支援の機能強化を図る補助を加えて一体的に執行できるよう「重層的支援体制整備事業交付金」として交付することとしている。

なお、重層的支援体制整備事業を実施する市町村（令和3年度においては、令和2年10月に実施した国の意向調査で重層的支援体制整備事業を実施すると回答した市町村）は、表1のすべての事業を実施することが必要であり、国は重層的支援体制整備事業交付金としてこれらの事業に必要な財源を交付する。

本事業は、実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業であるが、地域共生社会の実践に向けた効果的な取組と考えており、多くの市町村に取り組んでいただきたい。したがって、市町村においては、重層的支援体制整備事業の実施に向けて、分野を超えた部局横断の連携体制の検討及び整備、重層的支援体制整備事業実施計画の策定や重層的支援体制整備事業を実施する際の市町村内の毎年度の予算編成や予算執行にかかる体制の構築を進めていただきたい。

都道府県においては、重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業（3の（2）参照）を活用するなど、管内市町村への積極的な支援をお願いしたい。

(2) 重層的支援体制整備事業交付金について

重層的支援体制整備事業交付金については、各分野の相談支援及び地域づくりにかかる既存事業の補助金等を一体化するとともに、参加支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働といった新たな機能にかかる補助を追加して交付するものである。

既存事業分については、財政保障の水準を維持する観点から、国、都道府県、市町村の費用負担割合や補助基準額は、それぞれの制度における現行の規定と同様としている。令和3年度予算案における既存事業及び新たな機能に係る各事業の補助率は表2のとおりであり、新たな機能分の補助基準額（案）は表3のとおり検討している。新たな機能分（多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業）の国の補助率は3/4（市町村の負担は1/4）としているが、これは制度施行当初の移行準備期間としての措置であり、令和5年度以降の補助率は、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とすることを検討している。なお、令和3年度における多機関協働事業、参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業に要する地方負担分については普通交付税措置が行われる予定である。

また、改正社会福祉法に基づき、社会福祉法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（令和2年政令第380号）、社会福祉法

施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 205 号）及び社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号イの規定に基づく厚生労働大臣が定める事業を定める件（令和 2 年厚生労働省告示第 396 号）については、令和 2 年 12 月 24 日付け公布され、令和 3 年 4 月から施行することとされた。これに伴い、同日付けにて通知（「社会福祉法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令等の公布等について」子ども家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）を発出し、重層的支援体制整備事業に要する費用に関する交付金の交付の方法、その額の算定の基礎となる費用の算定方法等について周知した。

なお、重層的支援体制整備事業の具体的な事業内容、交付方法等については、別途通知にてお示しする予定であるので御了知いただきたい。

表 1（重層的支援体制整備事業で実施する事業）

	事業名
包括的 相談 支援 事業	地域包括支援センターの運営 *改正社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号のイ
	障害者相談支援事業 *改正社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号のロ
	利用者支援事業 *改正社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号のハ
	生活困窮者自立相談支援事業 *改正社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号のニ
	福祉事務所未設置町村による相談事業
地域 づく り 事業	地域介護予防活動支援事業 *改正社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号のイ
	生活支援体制整備事業 *改正社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号のロ
	地域活動支援センターの基本事業 *改正社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号のハ
	地域子育て支援拠点事業 *改正社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号のニ
	地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業
新 た な 機 能	参加支援事業 *改正社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 2 号
	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 *改正社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 4 号
	多機関協働事業 *改正社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 5 号

表2 (令和3年度における重層的支援体制整備事業で実施する各事業の補助率等)

	事業名	補助率等			
		国	都道府県	市町村	その他
包括的 相談 支援 事業	地域包括支援センターの 運営	38.5/100	19.25/100	19.25/100	23/100 (1号保険料)
	基幹相談支援センター等 機能強化事業等 ※1	50/100 以内	25/100 以内	25/100	—
	利用者支援事業	2/3	1/6	1/6	—
	生活困窮者自立相談支援 事業	3/4	—	1/4	—
	福祉事務所未設置町村に よる相談事業	3/4	—	1/4	—
地域 づくり 事業	地域介護予防活動支援 事業	25/100	12.5/100	12.5/100	23/100 (1号保険料) 27/100 (2号保険料)
	生活支援体制整備事業	38.5/100	19.25/100	19.25/100	23/100 (1号保険料)
	地域活動支援センター 機能強化事業 ※2	50/100 以内	25/100 以内	25/100	—
	地域子育て支援拠点事業	1/3	1/3	1/3	—
	地域における生活困窮者 支援等のための共助の基 盤づくり事業	1/2	—	1/2	—
新たな 機能	<ul style="list-style-type: none"> ・参加支援事業 ・アウトリーチ等を 通じた継続的支援事業 ・多機関協働事業 	3/4	—	1/4	—

※1 地方交付税を財源として実施される障害者相談支援事業に加えて、地域生活支援事業費等補助金実施要綱に規定する「相談支援事業（基幹相談支援センター等機能強化事業等）」を原則実施

※2 地方交付税を財源として実施される地域活動支援センターの基本事業に加えて、地域生活支援事業費等補助金実施要綱に規定する「地域活動支援センター機能強化事業」を原則実施

表3（令和3年度における新たな機能分の補助基準額（案））

市町村人口規模	補助基準額（円）
10,000人未満	25,300,000
10,000人以上～30,000人未満	28,000,000
30,000人以上～50,000人未満	31,000,000
50,000人以上～100,000人未満	33,800,000
100,000人以上～200,000人未満	42,000,000
200,000人以上～300,000人未満	50,500,000
300,000人以上～500,000人未満	56,000,000
500,000人以上	61,800,000

※市町村人口規模は令和3年1月1日時点

（3）新たな機能（多機関協働事業等）の内容について

重層的支援体制整備事業では、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業といった、重層的支援体制の強化に資する新たな機能を追加している。

多機関協働事業は、重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるなど、既存の相談支援機関をサポートし、市町村における包括的な支援体制を構築できるよう支援するものである。具体的には、重層的支援体制整備事業による個別支援の進捗状況等を把握し、必要があれば既存の相談支援機関の専門職に助言を行うなど、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定める等の取組を実施する。

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、複数分野にまたがる複合化・複雑化した課題を抱えているなどのために、必要な支援が届いていない人に支援を届けるものである。具体的には、各種会議、支援関係機関との連携を通じて、地域の状況等にかかる情報を幅広く収集するとともに、地域住民とのつながりを構築する中でニーズを抱える相談者を見つける。また、本人と直接対面したり、継続的な関わりを持つために、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行う。

参加支援事業は、各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行うものである。具体的には、利用者のニーズや課題など丁寧に把握し、地域の社会資源との間をコーディネートし、本人と支援メニューのマッチングを行うほか、新たに社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューをつくる。また、本人と支援メニューをマッチングした後、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップをするとともに、受け入れ先の悩みや課題にも寄り添い、困っていることがある場合にはサポートを行う。

これらの新たな機能についての具体的な内容については、これまでも改正社会福祉法にかかる全国担当者会議や各ブロック研修会等を通じて周知をしてきたところであり、「重層的支援体制整備事業」や「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」（3の（1）参照）を実施する市町村においては、事業内容を十分ご理解の上、事業内容の検討をしていただくようお願いしたい。

3 令和3年度予算案について

地域共生社会の実現に向けた取組を推進するため、「重層的支援体制整備事業」に加えて、「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」、「重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業」、「重層的支援体制構築推進人材養成事業」を実施するために必要な経費として、令和3年度予算案において計116億円を計上した。

各自治体におかれては、以下の各事業の具体的な内容について御理解の上、積極的な事業展開をお願いする。（「重層的支援体制整備事業」については2を参照）

なお、以下の各事業の具体的な事業内容等については、別途通知にてお示しする予定であるので御了知いただきたい。

（1）重層的支援体制整備事業への移行準備事業

改正社会福祉法に基づき重層的支援体制整備事業が創設されたため、これまで実施してきたモデル事業は令和2年度に廃止し、令和3年度は新たに「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」として新設する。本事業は、市町村が実施主体となり、令和4年度以降に重層的支援体制整備事業へ移行するために必要な経費に対して補助するものである。具体的には、重層的支援体制整備事業の実施に向けた市町村の体制整備に取り組むことを目的とし、多機関協働の取組を必須としつつ、アウトリーチ等を通じた継続的支援や参加支援の取組、庁内外の関係者・関係機関との連携体制を構築するための取組等を対象に補助する予定である。

令和3年度予算案における本事業の国の補助率は3/4（市町村の負担は1/4）としており、補助基準額（案）は表4のとおり検討している。また、本事業の補助期間は有期とし、モデル事業の補助期間と通算して3年間の補助期間（既にモデル事業の国庫補助を3年間受けている市町村は、別途1年間に限り補助）とする予定である。

市町村におかれては、重層的支援体制整備事業への移行に向けて、本事業の積極的な活用をお願いしたい。

表4（令和3年度における移行準備事業の補助基準額（案））

市町村人口規模	補助基準額（円）	
	令和4年度に 重層的支援体制整備事業 に移行予定の市町村	左記以外の 市町村
10,000人未満	25,300,000	16,900,000
10,000人以上～30,000人未満	28,000,000	18,700,000
30,000人以上～50,000人未満	31,000,000	20,700,000
50,000人以上～100,000人未満	33,800,000	22,500,000
100,000人以上～200,000人未満	42,000,000	28,000,000
200,000人以上～300,000人未満	50,500,000	33,700,000
300,000人以上～500,000人未満	56,000,000	37,300,000
500,000人以上	61,800,000	41,200,000

※市町村人口規模は令和3年1月1日時点

※令和3年度については、モデル事業からの事業継続を考慮し、令和4年度に移行予定の市町村を対象に、経過措置として重層的支援体制整備事業と同じ補助基準額を適用することとする。

（2）重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業

本事業は、都道府県が実施主体となり、市町村が推進する重層的な支援体制整備の後方支援として都道府県が行う各種取組に必要な経費に対して補助するものである（※都道府県による市町村の後方支援はモデル事業の中でも都道府県事業として進めてきており、令和2年度では27都県が取り組んでいる）。

具体的には、市町村における庁内連携促進のための支援、市町村間の交流・ネットワーク構築支援、重層的支援体制整備事業への移行促進等を目的とした研修の実施、重層的支援体制構築のための実態調査等の取組を対象に補助する予定である。また、本事業の国の補助率は3/4（都道府県の負担は1/4）としている。なお、令和3年度における本事業に要する地方負担分については普通交付税措置が行われる予定である。

今回、改正社会福祉法に重層的支援体制整備事業が創設されることを受けて、国及び都道府県の責務として、市町村において重層的支援体制整備事業の実施など、包括的な支援体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう必要な支援を行う旨（表5）を規定したところである。具体的には、都道府県の広域的・専門的な機能として、都道府県が実施している相談支援等の機能と、市町村の重層的支援体制との連携により、複雑化・複合化した課題を有する者の包括的な支援体制の充実が図られること、また、市町村への必要な後方支援を行うことが期待される。

これらの都道府県に求められる役割に鑑み、市町村における包括的な支援体制の整備がさらに推進されるよう、都道府県におかれては、本事業の積極的な活用をお願いしたい。

表5（改正社会福祉法（抜粋） ※令和3年4月施行）

<p>（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。</p> <p>3 国及び都道府県は、<u>市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。</u></p>
--

（3）重層的支援体制構築推進人材養成事業

重層的支援体制整備事業に関わる支援者は、今回（令和2年6月）の社会福祉法改正の趣旨を理解し、多様な分野と連携しながら包括的な支援を進めていくことで、地域共生社会の実現の一翼を担っていただきたいと考えている。そのため、重層的支援体制整備事業の推進に際して、人材養成は極めて重要である。

人材養成の取組について、今年度は、重層的支援体制整備事業への円滑な移行推進・自治体間の交流促進を目的として、改正社会福祉法に関する全国担当者会議、全国8ブロックにおける研修会、モデル事業に従事する支援員を対象にした研修会、地域共生社会の理念を広く浸透させていくためのシンポジウムを開催した。

また、令和3年度は、重層的支援体制構築推進人材養成事業を創設し、国が実施主体となり、都道府県職員、重層的支援体制整備事業を実施している市町村職員や多機関協働事業等の業務に従事する者などを対象とした全国研修、重層的支援体制整備事業の実施を検討している市町村職員や、重層的支援体制整備事業を実施する市町村の各支援関係機関を対象にしたブロック別研修を行う予定である。都道府県、市町村におかれては、本事業に係る研修会等へ積極的に参加いただくようお願いしたい。

なお、上記以外に、各都道府県との協議の上で、厚生労働省職員が都道府県を訪問し、地域共生社会の考え方や重層的支援体制整備事業等の内容など広く周知・広報を行う機会を設けることも予定している。別途、実施にあたっての協議などの御案内をさせていただくので御了知願いたい。

4 その他

(1) 重層的支援体制整備事業を推進するための各種取組について

① 多様な施策との連携について

属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援の3つの支援は、相談支援によって本人や世帯の属性を問わず包括的に相談を受け止め、関係機関全体で支援を進めるとともに、参加支援を通じて、本人や世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりを段階的に回復する支援を実施することと、地域を面で捉えた地域づくりに向けた支援により、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する環境整備を実施することで、個別支援と地域に対する支援の両面を通じて、人と人のつながりを基盤としたセーフティネットを強化するものとなる。

また、重層的支援体制整備事業においては、市町村内の各種施策に係る支援機関が相互に連携し、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する体制を構築していくことが重要となる。そのため、改正社会福祉法第6条第2項（表6）に明示された保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生等の多様な関係部局の連携を強化する観点から、同法第106条の6において、市町村が、関係部局や支援機関、民生委員・児童委員等の関係者により構成される支援会議を組織することができることや、同法第106条の5において、重層的支援体制整備事業の提供体制を明記した重層的支援体制整備事業実施計画の策定に関する規定を設けている。

今後、多様な施策の連携を円滑に進めることができるよう、各施策との連携通知を発出することを予定（例えば、労働分野やまちづくり分野において、支援会議等への参加や参加支援における社会資源の共有に関して連携を推進すること等の通知を発出することを想定）しているので、御了知いただきたい。

あわせて重層的支援体制整備事業実施計画の記載内容については、令和2年12月24日付けで公布された社会福祉法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第205号）で定めるところであるが、具体的な作成ガイドライン（仮称）についても追って発出する予定であるので、御了知いただきたい。

表6（改正社会福祉法（抜粋） ※令和3年4月施行） 再掲

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)
第六条（略）
2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、 <u>保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。</u>
3（略）

② 参加支援について

複雑化・複合化したニーズを抱える者に対して、多様な社会参加への支援を提供するためには、既存制度では対応できない狭間のニーズに対応できる社会資源を確

保することが必要であるが、各地域において様々な福祉サービスを提供している福祉サービス事業所等には、その支援に関する人材、場、ノウハウを十分に活かしていただくことが期待される。

これまで、各分野のサービスを複合的に提供する場合の取扱いについては、「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン（平成 28 年 3 月）」や、介護保険と障害福祉のサービスを同一の事業所で一体的に提供する共生型サービスの実施等により進められてきたところであるが、多様な社会参加に向けた社会資源の活用方法として、既存の福祉サービス事業所等において、定員の空きを活用するなど、本来の業務に支障の無い範囲で本来の支援対象者とは別に、社会参加に向けた支援対象者（以下、「参加支援対象者」という。）を受け入れることも考えられる。

各地域の実情に応じて、こうした取組が進められるよう、本来の業務に支障が生じない範囲で参加支援対象者が利用する場合の考え方を整理し、別途お示しする予定であるので、御了知いただきたい。

(2) 企業版ふるさと納税の活用について

企業版ふるさと納税は、新たな民間資金の流れを巻き起こし、地方創生の取組を深化させることを目的として、平成 28 年度に創設された制度である。本制度は、国が認定した地方公共団体の地方創生のプロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みである。

令和 2 年度税制改正では、税の軽減効果を最大約 9 割まで引き上げられるとともに、地域再生計画の認定手続の簡素化など、大幅な見直しが実施された。併せて、地方創生推進交付金や地方財政措置を伴わない補助金・交付金に加え、併用可能な国の補助金・交付金が拡大されたところ。重層的支援体制整備事業についても、その地方負担分に企業版ふるさと納税が活用できるため、地方負担軽減の観点から、積極的にご活用いただきたい。

なお、本制度の内容や手続き等については、内閣府地方創生推進事務局のホームページ等を参照されたい。

○企業版ふるさと納税ポータルサイト（内閣府地方創生推進事務局）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/kigyuu_furusato.html

○内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局

企業版ふるさと納税担当 03-6257-1421（直通）

(3) 各事業の実績報告について

重層的支援体制整備事業を推進するにあたり、本事業を行うことによる経年的な効果や成果を明らかにしていくことが重要である。そのため、重層的支援体制整備事業や重層的支援体制整備事業への移行準備事業を実施する市町村におかれては、

これらの事業を通じて得られる基本情報の収集をお願いする予定であるので、御協力いただきたい。

また、令和2年度にモデル事業を実施している市町村におかれては、令和3年度当初に、事業実績報告を提出していただく。

(4) 地域共生関連ホームページのリニューアルについて

厚生労働省においては、これまで継続的にモデル事業を実施し、また、令和3年4月からは新たに重層的支援体制整備事業を実施すること等により、地域共生社会の実現に向けた取組をさらに推進していくこととしている。今後さらに地域共生社会の実現に向けた気運を醸成するため、地域住民、保健医療福祉等の分野における関係団体や実践者、行政職員など幅広い方々を対象とし、「地域共生社会の実現」に関する様々な施策情報を分かりやすく伝えるためのホームページを開設する予定である。ホームページ開設時期は令和3年4月を予定しているが、当該ページが開設された際は別途お知らせするので、各都道府県・市町村における包括的な支援体制の構築を推進するにあたり十分に御活用いただきたい。

(5) 国によるサポートについて

重層的支援体制整備事業の実施に向けた個別の相談を随時受け付けており、状況に応じてオンライン・対面など様々な手法による対応も可能であるので、各都道府県・市町村におかれては事業の実施に向けて積極的に御相談いただきたい。

第2 ひきこもり支援の推進について

1 これまでのひきこもり支援について

平成21年度から、ひきこもりに特化した専門的な相談窓口として、各都道府県、指定都市に「ひきこもり地域支援センター」の整備を進めてきた結果、平成30年4月までに全ての都道府県、指定都市（67自治体）に設置されるに至った。

また、平成25年度には、本人や家族に対する早期対応を目的に、住み慣れた身近な地域において継続的な訪問支援を行う「ひきこもりサポーター」（ひきこもりの状態にあった元当事者（ピアサポーター）等を含む。）を養成して派遣する事業を開始した。

さらに、平成30年度には、より住民に身近な市町村におけるひきこもり支援を充実させるため、生活困窮者自立支援制度の就労準備支援事業で、訪問支援等による早期からの継続的な個別支援を重点的に実施する事業を開始するとともに、ひきこもり状態にある方の早期発見や支援につなげるための支援の拠点（居場所、相談窓口）づくりや、ひきこもり支援施策に関する情報を発信する事業を創設した。加えて、同年度には、ひきこもり地域支援センターが、これまで蓄積したひきこもり支援のノウハウにより市町村をバックアップする機能を強化する事業や、ひきこもり支援に携わる人材の育成や資質向上のための事業を創設した。

平成31年3月には、内閣府の「生活状況に関する調査」が公表され、40歳以上64歳以下の広義のひきこもりの状態にある者が61.3万人（推計値）に上ることが示され、令和元年6月には、より住民に身近な市町村の相談窓口として、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関において、ひきこもり状態にある方やその家族からの相談を確実に受け止め、ひきこもり状態にある方の特性を踏まえつつ、ひきこもり状態の背景となる多様な事情やそれぞれの心情に寄り添いながら、本人やその家族を中心とした支援を継続すること等について通知で示し、ひきこもり状態にある方に対する丁寧な対応の徹底を図った。併せて、ひきこもり地域支援センターにおいては、自立相談支援機関に対するバックアップを行うよう充実を図った。

2 就職氷河期世代支援について

令和元年5月に「厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン」（令和元年5月29日、2040年を展望した社会保障・働き方改革本部とりまとめ）が、同年6月に「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定。いわゆる「骨太の方針2019」）において「就職氷河期世代支援プログラム」が策定された。「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定。いわゆる「骨太の方針2020」）においても、当プログラムに基づき引き続き着実に支援に取り組むこととされており、令和2年12月には、「就職氷河期世代支援に関する行動計画2020」（令和2年12月25日就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議決定）が策定された。これらに基づいて、政府を挙げて就職氷河期世代支援に取り組んで

いく中で、ひきこもり状態にある方を念頭に置いた「社会参加に向けた丁寧な支援を必要とする者」への支援を推進していく。

「就職氷河期世代支援プログラム」では、「各都道府県等において、支援対象者が存在する基礎自治体の協力を得て、対象者の実態やニーズを明らかにし、その結果に基づき必要な支援が届く体制を構築することを目指す」とされている。

また、「就職氷河期世代支援に関する行動計画 2020」では、「就職氷河期世代支援に関する行動計画 2019」（令和元年 12 月 23 日就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議決定）に引き続き、都道府県及び市町村において、労働、福祉、経済等の各分野の組織体が一体となったプラットフォームを構築して施策を進めていくこととしており、福祉行政と労働行政の連携はもとより、経済団体やひきこもりの当事者団体・家族会など、官民の枠組みを超え、かつ当事者の意向も踏まえた多機関連携・多職種協働のネットワークを構築する。

なお、「就職氷河期世代支援プログラム」は、30 代半ばから 40 代後半に至る者を支援対象者とし、令和 2 年度からの 3 年間で集中的期間として取り組むこととしているが、社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする者は、息の長い継続的な支援が必要とされていることを踏まえ、自治体における実際のひきこもり支援に当たっては、年齢にかかわらず、かつ、特定の期間を区切ることなく、取り組んでいただきたい。

3 令和 2 年度におけるひきこもり支援に関する動きについて

令和 2 年度には、就職氷河期世代支援プログラム等を踏まえ、アウトリーチ等による自立相談支援の機能強化や、ひきこもり地域支援センターと自立相談支援機関の連携強化に加え、中高年の者をはじめとしたひきこもり当事者個々に適した支援の充実のため、生活困窮者自立支援事業とひきこもり支援推進事業等の内容を大幅に拡充している。

また、令和 2 年 10 月 27 日に、市町村におけるひきこもり支援体制の構築の基礎として、①ひきこもり状態にある方等が支援につながるためのひきこもり相談窓口の明確化・周知、②地域における支援内容・体制の検討や、関係者間での支援の目標共有に向けた支援対象者の実態やニーズの把握、③関係機関の連携・協働による支援や支援の気運醸成のための市町村プラットフォームの設置・運営について、市区町村及び都道府県において取り組むべき事項を当局地域福祉課長通知において示し、全ての市区町村において、原則、令和 3 年度末までにこれら全てに取り組んでいただくようお願いした。

4 令和 3 年度の取組について

(1) 市区町村におけるひきこもり支援体制の構築について

令和 2 年 10 月 27 日の当局地域福祉課長通知において、市区町村におけるひきこもり支援体制の構築の基礎となる、①ひきこもり相談窓口の明確化・周知、②支援対象者の実態やニーズの把握、③市町村プラットフォームの設置・運営について、原則、令和 3 年度末までにこれら全てに取り組んでいただくようお願いし

たところだが、これらの取組については、依然として取組が低調な自治体が見られるところであるため、改めて上記①～③に取り組んでいただくよう強くお願いする。

市区町村におけるひきこもり支援体制の構築に向けた具体的な取組内容
(「ひきこもり支援施策の推進について」(令和2年10月27日社会・援護局地域福祉課長通知)の概要)

1. 市区町村において取り組むこと

(1) 個別の取組に共通する事項

- ・ひきこもり支援の主となる担当部局を設定する。
- ・関係部局が連携して包括的に支援を実施する体制を構築する。
(例) ひきこもり支援施策担当課、生活困窮者自立支援担当課、障害福祉担当課、地域福祉担当課、子ども青少年支援施策担当課、保健福祉担当課など
- ・単独の市区町村でひきこもり支援体制を構築することが難しい場合は、複数自治体による広域での支援体制の構築を検討する。

(2) 個別の取組に関する事項

①ひきこもり相談窓口の明確化・周知

- ・市区町村においてひきこもりに関する相談を受け付ける相談窓口(事業を委託している場合は委託先を含む。)を明確にする。
 - ※ 相談者の年齢・性別・障害の有無等を問わず相談が受け付けられる体制にする。
 - ※ 自立相談支援機関未設置の町村においては、町村内の部局や都道府県設置の自立相談支援機関等を相談窓口とすることを検討する。
- ・広報紙・リーフレット等により、相談窓口の名称・場所・連絡先等を、全世帯に周知する。
 - ※ 複数の窓口がある場合は、窓口の一覧を周知するなど、住民にとって相談先が容易に分かるようにする。

②支援対象者の実態やニーズの把握

- ・支援体制や支援内容を検討する際の基礎となる、支援対象者の概数や支援ニーズ等、地域のひきこもりに関する実態を把握する。
 - ※ 実態把握の方法は、他の調査との一体的な実施や、都道府県と市区町村の合同実施等、地域の実情に応じた方法とする。

③市町村プラットフォームの設置・運営

- ・関係機関の担当者が相互かつ適時に連絡・情報共有を図ることのできる関係性を築く。
 - ※ 必ずしも関係機関を集めた会議を開催する必要は無い。
 - ※ 既存の会議体の活用や都道府県による共同設置など柔軟に対応する。
 - ※ 都道府県プラットフォームとの円滑な連携のため、市町村プラットフォームの運営事務局を設置する。

2. 都道府県において取り組むこと

- (1) 管内市区町村におけるひきこもり支援の取組状況を適時把握する。
- (2) 管内市区町村に対する合同説明会の開催など、取組の意義に関する理解促進を図る。
- (3) 管内市区町村の取組を、他の管内市区町村に共有する。
- (4) 管内市区町村からの求めに応じて、管内市区町村における庁内及び関係者との調整への支援を行う。
- (5) 広域実施を検討する管内市区町村における、市区町村間の調整への支援や、都道府県と市区町村との合同による取組を検討する。

(2) 令和3年度予算案及び令和2年度第三次補正予算について

令和3年度予算案及び令和2年度第三次補正予算においては、ひきこもり当事者や家族が孤立せず、相談しやすい環境づくりを促進するために、令和2年度までの取組を継続するとともに、新規の支援施策を盛り込んでいる。

主な施策は以下のとおりである。なお、⑥及び⑦は令和2年度第三次補正予算の「新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金」による事業だが、当交付金は、令和3年度へ繰越を可能としている。

各自治体においては、これらの事業を組み合わせるなど、ひきこもり支援に積極的に取り組んでいただきたい。

(令和3年度予算案)

① ひきこもりに関する地域社会に向けた普及啓発と情報発信の実施（国事業） 【新規】

地域社会に対してひきこもり支援に関する普及啓発を行い、ひきこもりへの理解促進を図るとともに、支援に関する情報発信を行い、ひきこもり当事者や家族が孤立せず、相談しやすい環境づくりを促進する。

② アウトリーチ等の充実による自立相談支援の機能強化

生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関の窓口に出トリーチ支援員を配置し、ひきこもり地域支援センターやサポステ等と連携しながら、同行相談や信頼関係の構築といった対本人型のアウトリーチ支援等を実施する。なお、アウトリーチを行う際には、本人の同意を得た上で、実施するものとする。

*詳細は「第3生活困窮者自立支援制度等の推進について2(2)」にて後述。

③ ひきこもり地域支援センターと自立相談支援機関の連携強化

ひきこもり支援に関する医療や心理等の専門的な知識や人材、ノウハウが不足している市区町村が多いこと、及び、ひきこもり支援に関する契約トラブルや、いわゆる「引き出し屋」に関する報道なども踏まえ、ひきこもり地域支援

センターに、医療、法律、心理、福祉、就労等の多職種から構成されるチームを新たに設置し、自立相談支援機関等に対する専門的なアドバイスや、当該支援機関と連携した当事者への直接支援を行う。

④ ひきこもり支援に携わる人材の養成研修（国事業）

自立相談支援機関の支援員向けに、ひきこもり状態にある者やその家族への支援手法に関する研修等を実施し、より質の高い支援ができる人材の養成を行う。

⑤ 中高年の者をはじめ当事者個々に適した支援の充実

ひきこもりサポート事業において、中高年のひきこもり状態にある者をはじめとした当事者個々に適した支援の充実のため、当事者個々が参加しやすくなるような居場所づくりをはじめ、就労に限らない多様な社会参加の場の確保、家族に対する相談や講習会等の開催等を行う。

（令和2年度第三次補正予算）

⑥ ひきこもり当事者（ピアサポーター）等によるSNS・電話等による支援の充実【新規】

SNSや電話等によるオンラインでの居場所の実施やカウンセリング相談などリモートでのひきこもり当事者（ピアサポーター）等による支援を充実し、新型コロナウイルスの感染拡大防止に配慮をしながら、支援機関への相談に抵抗感を抱くひきこもり状態にある者が相談しやすい環境を整え、必要な支援に繋ぐ。

⑦ 都道府県による市町村プラットフォーム設置・運営の支援【新規】

都道府県による管内市区町村に対する市町村プラットフォームの設置・運営についての出張相談や研修会の開催等を実施することにより、市町村プラットフォーム設置のノウハウや他市区町村の取組事例の横展開を図り、官民協働で社会参加等に向けた支援に取り組む市町村プラットフォームの設置及びプラットフォームを通じた支援を促進する。

（参考）「ひきこもり支援推進事業」の令和3年度国庫補助基準額（案）

1 ひきこもり地域支援センター設置運営事業

以下の区分ごとに算出して得た額の合計額を国庫補助基準額とする。

ア 基本額

	国庫補助基準額
成人期・児童期のどちらも支援の対象とする場合	1 自治体当たり 20,000 千円
成人期・児童期のいずれかのみを支援の対象とする場合	1 自治体当たり 10,000 千円

イ 加算額

	国庫補助基準額
市町村等支援のための専門職チームを配置する場合	1 自治体当たり 4,000 千円
市町村等支援員を加配して、市町村や関係機関に対して支援する場合	1 自治体当たり 支援員 1 人につき 3,000 千円 (※)
訪問相談支援員を加配して、訪問支援を行う場合	1 自治体当たり 3,000 千円

※上限：都道府県 3 人 指定都市 2 人

2 ひきこもり支援に携わる人材の養成研修事業

1 自治体当たり 1,000 千円

3 ひきこもりサポート事業

指定都市を含む市区町村については、人口区分に応じて、以下のとおり国庫補助基準額を設定する。都道府県については、国庫補助基準額を 5,000 千円とする。

人口区分	国庫補助基準額
2 万人未満	5,000 千円
2 万人以上～3 万人未満	6,000 千円
3 万人以上～4 万人未満	7,000 千円
4 万人以上～5.5 万人未満	8,000 千円
5.5 万人以上～7 万人未満	9,000 千円
7 万人以上	11,000 千円

事業内容は、以下のとおりであるが、「1 ①ひきこもりに関する相談窓口の周

知」及び「3①ひきこもり状態にある者が安心して参加できる居場所づくり」の
2つのメニューは必ず実施するものとする。

- 1 ①ひきこもりに関する相談窓口の周知
②ひきこもりに関する調査研究
- 2 関係機関とのネットワークづくり
- 3 ①ひきこもり状態にある者が安心して参加できる居場所づくり
②ひきこもり状態にある者の家族が参加する講習会、家族会
- 4 ひきこもりサポーター派遣
- 5 ひきこもりに関する相談支援の実施

第3 生活困窮者自立支援制度の推進について

1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応

(1) 相談支援の状況

① 相談件数等の増加と相談者の多様化

生活困窮者自立支援制度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活や住まいに不安を抱えられる方が急増し、自立相談支援機関においては、感染防止策を講じつつ、急増する相談への対応を行ってきた。

自立相談支援の相談件数等を見ると、

- ・ 自立相談支援件数（令和2年4～12月）約56.4万件※（令和元年度24.8万件）
- ・ 住居確保給付金支給件数（令和2年4～令和3年1月）約12万件※（令和元年度約4千件）

※ 速報値

となっている。

また、新型コロナウイルス感染症を機に、個人事業主、フリーランス、外国籍の方といった、これまでつながりの薄かった方々の相談が増えていることや、対面支援が困難となっていることなどの変化への対応が求められ、現場では、試行錯誤しながら支援を実施してきているところ、人員体制の充実、支援のICT化等の感染拡大防止策等の対応が課題となっている。

② 改革工程表に基づく目安値について

生活困窮者自立支援制度においては、これまで、「新経済・財政再生計画改革工程表2018」（平成30年12月20日経済財政諮問会議決定）に基づき、新規相談受付件数、プラン作成件数、就労支援対象者数、就労・増収率、自立生活のためのプラン作成者のうち、自立に向けての改善が見られた者の割合等がKPIとして設定されている。

今般、改定された「新経済・財政再生計画改革工程表2020」（令和2年12月18日経済財政諮問会議決定）では、新たに「新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、支援ニーズの増加に対する体制強化や支援のICT化を始めとした、生活困窮者自立支援制度の強化を進める」とされた。

国の目安値については、令和3年度においても令和2年度と同様であるが、引き続き改革工程表のKPIに基づき、新型コロナウイルス感染症の影響による支援ニーズの増加に対し、後述する国の財政支援（（2）参照。）も活用しつつ、必要な体制強化や支援のICT化等の措置を講じ、対応を行っていただくようお願いする。

(令和3年度目安値)

	目安値	参考 (R元実績)
新規相談受付件数(人口10万人・1ヶ月当たり) ※	16件	16.2件
プラン作成件数(人口10万人・1ヶ月当たり)※ (新規相談受付件数の50%)	8件	5.2件
就労支援対象者数 (プラン作成件数の60%)	5件	2.3件
就労・増収率	75%	61%
自立に向けての改善が見られた者の割合	90%	—

※ 人口10万人未満の自治体については、人口規模別に設定。

(2) 生活困窮者自立支援の機能強化

新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に困窮される方への支援の強化が課題となっている中、特に、対象拡大を行った住居確保給付金への対応、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための電話やSNS・メール等による遠隔相談のための設備への対応、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた各施策との連携強化などの課題について、自立相談支援機関の人員体制や環境の整備を行うための経費として、令和2年度第二次補正予算において約60億円を措置したところである。

さらに、令和2年度第三次補正予算においては、引き続き、自立相談支援体制の強化を図るとともに、地域の課題や実情を踏まえた家計改善支援の人員体制の強化、就労準備支援や子どもの学習・生活支援事業のICT化、住まい支援の強化等を進めることにより、生活困窮者自立支援制度の機能強化を促進することとしている。

本事業は、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金140億円の内数に位置付け、また、当交付金予算は令和3年度へ繰越を可能としている。

当交付金における取組メニューは、下記のとおりであるので、各自治体においては、地域の課題を踏まえ、必要な対応を講じていただきたい。

(取組メニュー)

- ① 自立相談支援員の加配や、電話・メール・SNSなどの活用等による自立相談支援体制の強化
- ② 生活困窮者が新型コロナウイルス感染症対策である各施策の相談や申込等を行う際の支援を行う補助者の配置や、補助者に対する職場内訓練等を通じた人材育成

- ③ 住居確保給付金の申請処理のための事務職員の雇用など、円滑な事務処理体制の強化
- ④ 多言語対応のための機器購入、通訳配置等による外国籍の方への生活困窮者自立支援の実施
- ⑤ 家計改善支援員の加配等による家計改善支援体制の強化
- ⑥ 自治体の商工部門等と連携した就労支援
- ⑦ 就労準備支援事業等において、オンライン等で実施する支援メニューの開発支援、機器整備。また、Eラーニング教材の作成や研修等を通じた支援の強化
- ⑧ 市区等の地域における就労体験・就労訓練先の開拓・マッチングの実施による就労支援の強化
- ⑨ 子どもの学習・生活支援事業におけるオンライン支援の強化に係る貸出用タブレットの購入、インターネット回線の設置による遠隔地での学習支援やオンライン相談の実施等
- ⑩ 子どもの学習・生活支援事業や一時生活支援事業において、困窮者と関係機関（学校、子ども食堂、庁内教育・住宅部局、不動産関連会社、居住支援法人等）のコーディネート機能を担う職員の加配による支援の強化
- ⑪ 不安定居住者に対するアウトリーチ支援に係る巡回相談支援の強化
- ⑫ 不安定居住者に対する一時的な居所確保の強化
- ⑬ 一時生活支援事業の実施促進に向けた共同実施体制整備への支援強化
- ⑭ その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組の実施

なお、当交付金の国庫補助率は3／4としているところであるが、地方負担分1／4については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の活用が可能となっている。

当交付金の令和2年度事業の執行については、各自治体において、令和3年3月末までの間における事業実施計画を作成していただき、その所要額に対して内示を行ったところである。また、2月下旬現在、令和3年度における事業実施計画に対する内示に向けた作業を進めているところである。

今後、令和3年度当初予算案に計上している生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金及び生活困窮者就労準備支援事業費等国庫補助金の協議を受け付けるとともに、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金についても、予算の状況を踏まえながら、順次、追加協議を受け付ける予定である。

各自治体においては、各事業の機能強化にあたり、以下を踏まえて、対応を進めていただきたい。

ア 自立相談支援事業

緊急小口資金等の特例貸付や住居確保給付金のニーズが拡大していることにより、主に都市部において、自立相談支援員等の業務負担が過重となっている実態があるため、それぞれの実態を踏まえて必要な措置を行うことが重要である。こ

のことは、一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワークからも指摘されている。各自治体においては、委託先法人等を通じて各窓口の状況を把握した上で、上記の交付金を積極的に活用する等の対応をお願いする。

なお、一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワークからの指摘事項は次のとおり。

- ・ 相談員等の時間外労働が過重となっていないか
- ・ 時間外労働や各手当など、必要な人件費の支払いにおいて、委託料に不足が生じていないか
- ・ 相談員等の健康状態に問題はないか
- ・ 外国籍の方への対応などにおいて、翻訳機器等が必要となっていないか
- ・ その他、窓口において苦慮していることはないか

また、相談支援等の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金による電話・メール・SNSなどの活用などによって三密を避けるとともに、相談支援員等の手洗い、咳エチケット等の徹底、自立相談支援機関等内の換気等の励行、発熱等の風邪症状が見られる相談支援員等の出勤免除や外出自粛勧奨等をお願いする。なお、消毒液の購入やパーティションの購入費用等についても、当交付金の活用が可能であるので、必要な環境整備を行っていただきたい。

イ 家計改善支援事業

新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少や、緊急小口資金等の特例貸付の利用者の急増などにより、今後、自立相談支援に加え、家計改善支援事業による支援の重要性はさらに高まる。また、特例貸付の償還期間は、緊急小口資金が2年、総合支援資金が10年間であることから、中長期にわたる息の長い支援が求められる。

このことから、各自治体においては、支援ニーズの高まりを想定して家計改善支援事業の人員体制を整えるとともに、事業が未実施の自治体においては、事業の実施をお願いする。

ウ 就労準備支援事業等の ICT 化

新型コロナウイルス感染症の新しい生活様式の実践が求められる中、生活困窮者の自立支援の現場においても、感染防止策の措置を講じつつ、支援を進める必要がある。

令和2年度予算を通じて、電話・メール・SNSなどを活用した、自立相談支援における相談対応等、非対面方式かつアクセスしやすい環境整備を進めてきたところ、引き続き、相談支援のICT化を進めていただくとともに、今後、就労準備支援事業や子どもの学習・生活支援事業におけるICTの活用を進めていただきたい。

(イ) 就労準備支援事業等のオンラインメニュー等支援強化

就労準備支援事業については、令和2年度調査研究事業を通じて、オンラ

イン等における支援メニューの好事例の収集を進めている。当該調査研究事業については、とりまとめ次第、周知を行う予定である。

各自治体においては、これを参考としつつ、非対面方式のオンライン等で実施する各地域の実情に応じた就労支援メニューの開発支援、機器整備等を進めていただきたい。

また、職場や様々な行政サービス等日常生活のオンライン化が進む中、デジタル機器やツールに不慣れな相談者や支援者が取り残されることがないよう、Eラーニング教材の作成や研修等を通じた支援の強化についても、取組をお願いしたい。

[オンラインメニューの例]

- 日常生活自立のメニュー
 - ・ 体操、ストレッチ、ヨガ等のプログラム
- 社会生活自立のメニュー
 - ・ グループワークの実施
 - ・ PCを活用した基礎訓練
- 就労自立のメニュー
 - ・ 模擬面接
 - ・ 履歴書作成
 - ・ 企業見学
 - ・ 就労体験の事前支援（求人票の確認、所在地までの経路等を双方向で確認しながら実施）
- 就労後の定着支援
 - ・ WEB、SNS等を活用した定着支援（本人の勤務状況や体調等を把握し、状況に応じた支援を実施）
- その他
 - ・ 上記オンラインメニューに係る各種Eラーニング教材、動画等の作成
 - ・ 支援者向け研修（SNS、オンライン会議等の活用方法等）

(ロ) 子どもの学習・生活支援事業の事業継続体制整備の強化

新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもの学習・生活支援事業を一時的に休止せざるを得ない状況となった自治体も見受けられた。また、学習支援会場が遠隔地にある、家庭の事情や集団での学習支援になじまないなどの理由により、参加が困難となっている場合もある。

生活困窮世帯の子どもに対しては、継続した学習支援や見守りが重要であるほか、より困難な子どもへの学習等支援を図る必要があることから、以下の例を参考として、事業を継続するため又はより多くの子どもが利用できるよう、オンラインによる支援体制の整備を進めていただきたい。

〔体制整備の例〕

- 遠隔地での学習支援やオンライン相談が行える環境整備に要する初期費用の補助の活用。
- 具体的には、貸出用タブレットの購入、事業者における電話・インターネット回線の設置・通信機器整備、Eラーニング教材の作成等

(3) 居住支援関係

① 住居確保給付金について

新型コロナウイルス感染症の影響に対応するため、これまで、支給対象の拡大、令和2年度中に新規申請した方を対象とした支給期間の最長12か月までの延長、令和3年3月末までの間、支給が終了した方に対して3か月間の再支給を可能とするなどの措置の対応を実施してきたところである。

各自治体におかれては、支援を必要としている方へ着実に住居確保給付金を支給いただくとともに、受給者の自立に向けたハローワーク等と連携した就労支援の実施、就労が困難な方等への生活保護制度の紹介など、個々人の状況に応じた支援を引き続きお願いしたい。

② 居住支援について

住まいに困窮している方に対しては、一時生活支援事業による衣食住の提供及び自立相談支援機関と連携した就労等による自立支援、令和元年度から施行された地域居住支援事業によるアパート等への入居支援、居住を継続するための見守り等支援等を実施しているところである。

事業を実施している自治体におかれては、引き続き積極的に取り組んでいただくほか、未実施の自治体におかれては、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金の取組メニュー⑬「一時生活支援事業の実施促進に向けた共同実施体制整備への支援強化」等も活用し、事業の実施を検討されたい。

③ 不安定居住者への支援強化について

新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、住居を失った又は失うおそれのある不安定居住者に対する支援を強化する必要がある。

このため、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金の取組メニューに、⑪「不安定居住者に対するアウトリーチ支援に係る巡回相談支援の強化」、⑫「不安定居住者に対する一時的な居所確保の強化」を盛り込んでいるところである。

また、令和3年度予算案において、概ね5年毎に実施しているホームレスの実態に関する全国調査（概数調査及び生活実態調査）に係る経費のほか、不安定居住者に対するアウトリーチ支援として、支援情報サイト及び総合相談窓口の設置に係る経費を盛り込んでいるところである。

支援情報サイト及び総合相談窓口の設置事業については、終夜営業店舗や知人宅等で寝泊まりをする不安定居住者からの相談を電話やメールで受け付け、支援

制度の情報提供のほか、自立相談支援機関や一時生活支援事業などの自治体の支援窓口等へつなぐことを目的として、令和3年度から国の委託事業として実施を予定している事業である。

各自治体におかれては、積極的にセーフティネット強化交付金を活用いただくとともに、生活実態調査等の実施、新たに設置を予定している総合相談窓口への情報提供や総合相談窓口を経由してつながれた困窮者に対する支援の実施など、不安定居住者に対する支援の強化についても、取組や協力をお願いしたい。

(4) 生活困窮者自立支援と生活保護その他施策との連携

新型コロナウイルス感染症の日常生活への影響が長期化する中、生活に困窮される方々への支援は益々重要となっている。こうした中、お困りの方々の支援をさらに強化するとともに、途切れない支援を届けるため、生活保護制度・生活困窮者自立支援制度における追加支援パッケージをまとめたところ。（「緊急事態宣言の延長を踏まえた生活困窮者への追加支援パッケージについて」（令和3年2月2日厚生労働省社会・援護局保護課長、地域福祉課生活困窮者自立支援室長事務連絡））

本パッケージにおいては、生活保護の弾力運用等及び総合支援資金の再貸付の実施とともに、自立相談支援機関、市区町村社会福祉協議会、福祉事務所の連携強化を盛り込んでいる。

具体的には、以下の対応を依頼しているところであるが、支援を必要とされる方への継続的な支援の観点から、対応について遺漏なきようお願いする。

なお、生活保護制度においては、本パッケージに盛り込まれている対応に加え、扶養照会の弾力運用を行うこととされたところであるので、予めご承知おきいただきたい。

[事務連絡抜粋]

1. 自立相談支援機関、市区町村社会福祉協議会、福祉事務所の連携強化
 - 緊急小口資金等の特例貸付が終了する方や、要保護状態にある方等に対して、切れ目なく必要な支援を届けるためには、自立相談支援機関、市区町村社会福祉協議会、福祉事務所の確実な連携が重要となる。
 - 確実な連携のため、特例貸付等の支援が終了する場合には、自立相談支援機関や市区町村社会福祉協議会において、生活状況や本人の希望を確認し、求職者支援制度（ハローワーク）、生活保護（福祉事務所）へつなぐなどの対応を行うこと。また、必要に応じて、ハローワークや福祉事務所への連絡や同行、申請の支援を行うこと。
 - 福祉事務所においては、市区町村社会福祉協議会や自立相談支援機関から紹介された借受者に対して、適切な相談対応を行うこと。特に、自動車等の保有、居住用不動産の取扱、扶養能力調査等の取扱について、要保護者が誤解していることで保護の申請をためらうことがないよう、必要な説明など行うこと。

(参考)

「生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携について」（平成27年3月27日社援保発第0327第1号・社援地発第0327第1号厚生労働省社会・援護局保護課長・地域福祉課長連名通知（抜粋）

5 連携の対象者

自立相談支援機関又は福祉事務所は相談者からの相談等を聞き取り、必要に応じて、相互に連携すること。

(1) 自立相談支援機関から福祉事務所につながる者は以下のような者が考えられる。

① 要保護者となるおそれが高い者

② 支援途中で要保護状態となった者

(例) ・会社の倒産、リストラなどにより要保護状態となった場合

・預貯金が残らずかであるところ、さらに疾病で失業したことにより要保護状態となった者

・住居確保給付金の支給期間中に就労できず支給期間の終了により要保護状態となった場合

(5) 「新たな雇用・訓練パッケージ」及び地域に実情に応じた就労支援の実施について

令和3年1月28日に成立した令和2年度第3次補正予算を活用し、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和2年12月8日閣議決定）を迅速かつ適切に執行し、雇用の下支え・雇用創出効果を円滑に発現していくとともに、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響が長期化していること等を踏まえ、令和3年2月12日「新たな雇用・訓練パッケージ」が発表された。

都道府県労働局・ハローワークの支援施策については、2月1日付け事務連絡「仕事をお探しの皆様へ ハローワークからのお知らせ」によりパンフレットを情報提供しているところであり、それを活用し、自立相談支援機関に来所された方でハローワーク等の支援が必要と判断される方に対し必要な説明・誘導を行っていただきたい。

(概要)

① 雇用の下支え・創出

- ・ 雇用調整助成金の特例措置による雇用維持（4月末まで特例措置を継続）
- ・ 大企業のシフト制労働者等への「休業支援金・給付金」の適用
- ・ ハローワークによる感染症対策業務等による雇用創出、専門窓口の設置

② 仕事と訓練受講の両立

- ・ 「求職者支援制度」への特例措置導入（収入要件8万円以下→シフト制等12万円以下）
- ・ 職業訓練受講給付金の出席要件の緩和（働きながら訓練を受ける場合、出勤日をやむを得ない欠席に。）
- ・ 職業訓練の強化（訓練期間、時間、オンライン等訓練内容の多様化・柔軟化）

- ・ ハローワークに「コロナ対応ステップアップ相談窓口」を設置、ワンストップ支援
- ・ 受講者数 求職者支援訓練（5万人）、公共職業訓練（15万人）大幅増

また、地域の実情に応じた、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した「緊急雇用創出事業」及び認定就労訓練事業所への自治体の施設管理等の「優先発注」の事例も提供しているところであり、こうした取組を参考に生活困窮者の就労支援の充実に積極的に取り組んでいただきたい。

（参考）

「令和3年度第三次補正予算の成立を踏まえた今後の生活困窮者自立支援の強化について」（令和3年1月29日付け事務連絡）

「新たな雇用・訓練パッケージについて」（令和3年2月15日付け事務連絡）

2 生活困窮者自立支援制度の推進

(1) 就労準備支援事業及び家計改善支援事業の完全実施

① 生活困窮者自立支援法に基づく各事業の促進

平成30年に成立した改正生活困窮者自立支援法（以下「改正法」という。）では、就労準備支援事業及び家計改善支援事業が自立相談支援事業による相談の「出口」のツールとして、いずれの自治体においても求められるものである一方で、これまで任意事業であった両事業の実施率が一定割合にとどまっており、地域によっては需要が少ないことや、マンパワーや委託事業者の不足が見られる状況があること等も踏まえつつ、自治体の実情にも留意をしながら両事業の全国的な実施促進を図ることとし、

- ・ 就労準備支援事業及び家計改善支援事業について、その実施を努力義務とすること
- ・ 国は、両事業の適切な推進を図るために必要な指針を策定し、事業実施上の工夫を図ること
- ・ 両事業が効果的かつ効率的に行われている一定の場合には、家計改善支援事業の補助率を引き上げること（1/2→2/3）

を講じた。

また、併せて、両事業については、自治体の実情にも留意しながら、令和元年度から3年度の間を集中実施期間として完全実施を目指していくこととした。

② 令和2年度重点支援の実施及び令和3年度の重点支援の方向性

令和2年2月に行った就労準備支援事業及び家計改善支援事業の実施予定に関する調査では、

- ・ 令和2年度における実施見込み自治体数は、就労準備支援事業が568自治体（62.8%）、家計改善支援事業が579自治体（64.0%）であり、
- ・ 一方、令和4年度においてもなお事業を実施しない予定である自治体が、そ

れぞれ 120 自治体あった。

令和 2 年度は、完全実施に向けた対応を確実に進める観点から、「重点支援」として、厚生労働省において、都道府県ごとの進捗状況を踏まえ、特に重点的な支援が必要な都道府県を選定し（※）、都道府県と厚生労働省が、自治体の状況を共有し、共に検討しながら対応を進めることで、実効性のある支援につなげることとした。

※ 北海道、山形県、埼玉県、山梨県、千葉県、愛知県、兵庫県、鳥取県、島根県、福岡県

重点支援の実施にあたっては、実施に向けた課題や進捗状況について、厚生労働省・都道府県・市町村が相互に客観的に把握する観点から、未実施自治体をアセスメントし、取組状況を見える化することを目的とする「取組状況シート」と、「取組状況シート」で明らかとなった個別課題を解決する上での処方箋にあたる実践ツールをまとめたマニュアルを作成・配布した。また、令和 4 年度未実施自治体数から 10 の都道府県を選定し、対象都道府県と管内未実施自治体を対象とした研修等の支援を行った。

重点支援を実施する中、各自治体においては、

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響もあり、予算面での対応が困難であること
- ・ 各関係先へのヒアリング等を行ってもなお事業化するだけの利用ニーズが見込まれないこと

等の事情が、特に人口規模の小さい自治体で見られた。

このため、令和 3 年度は、こうした実情を踏まえ、必要な見直しを行った上で重点支援を継続する予定である。なお、任意事業の実施予定に係る調査を実施しており、令和 3 年度の重点支援の対象都道府県については、本調査結果等を踏まえて、選定する予定である。選定された都道府県においては管内自治体へのヒアリング等を対応いただくことになるので、ご協力をお願いする。

③ 就労準備支援事業等の広域的实施による実施体制の整備促進

生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業等の任意事業については、市町村規模が小さいことにより市内体制が脆弱であったり、地域に活用可能な資源がない等の理由により、実施率は一定割合にとどまっている。

一方、就職氷河期世代への支援の強化が課題となっている等、任意事業の実施率を高めることは更に重要性を増しており、こうした中、市同士の連携や都道府県の関与による広域実施について、実施自治体の取組例を参考とし、任意事業の実施を推進していただきたい。また、令和 2 年度に創設した広域実施の取組をモデル的に実施する際の経費について補助する事業については、令和 3 年度も引き続き国庫補助を行う予定であるので、積極的にご活用いただきたい。

(広域実施の取組例)

形態	参加自治体	実施事業	ポイント
市主体	加西市等 3市	就労準備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 加西市は、人口規模約 4.3 万人の小規模な自治体で、就労準備支援事業を実施するにあたり、委託できる団体が存在しなかった。 ○ 北播磨圏域での広域実施を提案したところ、加東市、西脇市から賛同が得られ、3市合同での実施となった。(事務局を持ち回りで担当。) ○ 開拓した就労体験先の共有、就労体験の協働実施、定期的な連絡会の開催など
県主体	熊本県内 9 市 31 町村 (一時生活 支援事業の 場合)	就労準備 家計改善 一時生活 学習生活 支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一時生活支援事業では、熊本県の「社会的包摂・『絆』再生事業」に取り組んだ支援実績を生かし、熊本県管轄の 31 町村と 9 市で共同実施。 ○ 熊本県内は、任意 4 事業全てにおいて実施率が 100%。

④ 自治体・支援員向けコンサルティング事業の実施

(ア) 専門スタッフ派遣によるコンサルティングの実施状況

自治体の抱える困難事例や専門的助言が求められる事項に対し、適切な支援が可能な専門スタッフを派遣し、事業実施上のノウハウ伝達・助言等を行うことで、支援員のバーンアウトを防ぐとともに、全国的なスキル向上を目的としたコンサルティングについて、令和元年度より国の事業として実施している。

今年度は就労準備支援事業及び家計改善支援事業に特化して実施することとし、34 自治体の申込みを受け、対象自治体が希望する事業内容に応じてコンサルティングを実施している。

また、任意事業の完全実施に向けた重点支援の対象とした 10 の道県においては、個別のコンサルティングを実施する前に、道県と管内未実施自治体を対象とした研修会を実施した。

なお、コンサルティング希望事業の内訳は、以下のとおり。

事業名	事業未実施の自治体	事業実施中の自治体	合計
就労準備支援事業	13(56.5%)	10(43.7%)	23
家計改善支援事業	12(70.5%)	5(29.4%)	17
合計	25(62.5%)	15(37.5%)	40

※ 複数事業を実施する自治体もある。

※ 半数以上が未実施の任意事業の新規実施に向けたコンサルティングを希望するもの。

実際のコンサルティングは、以下のような支援を展開している。

- 任意事業が未実施の自治体に対し、これから実施するために必要となる地域の関係機関との連携方法や社会資源の活用方法等について、その自治体の地域特性に応じた具体的な働きかけ方について提案。また、事業を実施することによる財政的効果の表し方や、類似した人口規模の自治体の例を参考に予算案や人員配置案を提案するなど、必要な予算確保に向けた助言を実施。
- 任意事業を実施している自治体に対しては、現在の取組状況や支援実績、課題と感じている点等を確認し、課題解決に向けた改善内容を提案する。例えば、家計改善支援事業では、入口の相談時に家計表の作成を行うことで、世帯全体の置かれた状況等のアセスメントが可能であることや、税務等担当課への分割納付のための同行支援の実践例を紹介することで、任意事業の効果的な取組方法や庁内連携についての具体的な助言を行っている。

これについて、コンサルティングを実施した自治体からは、

- 事業実施に向け、運営体制や人員配置等の具体的なイメージをもつことができた
- 自立支援機関との連携／役割分担について確認することができた
- 自治体の地域特性を踏まえた具体的なアドバイスを受け、各事業の効果的な取組方法を知ることができた

との効果が聞かれているところ、コンサルティング実施を踏まえた効果についても、今後、適切に検証していく。

なお、令和3年度は、7月頃にメールにより各自治体に希望調査を行い、夏頃からコンサルティングを開始する予定であるので、円滑かつ適切な事業実施や事業内容の充実、支援スキルの向上の観点からも、積極的にご活用いただきたい。特に、令和3年度の就労準備支援事業及び家計改善支援事業実施に向けた重点支援として選定された対象都道府県におかれては、管内未実施自治体の解消に向け、コンサルティング事業の積極的な活用が諮られるよう広域実施主体である都道府県からも利用促進の働きかけをお願いする。

(イ) 情報共有サイトによる支援の状況

全国の支援員や行政職員が互いに支援に必要な情報を共有できる機会を設けることを目的とし、令和元年度より国の事業として「困窮者支援情報共有サイト(みんなつながるネットワーク)」を開設している。本サイトでは、生活困窮者支援に関する研修会や全国各地の情報や、厚生労働省からの通知や事務連絡、社会福祉推進事業の報告書や支援ツール、都道府県研修用の教材、ブロック別研修の資料等、支援に関するさまざまな情報を、見やすく、分かりやすく、総覧的に閲覧することができる内容としている。

本サイトは、一般の方にも広く関心を持っていただけるように大部分を公開しているが、特定部分については、支援員及び行政職員限定の閲覧とし、各自治体の支援事例等の支援に役立つ情報を随時共有している。非公開部分へは、自治体

毎のログインID・パスワードで入ることができる仕組みにしているところ、現在、登録率は93.36%（登録済み846自治体）となっている。未だ、6.7%（61自治体）が登録を行っていない状況（令和3年2月12日時点）である。未登録の自治体におかれては、速やかに登録を完了されるとともに、部署内・委託先への周知を再度実施されたい。

各自治体におかれても、各地で開催されるイベント情報の掲載など、随時依頼可能であるので、本サイトを積極的に活用いただき、支援に必要な情報の共有を図られたい。

【ホームページ】困窮者支援情報共有サイト（みんなつながるネットワーク）

<https://minna-tunagaru.jp/>

（2）就職氷河期世代への支援強化

令和元年12月に「就職氷河期世代支援に関する行動計画2019」（令和元年12月23日就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議決定）（以下、「行動計画2019」という。）が策定され、政府を挙げて就職氷河期世代支援に取り組んでいく中で、ひきこもりの状態にある方を含む「社会参加に向けた丁寧な支援を必要とする者」への支援として、生活困窮者自立支援制度においては、アウトリーチ等の充実による自立相談支援機関の機能強化等を推進してきた。

今般、行動計画2019が改訂され、「就職氷河期世代支援に関する行動計画2020」（令和2年12月25日就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議決定）（以下、「行動計画2020」という。）が策定されたところであり、生活困窮者自立支援制度における具体的な取組は、以下のとおりであるので、ご了知の上、積極的な取組をお願いする。

ア アウトリーチ等の充実による自立相談支援機関の機能強化【継続】

社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方については、アウトリーチ等による積極的な情報把握により早期に支援につながることや、支援につながった後の丁寧な支援が求められる。

ひきこもりの状態にある方への対応については、

- ・ 「ひきこもりの状態にある方やその家族から相談があった際の自立相談支援機関における対応について」（令和元年6月14日社援地発0614第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）
- ・ 「市町村におけるひきこもり相談窓口の明確化と周知等について」（令和元年10月25日厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡）
- ・ 「ひきこもり支援施策の推進について」（令和2年10月27日厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）

により、次の点に留意した丁寧な対応の徹底等をお願いしており、引き続き、本通知等を踏まえた適切な対応を進める。

【丁寧な対応を行う際の留意点】

- ・ 経済的困窮の状態が明らかでない場合であっても、自立相談支援機関において相談を確実に受け止めること
- ・ ひきこもりの状態の背景となる多様な事情やそれぞれの心情に寄り添い、本人やそのご家族を中心とした支援を継続すること
- ・ 市町村プラットフォームの設置・運営に当たって、自立相談支援機関にアウトリーチ支援員を配置して市町村プラットフォームの設置に取り組む場合に、本事業の活用が可能であること

また、アウトリーチ等の充実による自立相談支援の機能強化事業については、引き続き国庫補助を行うので、積極的に活用していただきたい。

イ 就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング【拡充】

就労支援の充実のためには、就労体験や就労訓練を受け入れる企業の協力が不可欠である一方、自治体によっては支援員に余力がなく企業開拓まで積極的に取り組めていない実態がある。また、生活困窮者支援に理解が深く、積極的に受け入れる方針を示す企業については、市町村の枠を超えて情報共有を図り、これらの情報を活用し、より多くの利用者受入につなげることが就労支援の質の向上に資する。

そのため、令和2年度より、47の都道府県において、就労体験、就労訓練先を開拓し、対象者の状態像に応じた業務の切り出しの提案等もしながら、マッチングを行うための経費を補助する事業を開始したところ。

今般、新型コロナウイルス感染症の影響により自立相談支援機関への相談増加が著しい状況を踏まえ、新たに、指定都市・中核市その他一定規模のある自治体において、社会福祉法人、社会貢献に尽力している企業及び人手不足が深刻で社会的必要性の高い運送業、宅配、食品スーパー等を中心に就労体験・就労訓練先等を積極的に開拓する事業を創設することとした（上記1（1）⑧「市区等の地域における就労体験・就労訓練先の開拓・マッチングの実施による就労支援の強化」）。

管内自治体の就労準備支援事業及び認定就労訓練事業が低調（又は未実施）な都道府県及び指定都市、中核市等におかれては、生活困窮者の一般就労に向けた「出口支援機能」の強化のため、本事業を積極的に活用いただきたい。

なお、就労体験・就労訓練先の開拓・マッチングについては、都道府県が実施する場合は生活困窮者就労準備支援事業費等補助金、指定都市等が実施する場合には新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金による補助となるので、御留意いただきたい。

また、効果的な実施のためには、本事業による都道府県による広域的な取組と、管内自治体による地域や個人に密着した取組の両者の連携による推進が必要であり、自立相談支援機関などから、相談者の就労ニーズを聞き取るなど積極的に取り組んでいただきたい。

- ウ 就労準備支援事業等の広域的实施による実施体制の整備促進【継続】【再掲】
生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業等の任意事業については、市町村規模が小さいことにより庁内体制が脆弱であったり、地域に活用可能な資源がない等の理由により、実施率は一定割合にとどまっている。
- 一方、就職氷河期世代への支援の強化が課題となっている等、任意事業の実施率を高めることは更に重要性を増しており、こうした中、市同士の連携や都道府県の関与による広域実施について、実施自治体の取組例を参考とし、任意事業の実施を推進していただきたい。また、令和2年度に創設した広域実施の取組をモデル的に実施する際の経費について補助する事業については、令和3年度も協議に応じて国庫補助を行う予定であるので、積極的に御活用いただきたい。

エ 農業分野等との連携の促進

生活困窮者の就労支援において、農業体験等に参加することが、生活リズムを整えることやコミュニケーション能力の向上に有用であるとされ、就労準備支援事業などで各自治体において取組が行われているが、各自治体で協力先を確保しているのが現状である。

このため、令和2年度より農業分野等と福祉分野との連携を一層推進し、効果的・効率的な就労支援を提供することを目的とし、各都道府県単位で農業体験等として利用者を受け入れることが可能な事業者の情報を集約し、自立相談支援機関へ提供することにより、利用希望者と受入希望事業者をマッチングするモデル事業を実施している。令和3年度も引き続き、国による事業として、全国複数箇所（5ヶ所程度）で実施予定である。

(3) 令和3年度における人材養成

ア 国研修と修了証要件にかかる都道府県研修の位置付けについて

支援に携わる人材の養成は、本制度の要となるものであることから、これまで国において支援員向け人材養成研修を実施してきているところ、

- ・ 平成30年度に施行された改正法において、「市等の職員の資質を向上させるための研修の事業」が都道府県の努力義務と位置づけられたこと
- ・ 支援員のバーンアウトを防ぐべきとの問題が国会でも指摘されていることから、各地域において支援員の顔の見える関係性をつくり、互いに支え合うネットワークを構築することが必要であること
- ・ 制度施行から一定期間が経過し、各地域でそれぞれ抱える課題が明らかになってきたことから、地域の実情やニーズに応じた研修が求められるようになってきていること

を踏まえ、令和2年度より、人材養成研修の実施主体が都道府県に移管された。

一方で、各都道府県単位で現行と同水準の人材養成研修を実施するためには、経過的な支援が必要と考えられるため、支援の質の担保を図るべく、当面の間、国による人材養成研修（国研修）も一部継続することとしているところである。

令和3年度の研修修了要件は以下のとおりである。

- 自立相談支援事業従事者（主任相談支援員・相談支援員・就労支援員）
国研修（前期研修）及び都道府県研修（後期研修）を全て受講すること。
- 就労準備支援事業従事者及び家計改善支援事業従事者
国研修を受講すること。ただし、自立相談支援事業従事者との連携強化のためにも、都道府県研修へ参加することが望ましい。
なお、いずれの修了者についても、都道府県から修了証を発行することが必要になるため、御留意いただきたい。

イ 修了証要件を満たす都道府県研修の要件

都道府県が行う修了証要件としての研修は、

- ① 参加型研修の形式を取り入れること
 - ② 研修企画チームをつくり企画・立案すること
 - ③ 制度の理念と基本姿勢を伝えること
 - ④ 開催時間は計10.5時間以上とすること
- を全て満たすことを必要とする。

各都道府県におかれては、それぞれの要件に御留意の上、適切に研修を実施されたい。

なお、修了証要件とは別に、これまで都道府県が独自に実施されていた研修（新任者向け研修、フォローアップ研修等）についても、今後も引き続き実施いただき、都道府県ごとに研修体制を充実させ、支援スキルの向上に努められたい。

ウ 国研修の実施予定

令和3年度の国研修については、職種ごとに以下の内容で実施予定である。

なお、自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の各従事者向け研修、都道府県研修の企画・立案方法等を内容とした担当者研修に加え、新たに、支援員を支える仕組み作り及びスーパーバイズに関する都道府県職員に対する研修を実施予定であり、各都道府県におかれては積極的に受講されたい。

また、困難ケースに迅速に対応できるよう、テーマ別研修を設定しているところ、8050問題などひきこもりの長期化が社会問題化している現状を踏まえ、令和3年度も引き続き、ひきこもりの状態にある方やその家族への支援手法に係る研修を実施する予定である。こちらについても積極的に受講されたい。

なお、いずれの研修についても詳細は追ってお示しするが、令和3年度はオンデマンド配信に加え、ZOOMによるオンライン研修の実施を予定している。

（参考）各事業の養成研修の開催予定

- 主任相談支援員養成研修 : 240人程度
- 相談支援員養成研修 : 480人程度
- 就労支援員・就労準備支援事業従事者養成研修 : 480人程度（合同開催）

- 家計改善支援事業従事者養成研修 : 300 人程度
- 担当者研修 : 140 人程度
- テーマ別研修 : 240 人程度
- 支援員を支える仕組み作り及びスーパーバイズに関する都道府県職員に対する研修 : 240 人程度

エ ブロック別研修の実施予定

令和3年度以降は、都道府県研修の受講が原則となるが、予定が合わない等の事情により修了証要件となる都道府県研修の受講が難しい場合には、ブロック別研修への参加をもって修了証要件を満たすと取り扱うことも可能である。

なお、令和3年度のブロック別研修は秋以降の開催を予定しているが、詳細は、追ってお示しする。

(4) その他

① 生活困窮者のデジタル利活用を通じた自立支援

生活困窮者の就労支援において携帯電話を保有できないことが就職活動上さまざまな場面においてハードルとなっていることが指摘されており、令和2年7月17日に閣議決定された「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画の変更について」においては、所得の多寡等を問わず、あらゆる方がデジタルの恩恵を受けることができる環境の整備が不可欠であり、生活困窮者への必要な支援策を検討すべき旨の記載がなされている。

これらを踏まえ、過去の携帯電話利用料の滞納状況等に一定の配慮をし、携帯電話等の契約を行っていただける通信事業者のリストを作成し、「「生活困窮者等へ携帯電話等サービスを提供している事業者リスト」について」（令和2年11月30日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長事務連絡）により、各自治体等へ周知を行っている。

各自立相談支援機関等においては、経済的な理由から携帯電話サービスの利用が難しい支援対象者に対して、携帯電話等の契約を行うことができる通信事業者があることを紹介し、希望に応じて当該事業者の連絡先や問い合わせ方法を案内する等、御本人の状況に応じて、就労支援等の場面で本リストを活用していただきたい。

また、令和2年度、調査研究事業を通じて、各自治体の支援対象者のデジタル機器の保有状況やオンライン等を活用した好事例の収集等を進めてきたところであり、当該調査研究事業については、とりまとまり次第、周知を行う予定である。

各自治体においては、これを参考としつつ、上記1(1)①、⑦、⑨を活用し、SNS等の相談支援での活用、オンライン支援メニューの開発、機器整備及びデジタル機器等に不慣れな方へのEラーニング教材の作成や研修等の取組をお願いしたい。

② 生活困窮者自立支援法に基づく各事業における押印の取扱いについて

政府においては「骨太の方針」（「経済財政運営と改革の基本方針 2020」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）に基づき、リモート社会の実現の観点から、「全ての行政手続きを対象に見直しを行い、原則として書面・押印・対面を不要とし、デジタルで完結できるよう見直す」こととされており、民から官への申請手続等については内閣府規制改革推進会議が中心となって書面・押印・対面等の見直し方針を策定しているところである。

住居確保給付金及び認定就労訓練事業の様式については、「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 208 号）」において押印欄の撤廃等を行うとともに、「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行等に伴う通知様式等の改正について」（令和 2 年 12 月 28 日付け厚生労働省社会・援護局長通知）及び「押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行に伴う通知様式の改正について」（令和 2 年 12 月 28 日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）において、様式等における所要の改正を行っているため、ご了知の上、必要な対応をお願いしたい。

なお、これに伴う生活困窮者自立支援統計システムの帳票等の改修については、別途通知する予定（自治体によるシステムのバージョンアップが必要となる）。

③ 生活困窮者の早期発見・対応の取組について

生活困窮者自立支援制度においては、多様で複合的な課題を有する生活困窮者を早期に発見するとともに、生活困窮者の状況に応じた包括的な支援を適切に行う観点等から、事務連絡を発出してきていることに加え、改正法では、事業実施自治体の各部局（福祉、就労、教育、税務、住宅等）において、生活困窮者を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことを努力義務化するなど、関係部局との連携強化により、自立相談支援窓口につながっていない生活困窮者を確実につなげ、適切な支援を実施するよう取組を進めてきている。

こうした取組の中、昨年、ある困窮世帯への支援について、関係先との連携が円滑に行われていなかった事例の報道があり、各自治体に対しては、令和 2 年 3 月 4 日の社会・援護局関係主管課長会議において、関係通知（※）を参考の上、水道事業等との連携体制の見直しや対応の強化等を依頼していたところであるが、遺憾ながら、昨年末にも関係機関との連携が十分に機能しなかった事例の報道があった。

各自治体においては、新型コロナウイルス感染症の影響によるつながりの弱体化の状況も意識し、改めて関係通知の趣旨を確認の上、必要な連携体制の見直しや対応強化を進めていただきたい。その際、生活困窮が疑われるケースについては、まず必要な対応をとることを念頭に対応を検討していただきたい。

なお、関係先から情報提供があったケースについては、アウトリーチ等の支援のほか、事案の緊急性等を踏まえて自立相談支援機関の連絡先の情報提供等の対応も考えられるところであり、自立相談支援機関の体制も踏まえて、柔軟な対

応をお願いする。

※ 関係通知

- ・ 「生活困窮者自立支援制度における生活 困窮者自立支援制度担当部局と税務担当部局との連携について」（平成 30 年 10 月 1 日付け総税企第 119 号・社援地発 1001 第 9 号総務省自治税務局企画課長・厚生労働省社会・援護局地域福祉課長連名通知）
- ・ 「生活困窮者自立支援制度と水道事業との連携について」（平成 31 年 3 月 29 日付け社援地発 0329 第 8 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）

④ 生活困窮者自立支援制度における事業の委託について

生活困窮者自立支援制度における事業の委託については、参議院厚生労働委員会附帯決議において、「事業の安定的運営やサービスの質の向上、利用者の信頼関係に基づく継続的な支援、人材の確保やノウハウの継承を図る観点から、価格面での競争力や単年度実績のみで評価するのではなく、一定期間事業を委託した結果として得られた支援の質や実績を総合的に勘案して判断するよう、地方自治体に周知徹底すること。」とされており、参考資料のとおり自治体事務マニュアルの改訂等を行っている。

都道府県等においては、事業の委託先の選定に当たっての仕様書及び選定方法等を作成する際の参考とされたい。

3 緊急小口資金等の特例貸付の実施等について

(1) 特例貸付の実施と受付期間の延長等

生活福祉資金貸付制度の緊急小口資金・総合支援資金に関しては、新型コロナウイルス感染症による収入の減少等により、当面の生活費が必要な方について、従来の低所得世帯の要件等を緩和し、特例を設けて必要な貸付を進め、令和 3 年 2 月 20 日までに、約 152 万件、約 6,152 億円の貸付決定を行っている。

特例貸付については、開始当初、受付期間を令和 2 年 7 月末としていたところ、貸付実績等を踏まえ、累次の延長措置により同年 12 月末まで延長した。さらに、当時の直近の貸付実績では、11 月 22～28 日の間で、約 1 万件（緊急小口資金：0.6 万件、総合支援資金：0.4 万件）の申請となっており、なお相当の件数の申請が続いていること等から、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和 2 年 12 月 8 日閣議決定）に基づき、令和 3 年 3 月末まで受付期間を延長し（※）、特例貸付の実施を継続することとしたところであるが、令和 3 年 4 月以降の対応については、貸付の動向等を踏まえて検討することとしている。

また、緊急事態宣言等により引き続き経済が厳しい状況等を踏まえ、令和 4 年 3 月末以前に返済が開始する貸付に関しては、返済の開始時期を令和 4 年 3 月末まで延長することとしたところ。

※ 総合支援資金の特例貸付の 3 ヶ月を超える貸付（延長貸付）については、令和 2 年 12 月末までに初回貸付の 3 月目が到来する者を対象としてきたところであるが、令和 3 年 3 月末までに総合支援資金の特例貸付の初回貸付を申請した者に

対象を拡大。

さらに、緊急事態宣言の延長等に伴う経済支援策として、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了となった方を対象とした総合支援資金の再貸付を全国で実施することとし、2月19日より申請の受付を開始した。

これらの支援が終了した後も途切れない支援を届けるため、生活保護制度・生活困窮者自立支援制度における追加支援パッケージをまとめたところ。（「緊急事態宣言の延長を踏まえた生活困窮者への追加支援パッケージについて」（令和3年2月2日厚生労働省社会・援護局保護課長、地域福祉課生活困窮者自立支援室長事務連絡））

本パッケージにおいては、生活保護の弾力運用等及び総合支援資金の再貸付の実施とともに、自立相談支援機関、市区町村社会福祉協議会、福祉事務所の連携強化を盛り込んでいる。

具体的には、以下の対応を依頼しているところであるが、支援を必要とされる方への継続的な支援の観点から、対応について遺漏なきようお願いする。

なお、生活保護制度においては、本パッケージに盛り込まれている対応に加え、扶養照会の弾力運用を行うこととされたところであるので、予めご承知おきいただきたい。

〔事務連絡抜粋〕

1. 自立相談支援機関、市区町村社会福祉協議会、福祉事務所の連携強化

- 緊急小口資金等の特例貸付が終了する方や、要保護状態にある方等に対して、切れ目なく必要な支援を届けるためには、自立相談支援機関、市区町村社会福祉協議会、福祉事務所の確実な連携が重要となる。
- 確実な連携のため、特例貸付等の支援が終了する場合には、自立相談支援機関や市区町村社会福祉協議会において、生活状況や本人の希望を確認し、求職者支援制度（ハローワーク）、生活保護（福祉事務所）へつなぐなど、対応を行うこと。また、必要に応じて、ハローワークや福祉事務所への連絡や同行、申請の支援を行うこと。
- 福祉事務所においては、市区町村社会福祉協議会や自立相談支援機関から紹介された借受者に対して、適切な相談対応を行うこと。特に、自動車等の保有、居住用不動産の取扱、扶養能力調査等の取扱について、要保護者が誤解していることで保護の申請をためらうことがないように、必要な説明など行うこと。

(2) 償還免除の取扱について

緊急小口資金等の特例貸付では、「償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができる」こととしている。その詳細については、貸付を受けている方の実態等も踏まえながら、生活に困窮された方の生活にきめ細かな配慮を行うべく検討を進めてきたところであるが、緊急事態宣言の延長等を踏まえた経済支援策として、以下の取扱とすることとした。

- ・ 緊急小口資金に関しては、令和3年度又は令和4年度の住民税非課税が確認できた場合に全額を一括で免除する。
 - ・ 住民税非課税世帯を確認する対象は、世帯員全員ではなく借受人及び世帯主とする。
- 総合支援資金の償還免除要件については、引き続き検討を行っており、決まり次第、連絡する。

(3) 特例貸付の債権管理について

緊急小口資金等の特例貸付については、緊急小口資金・総合支援資金ともに据置期間を1年間としており、その後、償還期間を緊急小口資金は2年、総合支援資金は10年としている。

この間、社会福祉協議会においては、債権管理のための事務費が必要となるところ、そのための経費については、令和3年度第三次補正予算において、特例貸付の延長にかかる貸付原資と一体的に計上している。

具体的には、貸付原資と債権管理事務費を一体のものとして約4,199億円を計上しており、債権管理事務費は、貸付原資として各都道府県社会福祉協議会へ措置され、必要に応じて貸付原資を取り崩して所要額に充てることとなる。

なお、債権管理事務費については、償還期間（緊急小口資金2年、総合支援資金10年）の間に必要な金額を一括して交付することを予定していることから、各都道府県社会福祉協議会においては、従来の活動に支障が生じないように、債権管理に関する業務の外部委託や協議会内での事務体制の強化など、今後の債権管理への対応について、検討をお願いする。

(4) 生活福祉資金貸付制度における押印廃止への対応等

令和2年4月27日に開催された経済財政諮問会議においては、総理よりテレワークの推進に向けて、押印や書面提出等の制度・慣行の見直しについて、緊急の対応措置を規制改革推進会議で早急に方針を取りまとめて実行していく旨の発言がなされており、書面・押印・対面主義に関する見直しが進められている。

さらに、同年7月8日には、内閣府、規制改革推進会議及び四経済団体においては、緊密な連携の下、官民一丸となって、行政手続及び民間の取引における見直しを推進するため『「書面、押印、対面」を原則とした制度・慣行・意識の抜本的見直しに向けた共同宣言』が行われた。

これらの動きを踏まえ、厚生労働省においては、行政手続で押印等が必要となっているものについて、これを不要とする「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」（令和2年12月25日厚生労働省令第208号）を公布・施行した。

生活福祉資金貸付制度における対応については、「生活福祉資金貸付制度における押印を求める手続の見直し等について」（令和2年12月28日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長事務連絡）により、本則における各様式は、行政手続ではないものの、こうした動きを踏まえ、借用書・重要事項説明書は

署名によるものとし、借用書・重要事項説明書以外の書類は、押印を求めない運用に見直しを行うことを依頼している。また、緊急小口資金等の特例貸付の借用書等については、厚生労働省において統一様式を作成しているところ、上記の見直しを行うこととしているので、御留意いただき、必要な対応をお願いします。

また、緊急小口資金等の特例貸付においては、オンライン申請システムを構築しているところであるが、未導入の都道府県社会福祉協議会においては、上記の取組背景を踏まえ、積極的に導入していただきたい。

(5) マイナンバーを活用した情報連携

緊急小口資金にかかるマイナンバーを活用した情報連携について、関係省庁と検討を進めていたところであるが、社会福祉協議会においては、新型コロナウイルスの感染拡大により、緊急小口資金等の特例貸付の業務量が大幅に増大し、さらにこの状況はいつ解消するか見通せない状況であること等を踏まえ、今後、社会福祉協議会の事務全般の効率化とあわせて検討を行うこととしたので、御承知おき願いたい。

(6) その他

① 教育支援費の貸付原資の国庫補助への返還

生活福祉資金貸付制度の教育支援費については、独立行政法人日本学生支援機構が実施する大学等への進学者に対する奨学金事業の抜本的な拡充に伴い、貸付原資の一部について、2017年度から2023年度までの7年間にわたって応分の国庫返還を求めることとしている。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた緊急小口資金等の特例貸付は、随時貸付原資の積み増しを行ってきたところ、一時的に貸付需要が特例貸付の原資を上回る場合には、本則の貸付原資により対応を行ってきた。このことを踏まえ、令和2年度の国庫への返還分は都道府県において特段の事情がない限り、いったん留保する取扱としており、具体的な返還手続等については、追って連絡する。

なお、生活福祉資金貸付制度は、他制度優先としているため、大学進学等のために必要な費用は、原則として、独立行政法人日本学生支援機構が実施する奨学金制度を活用することとなるが、奨学金の申請を行っているものの納入期限までに学費等の支払いが困難である場合等には当面、必要となる数ヶ月分の学費を教育支援費で貸し付け、奨学金が決定され次第、返還を求めることとして差し支えないので、改めて、この取扱いについて、都道府県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会に周知徹底を図られるようお願いする。

② 保有基準の初回の評価

生活福祉資金貸付制度については、平成28年10月に会計検査院から厚生労働省に対し、「保有資金の額について適切に評価を行うための判断基準を作成」することや、「保有資金の額が（略）適正な規模を上回っていると認められる場合

には、国庫補助金相当額の一部について国庫に返還等の措置を講ずること」等の意見表示があった。

これを受け、厚生労働省では、「生活福祉資金貸付制度の保有資金の規模に関する評価基準の策定等について」（平成 30 年 7 月 27 日付け社援地発 0727 第 1 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）を发出するなどの対応を行ったところ。

保有基準の初回の評価の実施については、生活福祉資金貸付制度と密接に関係する年金担保貸付事業の廃止の動向など制度を取り巻く状況も勘案した上で実施する必要があることから、具体的な対応については、追って通知する。

③ 本則における事務費の取扱

生活福祉資金貸付事業（本則）にかかる事務費に対する補助については、平成 27 年度から一定の経過措置を設けた上で、事業実績（「貸付件数」と「償還件数」）に応じた補助基準を新設するとともに、緊急雇用創出事業臨時特例基金の生活福祉資金体制整備事業の廃止に伴う当面の間の経過措置として、運用上、貸付原資を取り崩して事務費に充当することを可能とする取扱いとしていた。

貸付原資の取崩しに関する令和元年度の取扱いについては、平成 30 年 12 月 20 日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡（「生活福祉資金貸付制度の体制強化を図るための貸付原資の取崩し等に係る平成 31 年度の取り扱いについて」）において、当面の間、以下のとおり取り扱うことを示しているところであるが、引き続き、令和元年度に創設した新たな評価に関する加算の取得等について、積極的に対応いただきたい。

なお、当該取扱いにおける取崩し上限額を超える取崩しが必要な場合には、経過措置として、個別協議の上で、取崩しを認めてきたところであるが、令和 2 年度は、全ての都道府県で本経過措置の適用が不要となったことから、経過措置は廃止する予定である。

「生活福祉資金貸付制度の体制強化を図るための貸付原資の取崩し等に係る平成 31 年度以降の取り扱いについて」（平成 30 年 12 月 20 日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）（抜粋）

【貸付原資の取崩しについて】

生活福祉資金貸付事業の体制整備を図ることを目的として行っている貸付原資の取崩しについては、当面の間、以下のとおりとする。

- ・ 取崩しの上限額は、償還金収入（※）の実績額の 3 割までとし、各都道府県における平成 26 年度の基金事業の執行実績の 1 / 2 と償還指導等に要する経費（定額分）の平成 26 年度の実績をあわせた額を目安とする。
 - ・ 取崩しを行うに当たっての財源は保有原資のどの種類でも可能とする。
- ※ 償還金収入の実績は、厚生労働省への報告等に基づき、前年度実績額、または当該年度の執行見込み額により算定すること。具体的な手続きについては、別途連絡することとする。

なお、緊急小口資金等の特例貸付と本則にかかる事務費については、財源が異なり、適切に経理区分を行う必要がある。具体的には両者の事務を兼務する職員の人件費等については、件数等による按分処理を行う必要があるため、御留意願いたい。

また、厚生労働省では、今後とも、これらの制度を取り巻く状況を注視しつつ、都道府県及び市区町村社会福祉協議会における事務費の実態や構造を把握した上で、必要な効率化を求めていくとともに、貸付ニーズに対する効果的な事業の運営方法等も含め、事務費のあり方について総合的な検討を行っていく予定である。

④ 年金担保貸付事業について

年金担保貸付事業については、平成 22 年度の行政刷新会議の事業仕分けの評決を踏まえ、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）」において事業の廃止が決定され、2022 年 3 月末の予定で新規貸付の申込受付を終了する方針が独立行政法人福祉医療機構を通じて示された。

このため、今後は、年金担保貸付を申し込むために年金担保貸付事業の受託金融機関窓口を訪れた高齢の生活困窮者が、貸付がなくても家計を維持できるようにするため、自立相談支援機関や家計改善支援事業所に相談に訪れるケースが増えることも想定される。

このような高齢の生活困窮者への対応については、社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書においても、

- ・「収入が年金に固定されている中で家計をどう考えていくかが必要であり、年金担保貸付事業の廃止に伴い、他で借金を重ねることのないよう、また貸付がなくても家計を維持できるようにする観点からも、細やかな対応が必要である。」
- ・「年金担保貸付事業の廃止の方向性の中で、家計相談支援が必要な高齢者がいることも踏まえ、家計相談支援事業を更に推進するとともに、生活を行う上でやむを得ない一時的な資金需要が生ずる低所得の高齢者等に対しては、生活福祉資金貸付制度で対応することが必要である。」

といった内容が盛り込まれている。

年金担保貸付事業の廃止に当たっては、貸付が必要な低所得高齢者や日常的に介護や療養を要する高齢者を生活福祉資金貸付制度で確実に受け止めていくとともに、安易に他で借金を重ねることのないよう、家計改善支援事業により、収入、支出の両面から家計の状況を適切に把握し、家計の改善の意欲を高めることを支援すること等を通じて、高齢者本人に家計を維持することのできる能力を身につけていただくことが重要である。

このため、各自治体におかれては、こうした観点から高齢の生活困窮者に対する対応に努めていただくとともに、生活福祉資金貸付制度の実施主体である都道府県社会福祉協議会、窓口業務を担う市区町村社会福祉協議会とも緊密に連携しながら制度の周知に努めるとともに、年金担保貸付事業の利用者の受け皿の一つとなる家計改善支援事業の更なる推進について積極的な取組をお願いしたい。

第4 地域福祉の推進等について

1 地域福祉（支援）計画について

(1) 計画の策定状況について

市町村地域福祉計画は、地域住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とする。

また、都道府県地域福祉支援計画は、市町村の区域を包含する広域的な行政主体として、広域的な観点から、市町村の地域福祉が推進されるよう、各市町村の規模、地域の特性、施策への取組状況等に応じて支援していくことを内容とする。

これら市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画（以下「地域福祉（支援）計画」という。）は、自治体ごとの実情を踏まえた地域福祉の推進に極めて重要な計画となっている。令和2年4月1日現在において、市町村地域福祉計画の策定率は80.7%である。市区部、町村部別にみると、市区は93.0%であるのに対し、町村部では69.9%になっており、約1.3倍の差がある。また、都道府県地域福祉支援計画は全都道府県が策定している（策定率100%）。

また、「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」（平成29年12月12日付け子発1212第1号・社援発1212第2号・老発1212第1号、厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）の「第3 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）において、計画に盛り込むべき事項として、「包括的な支援体制の整備（への支援）」をお示ししているが、社会福祉法（以下「法」という。）第106条の3第1項各号に掲げる事業（包括的な支援体制の整備）を「実施している」又は「実施予定」の市町村は905市町村であり、このうち当該事項を地域福祉（支援）計画に盛り込んでいるのは、市町村では58.9%にあたる533市町村、都道府県では87.2%にあたる41都道府県である。

さらに、生活困窮者自立支援制度の施行に先立ち、平成26年3月に、地域福祉計画等に盛り込むべき事項として、生活困窮者の実態把握、他の地域福祉施策との連携、既存の社会資源の活用などの「生活困窮者自立支援方策」をお示ししているが、都道府県では97.8%、市町村では78.3%の自治体で当該方策を盛り込んでいる。

平成29年に改正され、平成30年4月から施行されている社会福祉法により、地域福祉（支援）計画の策定は努力義務化されており、未策定の自治体においては、地域福祉（支援）計画の策定に努められたい。

また、令和2年6月に改正され、令和3年4月から施行予定の社会福祉法第107条第1項及び第108条第1項において、地域福祉（支援）計画に盛り込むべき事項として5項目（①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、②地域における福祉サービスの適切な利

用の推進に関する事項、③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項、④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項、⑤地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項)が掲げられており、それを踏まえなければ、法上の地域福祉(支援)計画としては認められないものであるため、今後、これらの5項目の全てを定めていない自治体においては、記載内容の追加をお願いしたい。

都道府県においては、市町村地域福祉計画の改定について管内市町村への周知及び支援と、計画が未策定の市町村に対しては早急に策定が行われるよう支援をお願いしたい。

また、ガイドラインでは、地域福祉(支援)計画に盛り込むべき事項としてそれぞれの事項ごとに取り組むべき事項を例示しているが、地域の実情に応じて、追加等を行うことが可能である。このような地域の実情に応じた取組として、例えば、消費者安全法(平成21年法律第50号)に基づく、「消費者見守りネットワーク」(消費者安全確保地域協議会)による取組は、高齢者の権利擁護に資するものと考えられるため、このような取組についても、地域福祉(支援)計画に盛り込んでいただきたい。

(参考) 地域福祉(支援)計画策定状況等調査結果

※令和元年度調査(令和2年4月1日現在の状況)分まで掲載

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikat_suhogo/c-fukushi/index.html

2 民生委員について

(1) 新型コロナウイルス影響下での民生委員・児童委員活動について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止策が求められる中、民生委員・児童委員(以下、「民生委員」という。)は、地域住民とのつながり続けるために、日々、様々な工夫を凝らしながら、地域の実情に応じた活動を行っている。

都道府県及び市区町村においては、引き続き、感染予防・拡大防止を優先し、個々の民生委員の健康状態等に応じて柔軟な活動ができるよう、管内の民生委員の地域の実情に応じた活動内容・方法等について十分配慮いただくようお願いする。

※参考資料「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた民生委員活動の工夫例」参照

(2) 民生委員に期待される役割について

「第1「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の整備等について」にもあるとおり、現在、厚生労働省においては、少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造の変化の中で、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めている。

令和2年6月には、社会福祉法の改正案が成立し、市町村において、①相談支援

(属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援)、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が新たに創設され、本年4月より施行することとしている。

このような地域の取組を推進していく上で、地域づくりの役割を担う民生委員に寄せられる期待は大きくなっている。一方で、地域の重層的な支援体制の構築により、民生委員の活動がより円滑に実施できる環境が整備されるものと考えられる。

このため、民生委員もこれらの施策に積極的に関わることが期待されることであり、各自治体においては、民生委員に求められる役割などについて、民生委員の十分な理解を得られるよう研修カリキュラムの中に盛り込むことや、民生委員と関係機関との連携が一層推進されるよう調整を行うなど、引き続き支援をお願いしたい。

(3) 民生委員の活動環境の整備等について

ア 民生委員活動に係る経費

民生委員活動に係る経費については、地方交付税措置を講じているが、昨今の民生委員活動の負担が増加する中で、民生委員活動の一層の活性化及びその役割や活動内容の周知の必要性等を考慮し、令和2年度から、民生委員の活動に対する地方交付税の算定基礎について、1人当たりの活動費及び協議会活動推進費の増額を行った。民生委員活動費及び地区民生委員協議会活動推進費の増額措置に伴う引上げがなされていない自治体においては、これらの状況を踏まえた適切な財源確保に努められたい。

【地方交付税算定基礎単価】

	令和2年度～
民生委員・児童委員活動費	1人当たり年額 60,200円
地区民生委員協議会活動推進費	1か所当たり年額 250,000円

また、民生委員活動に係る地方交付税措置は、民生委員法第10条において、民生委員には給与を支給しないものとされており、民生委員への実費弁償費について講じているものである。公費を財源とする活動費の取扱いに当たっては、社会通念に鑑み、国民の誤解や疑念が生じないよう御留意いただきたい。

なお、実費弁償費に係る所得税の取扱いについては、国税庁がホームページにおいて公表している所得税基本通達28-8に「地方自治法第203条の2第3項（報酬及び費用弁償）の規定により受ける費用の弁償は、所得税法第9条第1項第4号に掲げる金品に該当するものその他その職務を行うために要した費用の弁償であることが明らかなものを除き、給与等とする。」とあるように、費用の弁償として受けるもののうち、旅費その他その職務を行うために要した費用の弁償であることが明らかなものは課税の対象とならない取扱いが示されているので御留意いただきたい。

イ 民生委員制度の普及啓発の強化

平成 31 年 3 月に全国民生委員児童委員連合会が、全国の 10～70 代の男女 1 万人を対象にインターネットを通じて行った調査によると、「民生委員・児童委員」を知っている割合は 69.8%となっており、民生委員の存在は広く認知されている一方で、「役割や活動内容まで知っている」のは 7.9%に留まっている。

民生委員の存在はもとより、その役割や活動内容について広く国民に理解していただくことは、民生委員活動を推進していく上で重要であり、かつ、将来のなり手確保にも資するものと考えられる。このため、民生委員制度の一層の普及啓発に特段のご配慮をお願いする。特に、令和元年 12 月に行われた一斉改選時において、民生委員の委嘱数（充足率）が十分でない自治体においては、引き続き、必要な民生委員の配置がなされるよう、地域の関係機関とも連携を図りながら、民生委員の役割・活動内容について住民に周知・理解を促すなどの取組を行っていただくようお願いする。

ウ 民生委員への研修の充実

新型コロナウイルス感染症の影響で、研修会や講習会を十分に実施することが難しい状況ではあるが、民生委員に対する研修経費については、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金により補助を行っているので、当該補助金の活用等により、民生委員が相談援助活動等を行う上で必要不可欠な知識及び技術を習得できるよう、地域の実情に応じた研修の企画、実施をお願いする。

また、研修の企画、実施にあたっては、従前の研修課題に加え、新たな施策や社会的課題等を踏まえた研修内容の充実を図るようお願いする。

<新たな施策や社会的課題等の例>

- ・「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した介護予防・見守り等の取組の推進について(自治体等の取組事例の周知)」(令和 3 年 2 月 1 日社会・援護局地域福祉課事務連絡)
- ・「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」(令和 2 年 6 月 5 日成立(令和 2 年法律第 52 号))
- ・「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・共同の推進に関する検討会(地域共生社会推進検討会)」最終取りまとめ(令和元年 12 月 26 日)
- ・「就職氷河期世代支援プログラム」(「経済財政運営と改革の基本方針 2019」(令和元年 6 月 21 日閣議決定))
- ・「就職氷河期世代支援に関する行動計画 2020」(令和 2 年 12 月 25 日関係府省会議決定)
- ・「第 2 次犯罪被害者等基本計画」(平成 28 年 4 月 1 日閣議決定)Ⅴの第 2 の 3(1)サ
- ・「オレオレ詐欺等対策プラン」(令和元年 6 月 25 日犯罪対策閣僚会議)
- ・「第 5 次男女共同参画基本計画」(令和 2 年 12 月 25 日閣議決定)第 2 部のⅢ第 9 分野 2 及びⅣの 3

- ・「消費者安全確保地域協議会設置の手引き」(平成 31 年 4 月消費者庁)
- ・「自殺対策白書」(厚生労働省)第 3 章自殺対策の実施状況(7)
- ・「性的指向及び性自認」を理由とする困難を抱える者への対応(法務省)
- ・「年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成 24 年法律第 102 号、令和元年 10 月 1 日施行)
- ・「アイヌ政策推進会議作業部会報告書」(平成 24 年 6 月 1 日)
- ・民生委員への個人情報の提供
 - 「自治体から民生委員・児童委員への個人情報の提供に関する事例集について」(平成 24 年 7 月 17 日社会・援護局地域福祉課事務連絡)
 - 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関する Q&A(個人情報保護委員会)

エ その他 ※参考資料「民生委員活動の負担軽減、周知・広報に向けた取組例」参照

(ア) 民生委員協力員の設置等

広く住民に民生委員活動を理解していただくことや民生委員の負担軽減、将来のなり手を確保することなどに資する取組として、一部の自治体においては、独自に民生委員協力員の設置や子ども民生委員の委嘱、行政のサポート体制を強化するといった取組がなされている。今後とも民生委員活動の一層の充実のために、地域の実情に応じた自治体の創意工夫のある取組についても実施、検討いただきたい。

(イ) 民生委員の年齢要件

民生委員の年齢要件については、通知「民生委員・児童委員の選任について」(平成 22 年 2 月 23 日付雇児発 0223 第 1 号・社援発 0223 第 2 号)において、「75 歳未満の者を選任するよう努めること。(中略)なお、年齢要件については、地域の実情を踏まえた弾力な運用が可能であるので留意すること。」とされているので、特に、民生委員の委嘱数(充足率)が十分でない自治体においては、地域の実情に応じた適切かつ弾力的な運用が図られるようお願いする。

(ウ) 不動産登記法第 70 条第 3 項の運用における民生委員・児童委員の不在証明

いわゆる休眠担保権に関する登記の抹消に係る手続に関しては、法務省の通達等においてその取扱いが示されている。

この通達等では、休眠担保権に関する登記の抹消にかかる申請に当たっては、登記義務者の所在の知れないことを証する情報として、①登記義務者が登記記録上の住所に居住していないことを市町村長が証明した情報等又は②同様の内容を民生委員が証明した情報が提出された場合には、当該登記申請を受理して差し支えないこととされている。

しかしながら、民生委員において、登記義務者がその登記記録上の住所に居住していないことを確認することが困難な場合も想定されるところ、このような場合にまで、民生委員が②の情報を作成する必要はない。

平成 29 年 10 月 20 日に、不動産登記制度を所管する法務省民事局民事第二

課から各法務局・地方法務局の不動産登記担当部署に対し、上記通達の趣旨は、②の情報が提供されなければ当該登記申請を受理してはならないことを示したのではないということが改めて周知されているので、御承知置きいただきたい。

オ 災害時における民生委員の取組について

昨今、自然災害が多発しており、被災者への見守りや相談支援など、災害時においても、民生委員の役割は重要なものとなっている。民生委員が災害時に活動する場合には、民生委員の安全の確保を第一に、過度の負担がかかることなく実施される体制となるよう、各自治体においては、平時より、防災担当部局と連携して対応いただきたい。

<参考>

- ・「高齢者や障害者等の避難の実効性の確保に関する取組の実施について」(令和2年5月28日府政防第1221号・消防災98号)
- ・「令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難等のあり方について(最終とりまとめ)」(令和2年12月24日令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難等に関するサブワーキンググループ)
- ・「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について(最終とりまとめ)」(令和2年12月24日令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ)
- ・「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」(平成28年4月内閣府(防災担当))

3 社会福祉協議会について

近年、少子高齢化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化等の社会の変化に伴い、ダブルケアやいわゆる8050世帯など、一つの世帯において複合化・複雑化した課題を有するケースが顕在化する中で、地域住民が抱える福祉ニーズが多様化しており、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の再構築が大きな課題となっている。また、新型コロナウイルス感染症の影響による休業等に伴う収入の減少により、生活に困窮される方等への支援が重要になっている。

こうした状況に対応するため、社会福祉協議会を含む社会福祉法人は、公益性の高い組織として、地域ニーズを的確に把握し、これらのニーズに対応した多様な取組の実施が求められている。

各自治体においては、今後とも社会福祉協議会との連携により、住民が住み慣れた地域で安心して生活することができるように、一層の地域福祉の推進及び積極的な地域づくりへの取組をお願いしたい。

また、近年、相次いで自然災害が発生し、多くの方々が災害ボランティアとして被災地に駆けつけ、被災された方々の生活再建に向けた様々な支援活動をしていただいている。災害ボランティアセンターについては、内閣府防災担当から「防災におけるNPO・ボランティア等との連携・協働ガイドブック」等が示されているが、社会福祉協

議会が設置・運営に携わることが一般的となっている。一部自治体においては、市町村と社会福祉協議会等が災害ボランティアセンターに関する協定を締結しているところだが、各自治体においては、災害時に社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを円滑に設置・運営できるよう、平時から、防災担当部署と十分連携し、災害ボランティアセンターの運営体制や関係機関との役割分担の取り決めなど環境整備に努められたい。

なお、災害ボランティアセンターがボランティア活動と被災自治体の実施する救助との調整を実施する場合の経費については、令和2年8月に、内閣府政策統括官（防災担当）付から以下の事務連絡（※）が発出されているので、御了知願いたい。

（※）「令和2年7月豪雨以降の災害における災害ボランティアセンターに係る費用について」（令和2年8月28日付内閣府政策統括官（防災担当）参事官（普及啓発・連携担当）、同（被災者生活再建担当）事務連絡）（抜粋）

都道府県等又は事務の委任を受けた市町村がボランティア活動と都道府県・市町村の実施する救助の調整の事務を災害ボランティアセンター（市町村の社会福祉協議会等（以下「社協等」という。）が設置するもの）に委託して実施する場合、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成25年10月1日付内閣府告示第228号）第15条ト委託費に該当するものとして、災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

国庫負担の対象経費は、災害ボランティアセンターが、ボランティア活動と被災自治体の実施する救助との調整に必要な次の経費とする。

- ・人件費（社協等職員の時間外勤務手当（休日勤務、宿日直を含む。）及び社協等が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金に限る。）
- ・旅費（被災自治体外から災害ボランティアセンターに派遣する職員に係る旅費）

また、新型コロナウイルス感染症の影響下における災害ボランティアセンターの設置・運営やボランティアの募集・受け入れ等については、社会福祉法人 全国社会福祉協議会全国ボランティア・市民活動振興センターから発出された「新型コロナウイルス感染が懸念される状況における災害ボランティアセンターの設置・運営等について～全社協VCの考え方～」（※2）も参考にされたい。

（※2）「新型コロナウイルス感染が懸念される状況における災害ボランティアセンターの設置・運営等について～全社協VCの考え方～」（社会福祉法人 全国社会福祉協議会全国ボランティア・市民活動振興センター 令和2年6月1日公表・7月9日更新）

《ポイント》

- 社会福祉協議会は、新型コロナウイルスの影響下における災害VCの設置に

ついて、被災者ニーズに基づき、専門家等の意見を加え、行政と協議し判断する。

- 災害 VC の設置を迅速に判断し、感染防止策を施しながら適切に運営するため、社会福祉協議会は、発災前に専門家等の意見を踏まえ市区町村行政と協議し必要事項を決定しておく。
- 緊急事態宣言解除後におけるボランティアの募集範囲の拡大は、政府の基本的対処方針の考え方等のもと、被災地域の住民等の意見・意向等をふまえ、行政（都道府県含む）と協議し判断する。
- 災害ボランティア活動を実施するに際しては、感染拡大防止策を徹底する。

4 災害ボランティアセンター設置運営研修等支援事業

昨今、多発する自然災害への対応状況から、災害ボランティア活動は被災地の復旧・復興に不可欠であるとの考えが広く認識されつつある。このため、災害時において災害ボランティアセンターが円滑に設置・運営されるよう、平時からの準備として、以下の取組を推進する。

- ① 全国社会福祉協議会の研修において、災害ボランティアセンターの具体的な設置方法やボランティアの受入方法等、より実践的・実務的な研修を行うとともに、研修の実施回数を増やし、都道府県における災害ボランティアセンターに関するノウハウの標準化を図る。
- ② 災害ボランティアセンター設置運営研修等支援事業を活用し、都道府県（都道府県社会福祉協議会）に市町村指導員を配置する等により、平時から市町村（市町村社会福祉協議会）への研修等を行う。
- ③ 市町村（市町村社会福祉協議会）においては、都道府県（都道府県社会福祉協議会）に配置する市町村指導員の指導・協力の下で、平時から災害ボランティアセンターの設置運営の現地訓練等を行う。

本事業は、上記のように3段階から成る研修等の体制を構築し、それぞれの段階において事業を実施することで、効果的な取組になると考えられることから、特に都道府県におかれては、本事業の活用により、管内市町村の環境整備に積極的に取り組んでいただきたい。

なお、本事業は、補助事業者を都道府県又は市町村とし、間接補助事業者を都道府県社会福祉協議会又は市町村社会福祉協議会とする。

また、新型コロナウイルス感染症の影響下における各種研修・訓練等については、社会福祉法人 全国社会福祉協議会全国ボランティア・市民活動振興センターが公表した「新型コロナウイルス感染が懸念される状況における災害ボランティアセンターの設置・運営等について～全社協VCの考え方～」(3の※2)も参考にされたい。

(参考) 「災害ボランティアセンター設置運営研修等支援事業」の令和3年度国庫補助基準額等(案)

- 1 都道府県 5,000千円
- 2 市町村 市町村(指定都市及び中核市を含む。)については、人口区分に応じて、以下のとおり国庫補助基準額を設定する。

人口区分	国庫補助基準額
5万人未満	500千円
5万人以上～10万人未満	1,000千円
10万人以上～50万人未満	2,000千円
50万人以上～100万人未満	3,000千円
100万人以上	5,000千円

※都道府県、市町村ともに国庫補助率は、1/2。

5 被災者に対する見守り等の支援の推進について

令和3年度予算案においても、引き続き、東日本大震災や令和2年7月豪雨等により応急仮設住宅等に入居する被災者の孤立防止対策として、相談員の巡回による見守りや相談支援等を行うために、必要な予算額を計上した。

関係自治体におかれては、被災者の方々の抱える課題が多様化・複雑化している状況を踏まえ、避難生活においても安心した生活が確保されるよう、本事業の推進に努められたい。また、本事業は、発災時に自治体が速やかに事業実施できる仕組みとしているので、新たに災害が発生した際には必要に応じて本事業の活用を検討いただきたい。なお、新たに本事業を実施する予定となった場合には、補助金の協議を待つことなく、速やかに当局地域福祉課に相談されたい。

また、被災者に対する見守り・相談支援等については、避難生活を送る場所や時点に応じて各種事業が実施されているところだが、被災者それぞれの状況に応じた切れ目のない支援が実施できるよう、令和2年12月7日に当局地域福祉課、福祉基盤課、障害保健福祉部障害福祉課、老健局認知症施策・地域介護推進課の連名通知「被災者への見守り・相談支援に係る事業間の連携について」を発出した。支援の実施に当たっては、当通知を参考に各事業が十分な連携の下で実施されるようお願いするとともに、自治体の関係部局においては、平時から積極的な連携に努められたい。

加えて、本事業の終了後においても、民生委員・児童委員による見守りを始め、生活困窮者自立支援制度や地域共生社会の取組等による支援などの一般施策によって必要な支援が実施されるよう、本事業の実施期間中から一般施策による支援への移行を十分に検討するようお願いする。

なお、本事業が、応急仮設住宅に入居した被災者を中心に災害を要因として孤立するおそれのある者への支援を行うことを目的としたものであることに留意して、効果的な支援を実施されたい。

東日本大震災の被災地については、「復興・創生期間」後における東日本大震災

からの復興の基本方針」（令和元年12月20日閣議決定）に基づいて、引き続き十分な取組をお願いする。

（参考）令和3年度予算案

- ・東日本大震災関係 復興庁所管「被災者支援総合交付金」125億円の内数
- ・被災者見守り・相談支援事業 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金13.5億円

6 寄り添い型相談支援事業について

本事業は、生活上の悩みや自殺念慮、DV被害など、様々な困難に直面する方を対象に、24時間365日、無料で電話相談等に応じるとともに、必要に応じて、面接相談や同行支援などを行い、具体的な問題解決につなげることを目的としており、令和3年度予算案においても本事業の実施に必要な予算を計上している。

令和2年度は、一般社団法人社会的包摂サポートセンターを実施者に選定し、「よりそいホットライン」として事業を実施しているが、令和3年度の事業実施者については、改めて選定する予定であるので、御承知置きいただきたい。

なお、本事業による相談者の状況をみると、職を有していない者等、生活困窮者自立支援制度の対象者とも重複する部分があることから、各自治体におかれては、本事業と生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業との連携が確保されるよう、特段の御配慮をいただきたい。

※ 平成27年3月27日付け社援地発0327第14号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知「生活困窮者自立支援制度と地域福祉施策との連携について」

平成27年6月3日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡「生活困窮者自立支援制度と寄り添い型相談支援事業との連携の推進について」

7 政府における孤独・孤立対策の動き

新型コロナが長期化する中で人と人とのつながりを保つことが困難となり、孤独を感じ、社会的に孤立している状況にある方々への支援の必要性が高まっている。このような中、令和3年2月12日に内閣府特命担当大臣に対し孤独・孤立問題を担当するよう総理指示があり、同月19日に内閣官房に孤独・孤立対策担当室が設置された。同月25日には、官邸によって菅総理出席の下、「孤独・孤立を防ぎ、不安に寄り添い、つながるための緊急フォーラム」が開催されたところであり、今後、孤独を感じ社会的に孤立する方々に様々な支援が行き届くよう、政府として必要な取組を進めていく。

8 地方改善事業等について

(1) 地方改善事業の実施について

ア 隣保館の運営について

隣保館は、「隣保館の設置及び運営について」（平成14年8月29日付厚生労働省発社援第0829002号厚生労働省事務次官通知）に基づき、地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして各種の事業を行っている。

隣保館の運営に当たっては、多様化する住民ニーズに的確に対応することができるよう、各自治体においては、引き続き本事業への積極的な取組について御留意願いたい。また、他施設との統合・運営体制等の見直しを行うこととなった場合においても、隣保館がこれまで担ってきた役割や機能が損なわれるなどの支障が生ずることがないように御配慮願いたい。

なお、隣保館を所管する部局が福祉部局以外である自治体においては、隣保館に関する情報が関係部局間で確実に共有されるよう御配慮願いたい。

(ア) 隣保館の公平中立な運営について

隣保館は「公の施設」であり、その運営に当たっては常に公平性・中立性を確保する必要があることから、各自治体においては、地域住民などから特定の団体に対し、恒常的・独占的に利用されているなどの批判が生ずることのないよう、引き続き御留意願いたい。なお、管内の隣保館において、そのような疑義が生じた場合には、速やかに館の利用実態を確認の上、必要に応じて是正を図られたい。

(イ) 職員の資質向上について

隣保館職員に対する研修の実施に当たっては、人権課題に関する内容はもとより、社会福祉法による諸制度、介護保険制度、年金制度などの社会保障制度の最近の動向を内容とした研修を行うなど、創意工夫をこらした研修の実施に努め、人権啓発とあわせて地域福祉の一翼を担い、地域住民の様々な福祉課題に対応しうる隣保館職員としての資質の向上が図られるよう努められたい。

イ 隣保館の耐震化対策等の促進について

隣保館の多くは、昭和30年から50年代に建設されているため、現行の耐震基準に適合していないなど、耐震化に課題を抱えている館が多い。このため、近年の自然災害の頻発化等を踏まえ、平成30年度より「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）に基づき、特に緊急に実施すべき耐震化整備等を集中的に実施しているところであるが、上記の課題についての備えは未だ十分ではない。

このため、令和2年12月11日に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」中の重点的に取り組むべき対策「社会福祉施設等の耐災害性強化対策」に隣保館の耐震化整備等も盛り込み、隣保館の耐震等の取組の更なる加速化・深化を図ることとしているので、御了知いただきたい。

令和3年度の地方改善施設整備費補助金の執行に当たっては、令和3年度当初に、できるだけ速やかに内示を行う予定にしているため、各自治体においては、当補助金の活用等による隣保館の耐震化等の整備について積極的に検討いただきたい。また、隣保館を所管する部局に確実に情報が共有されるようお願いする。

【参考】

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日閣議決定）（抄）

第2章 重点的に取り組むべき対策

1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策

（1）人命・財産の被害を防止・最小化するための対策

- ・ 医療施設の耐災害性強化対策（給水設備整備対策、非常用自家発電設備整備対策、ブロック塀整備改修対策、非常用通信設備整備対策）（厚生労働省）
- ・ 社会福祉施設等の耐災害性強化対策（耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化）

※参考資料「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策 概要」参照

（2）アイヌ施策の推進について

平成31年4月26日に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（平成31年法律第16号）が交付され、令和元年5月24日に施行されたところである。同法は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を目指すことを目的としている。

こうした中、生活館は、アイヌ集落住民及びその周辺地域の住民に対して、生活上の各種相談事業等を実施することにより、地域住民の生活環境の改善を図るとともに、周辺地域住民の交流の場として、引き続きその重要な役割を担っていく必要がある。生活館の整備費については、令和元年度より、「地方改善施設整備費補助金」（厚生労働省所管）から、「アイヌ政策推進交付金」（内閣府所管）に移管されたところであり、関係自治体におかれては、生活館の老朽化に伴う改修等の整備について、当交付金を積極的に活用されたい。

一方、北海道における生活館の整備費以外の、地域住民の生活環境等の改善を図るための整備費（地方改善施設整備費補助金）や、生活館運営費（地方改善事業費補助金）については、引き続き厚生労働省で所管しているので、これらの申請等に当たっては遺漏なきようお願いしたい。

また、北海道内に限らず存在するアイヌの人々の生活相談に対応するため、平成28年度より、電話による相談を行う「生活相談充実事業」を実施しており、令和3年度予算案においても、当該事業を円滑に実施するための経費を計上している。各自治体においては、アイヌの人々からの相談について御理解の上、当事業に関する周知・広報について、特段の配慮をいただきたい。

（3）関係部局・機関との連携方策について

ア 社会福祉法に基づく取組との連携

「地域共生社会」の実現に向け、平成29年の社会福祉法改正（平成30年4月施行）及び令和2年の社会福祉法改正（「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を課市営する法律」による改正。令和3年4月施行）により、今後、

市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築がより推進されていくことになる。

市町村による包括的な支援体制整備の際には、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとしての役割を果たしている隣保館や生活館が、関係機関の一つとして、地域福祉の推進を担うことのできる機能を有していることについて、あらためて御了知願いたい。

また、社会福祉法では、地域福祉計画を策定するよう努めるものとされているが、隣保館等が取り組んでいる人権課題解決に向けた取組も地域生活課題の一つとして考えられるため、計画策定に当たっては、こうした視点についても留意するよう、併せて御了知願いたい。

※参考資料「隣保館における先駆的な取組事例①～③」参照

イ 関係部局・機関との連携

隣保館や生活館においては、地域住民の生活上の相談、人権に関わる相談に応じ適切な助言指導を行う必要があることから、日頃より市町村の福祉関係や人権関係等の関係部局、地域包括支援センターや社会福祉協議会などの関係機関との密接な連携を行うとともに、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関との連携や、同法に基づく各種事業の実施に当たり、地域における多様な社会資源の一つとして隣保館や生活館自体が自立相談支援機関として活動するなど、事業の実施主体となりうることに留意しながら、より積極的な館運営が行われるようお願いする。

(4) 人権課題に関する啓発等の推進について

ア 民生委員等に対する普及・啓発について

民生委員等は、地域における相談援助活動の中心的存在として様々な住民の相談援助活動を行っているが、人権に関する課題への対応については、部落差別解消推進法等の関係法令の施行への対応状況、アイヌ政策推進本部における検討状況、隣保館や生活館の活動状況も十分踏まえて行う必要がある。

このため、民生委員の研修会などの機会を捉え、人権課題に関する理解を深めていただくよう御配慮願いたい。

(参考)「アイヌ政策推進会議作業部会「北海道外のアイヌの生活実態調査」を踏まえた全国的見地からの施策の展開について」(平成 24 年 6 月 1 日) 抄

- ・ 北海道外のアイヌの人々の相談に適切に対応するため、人権に関わる相談については、人権擁護員等の相談窓口を通じて、適切に対応していくことが求められるとともに、民生委員等、生活相談に応ずる者にアイヌに関する研修の充実を図るべきである。

イ 関係者に対する啓発等の推進

人権課題に関する国民の差別意識は解消に向けて進んでいるものの、一部では

依然として存在しており、近年では、インターネットの悪用による人権侵害事案も多く発生している。ついては、その差別の解消を図る上で啓発及び研修の実施は重要であることから、管内の行政関係職員をはじめ保健福祉に携わる関係者等に対し、積極的な啓発・研修を通じ人権課題に関する理解が深められるよう、部落差別解消推進法等の関係法令の施行への対応状況等も踏まえ、特段の配慮を願いたい。

また、過去に就職差別につながるおそれのある身元調査事案が発生したが、これは調査を依頼した関係者の人権問題に対する認識が十分でなかったことによるところが大きいと考えられる。

このようなことが二度と起きないようにするためにも、関係者などに対する啓発・研修は、漠然と行うのではなく、具体的な事例を挙げるなど効果的なものとなるよう努めるとともに、関係事業者団体に対して、職員の採用選考に当たっては、応募者の適性と能力を基準として行うよう機会を捉えて指導・啓発を行われたい。

(5) 他法における状況について

ア 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）」が平成 28 年 4 月 1 日より施行されている。当該法律では、第 7 条において、行政機関等における障害を理由とする差別の禁止を掲げており、また、第 10 条において、第 7 条に規定する事項に関し、地方公共団体の職員が適切に対応するために必要な要領を定めるよう努めることとされている。これを踏まえ、公立施設である隣保館等においても、当該法律に則した対応に留意いただくとともに、改めて関係機関と情報共有いただくよう努められたい。

○内閣府 HP(障害を理由とする差別の解消の推進)

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

イ 部落差別の解消の推進に関する法律について

「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 109 号）が成立し、平成 28 年 12 月 16 日より施行されている。

公立施設である隣保館等においても、当該法律に基づく取組について法務省のホームページや関係機関の情報を確認する等十分留意いただくとともに、隣保館等の活動において、同法の趣旨を周知いただくよう努められたい。

○法務省 HP(同和問題に関する正しい理解を)

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00127.html

ウ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律について

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 68 号）が、平成 28 年 6 月 3 日より施行されている。

公立施設である隣保館等においても、当該法律に基づく取組について法務省のホームページや関係機関の情報を確認する等十分留意いただくとともに、隣保館等の活動において、同法の趣旨を周知いただくよう努められたい。

○法務省 HP(ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動)

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html

第5 成年後見制度の利用促進等について

1 成年後見制度の利用促進について

(1) 現状及び課題について

成年後見制度は、認知症や知的障害・精神障害により財産管理や日常生活等に支障がある人を支える重要な制度であり、今後、認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられる。本制度の利用者数は増加傾向にあるものの、認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない状況である。

※ 認知症高齢者は平成24年に462万人、令和7年(2025年)には約700万人となる見込み。
一方、成年後見制度の利用者数は令和元年12月末時点で22.4万人。

このような状況を踏まえ、平成28年4月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)」が成立し、29年3月に同法に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」(平成29年度～令和3年度の5年間)が閣議決定された。今後の施策の目標として

- ① 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
- ② 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
- ③ 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

を掲げ、関係省庁や裁判所、地方公共団体、関係機関が連携して、令和3年度までの工程表を踏まえて、施策を総合的・計画的に推進していくこととしている。特に、厚生労働省においては、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域における権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の整備や市町村計画の策定など、成年後見制度利用促進に向けた体制整備を推進している。

さらに、令和元年5月に、基本計画に基づく施策を着実に推進するため、新たに、令和3年度末までのKPI(以下参照)として、全市区町村における中核機関等の整備や市町村計画の策定などの目標を設定するとともに、当該KPIについて認知症施策推進大綱(令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議)に盛り込んだ。

<KPI 成年後見制度の利用促進について(2021年度末)>

- ・中核機関を整備した市区町村数 全1741市区町村
- ・中核機関においてパンフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知を行っている市区町村数 全1741市区町村
- ・中核機関において後見人候補者を推薦する取組を行っている市区町村数 800市区町村
- ・中核機関において後見人支援の取組(専門職の雇い上げ等により相談や手続支援を実施)を行っている市区町村数 200市区町村
- ・協議会等の合議体を設置した市区町村数 全1741市区町村
- ・市町村計画を策定した市区町村数 全1741市区町村
- ・国研修を受講した中核機関職員や市区町村職員等の数 3500人
- ・後見人等向けの意思決定支援研修が実施される都道府県の数 全47都道府県 等

また、厚生労働省から各都道府県に対し、「成年後見制度利用促進基本計画に係る KPI を踏まえた体制整備の推進について（令和元年 7 月 11 日付け社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室長通知）」及び「成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書」を踏まえた体制整備の推進について（令和 2 年 3 月 27 日付け厚生労働省関係局長通知）」を通知し、都道府県が管内市区町村の体制整備の主導的な役割を果たしていただくよう依頼した。

中核機関等の整備や市町村計画の策定については、令和元年 10 月 1 日時点で、中核機関は 160 自治体（9.2%）、権利擁護センター等は 429 自治体（24.6%）、市町村計画については 134 自治体（7.7%）となっており、また、中核機関の整備は約 5 割の自治体が未定と回答していることや各都道府県の整備状況に大きな差があることなどが認められたことから、K P I の達成に向けた取組を更に推進していく必要がある。

（2）令和 3 年度予算案及び令和 2 年度第三次補正予算について

令和 3 年度予算案においては、K P I の達成に向けて、中核機関の整備や市町村計画の策定の推進について、

- ・引き続き、都道府県による広域的な体制整備や、中核機関の立ち上げ支援等に必要予算、中核機関等における市民後見人、親族後見人への支援体制の強化や適切な後見人候補者の家裁への推薦の取組に対する補助の予算を計上したほか、
- ・国による後見人等への意思決定支援研修の実施や、国レベルでの任意後見・補助・保佐等の広報・相談の強化を図る事業に係る予算を計上するとともに、

令和 2 年度第三次補正予算において、中核機関等の相談支援・体制整備に向けたオンライン活用の推進や条件不利地域での体制整備に向けた都道府県・市町村の共同・連携の推進事業などを計上しているところである。

【令和 3 年度予算案 成年後見制度利用促進体制整備推進事業】

- 都道府県向けの補助事業（都道府県社会福祉協議会等へ委託可。補助率 1/2）
 - ・体制整備アドバイザー等による広域的な観点から中核機関の整備や市町村計画の策定を推進
 - ・市町村や中核機関等職員向け都道府県研修
 - ・市町村や中核機関等職員向け専門相談窓口の設置
- 市区町村に対する補助（市区町村社会福祉協議会等へ委託可。補助率 1 / 2）
 - ・中核機関の立ち上げや中核機関の先駆的取組に対する補助
 - ・中核機関等における市民後見人や親族後見人の専門的バックアップ体制の強化及び適切な後見人候補者推薦（受任調整会議）の取組に対する補助

【令和 2 年度第三次補正予算】

- 新** 中核機関等の相談支援・体制整備に向けたオンライン活用の推進
- 新** 条件不利地域での体制整備に向けた都道府県・市町村の共同・連携の推進
 - ※ 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金の一部（補助率 3/4）
- 新** 成年後見制度利用促進に係る現状調査等事業（委託費）

(3) 令和3年度の取組方針について

ア 地域連携ネットワークの中核機関の整備と市町村計画策定の推進

全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、地域連携ネットワークの中核機関の整備や市町村計画策定について、引き続きKPIの達成に向けた取組を推進していく。

※ 中核機関については、①広報、②相談、③成年後見制度利用促進、④後見人支援の4つの機能について、段階的・計画的に整備されることが求められるが、まずは、①広報機能や②相談機能の充実が優先されるべきであり、③成年後見制度利用促進機能や④後見人支援機能については、段階的・計画的に整備していくものとして差し支えない。

都道府県においては、家庭裁判所や都道府県社会福祉協議会、専門職団体と緊密な連携の下、体制整備アドバイザー等の国庫補助事業を積極的に活用いただき、中核機関の整備や市町村計画策定について、広域的な観点から管内市区町村の体制整備の支援や働きかけなど、管内市区町村における体制整備の主導的な役割をお願いします。

また、令和3年度においても引き続き、国において市区町村職員や中核機関職員等に対する研修を実施する予定である。本研修においては、権利擁護支援の基本的な考え方や成年後見制度の基礎的知識、市町村や中核機関の役割や機能など、市町村や中核機関等の職員として必要な知識やノウハウについて講義や具体的な事例演習を通じて修得することを目的としている。

都道府県においては、地域における人的体制整備を推進するため、管内市区町村や中核機関等に対し、本研修に積極的に参加いただくよう周知をお願いします。

イ 後見人等への意思決定支援研修の実施について

基本計画においては、成年後見制度について「後見人による財産管理の側面のみを重視するのではなく、認知症高齢者や障害者の意思をできるだけ丁寧にくみ取ってその生活を守り権利を擁護していく意思決定支援・身上保護の側面も重視し、利用者がメリットを実感できる制度・運用とすることを基本とする」こととしており、意思決定の支援の在り方についての指針の策定に向けた検討等が進められるべきとしている。

これを踏まえ、令和元年5月から、最高裁判所、厚生労働省及び専門職団体等において、後見人等における意思決定支援の在り方についての指針の策定に向けた検討を行い、令和2年10月に「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」を取りまとめた。

厚生労働省においては、本ガイドラインの内容を踏まえた後見人等に対する意思決定支援研修（国から民間団体に委託）を令和2年度から全国で実施しており（新型コロナウイルス感染症の発生に伴いオンラインによる受講）、引き続き、来年度も本研修を実施する予定であるので、各都道府県におかれては、本研修の管内市区町村や中核機関や権利擁護センター等への周知など特段の御配慮をお願いします。

※K P I（令和3年度末）として「後見人等向けの意思決定支援研修が実施される都道府県の数 全47都道府県」を設定している。

ウ 任意後見・補助・保佐等の広報・相談体制の強化について

成年後見制度利用促進法や基本計画においては、成年後見制度の利用者の能力に応じたきめ細かな対応を可能とする観点から、成年後見制度のうち利用が少ない「保佐」及び「補助」類型の利用促進を図るとともに、利用者の自発的意思を尊重する観点から、判断能力があるうちにあらかじめ後見人となる者を決めておく「任意後見制度」が積極的に活用されるよう必要な措置を講ずることとされている。

令和2年度より、国レベルでの任意後見・補助・保佐等の広報・相談体制の強化を図る事業に係る予算を計上し、国において任意後見・補助・保佐等の成年後見制度について各種広報の実施や、市町村や中核機関等における全国的な相談体制の強化を図る事業を民間団体に委託して実施している。令和2年10月には、権利擁護支援の全国相談窓口（K-ねっと）を設置したほか、地方セミナーの開催などの取組を実施しているところである。また、引き続き、令和3年度予算案においても必要な予算を計上している。

エ 基本計画に係る中間検証と成年後見制度利用促進基本計画の見直しについて

令和元年度は基本計画の中間年度であったことから、成年後見制度利用促進専門家会議において、基本計画に掲げる各施策の進捗状況を踏まえて個別の課題の整理・検討を行い、令和2年3月に中間検証報告が取りまとめられたところである。

国においては、本中間検証の結果も踏まえつつ、令和3年度末の目標として設定されているK P Iの達成に向けて引き続き取り組むとともに、「成年後見制度利用促進基本計画」（平成29年度～令和3年度の5年間の計画）の見直しに向けて、検討を進めていくこととしている。

オ 「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人の支援に関するガイドライン」について

令和元年5月に策定された本ガイドラインは、身寄りがない場合でも患者に必要な医療が提供されるよう、医療機関が身元保証・身元引受等に求める役割等について整理し、それぞれの役割ごとに、身寄りがなくても医療機関が行うことができる対応方法や、医療における意思決定が困難な人への支援について成年後見人等に期待される具体的役割をまとめている。

医療関係事業者等には、「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドラインの発出について（通知）」（令和元年6月3日付け厚生労働省医政局総務課長通知）に基づき、本ガイドラインの周知を図っているところである。

また、判断能力が不十分な人や身寄りがない人に対して医療を提供するに当たっては、福祉的な支援についても必要となる場合が多く、各自治体における成年後見制度利用促進担当部局、生活保護制度担当部局、生活困窮者自立支援制度担当部局等の福祉関係部局や権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関（権利擁護センター等を含む）、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関と、医療機関の連携を図ることが重要であることから、「「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」について（周知依頼）」（令和元年6月3日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課長・保護課長・障害保健福祉部障害福祉課調・老健局振興課長連名通知）によって、市町村、関係機関及び関係団体等に対して広く、本ガイドラインの周知を図っていただいているところである。

成年後見制度利用促進専門家会議にてとりまとめられた「成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書（令和2年3月17日）」において、「研修等の実施を通じて医療等に係るガイドラインを周知し、医療現場等への浸透を図ることが重要である」と指摘されており、本ガイドラインの内容が更に現場に浸透する必要があると考えている。各自治体におかれては、引き続き周知いただくとともに、身寄りがない人、医療における意思決定が困難な人が適切な医療を受けることができるよう、御協力をお願いしたい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/miyori_nonaihitohenotaiou.html

（4）日常生活自立支援事業について

ア 今後の日常生活自立支援事業のあり方について

本年度、国においては、「日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携の在り方等についての調査研究事業」（令和2年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 課題番号23）を実施（事務局：公益社団法人日本社会福祉士会）し、以下の事業を行っているところである。

○ ヒアリング調査

日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度の連携、移行に関わる関係機関等より、好事例・困難事例等についてのヒアリング調査の実施。

○ アンケート調査

社会福祉協議会等関係機関を対象に、日常生活自立支援事業と成年後見制度との連携の実際と課題にかかるアンケート調査の実施

○ 調査分析、制度・連携の在り方、連携方法に関する研究

有識者の参画をえてヒアリング調査やアンケート調査を基に課題を分析し、それぞれの制度のあり方や連携方法について委員会にて研究

○ 連携に資するツールの開発

日常生活自立支援事業等関係事業と成年後見制度にかかる適切な連携に資するツール等を開発し、事業実施報告書ならびにホームページ等にて周知

令和2年度末までに本調査研究の報告書がとりまとめられる予定となっているが、報告書の内容も踏まえつつ、今後、成年後見制度利用促進専門家会議においても、権利擁護と意思決定支援を図る取組の充実について検討を行うこととしているので、御承知おき願いたい。

イ 日常生活自立支援事業の適正な実施について

近年、日常生活自立支援事業の実施に関連した社会福祉協議会職員による不祥事（金銭の横領等）が報告されている。

本事業は判断能力が不十分な方の日常的な金銭管理等の支援を行う事業であることから、こうした不祥事の発生は、各都道府県・指定都市が補助事業として実施する日常生活自立支援事業の信頼が失われることになりかねない極めて重大な問題である。

各都道府県・指定都市におかれては、日常生活自立支援事業が適正に実施されるよう、改めて会計事務に係る内部牽制体制の確立について徹底するなど、各都道府県・指定都市社会福祉協議会に対する一層の指導・助言をお願いする。

(5) 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等に関する周知と対応について
本年3月1日、各都道府県に対して、事務連絡（「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等に関する周知と対応について（依頼）」）を発出した。

本年3月1日までに成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等に関する法律及びその関係法令が全て施行されたが、国や地方公共団体等の職員の採用募集において試験を受けることができない者として成年被後見人等を誤って掲げる等の事例も見受けられる。

当該事務連絡の趣旨を踏まえて、改めて条例や通知等を含めた欠格条項の見直しに関連する対応状況を確認するとともに必要に応じて適切な対応を行うことをお願いしたい。併せて、管内の市区町村及び関係機関に対しても、広く当該事務連絡の内容を周知した上で、必要な対応を求めよう願う。

第6 消費生活協同組合の指導・監督について

(1) 生協行政の基本的考え方について

消費生活協同組合（消費生活協同組合連合会を含む。以下「組合」という。）は、

- ・利用者である組合員自らが出資し、
- ・組合員が組合員の生活の文化的経済的改善向上のための事業や助け合い活動を行い、
- ・組合員が利用する、

一定の地域又は職域での人と人とのつながりによる非営利の協同組織である。

組合は、互助の組織として、購買事業や医療福祉事業、共済事業等組合員の暮らしを支える事業を行っているが、相互扶助の理念に基づき、地域の見守り活動や子育て支援など、組合のインフラを生かした各種助け合い活動（以下「組合員活動」という。）にも積極的に取り組み、地域のコミュニティづくりに寄与している。

また、社会的、公共的役割として、組合の組織力を生かした被災者の支援や社会福祉活動への助成活動といった取組を行っている。

組合の指導・監督にあたっては、このような組合の基本的性格及び事業や組合員活動の状況等、組合についての理解を十分に深めた上で行うことが肝要である。

各都道府県においては、所管する組合の運営状況を十分に把握していただき、消費者行政といった観点に留まることなく、運営実態に即した助言・指導をお願いする。

(2) 適正な運営管理及び事業の健全な運営について

ア 組合への指導検査・監督の適切な実施について

近年の国及び都道府県における指導検査結果を見ると、策定すべき規定の未整備、総会運営や組合員管理の不備、一部役員の理事会欠席の常態化、決算関係書類の不備、員外利用分量の未把握、登記手続きの不備など、組合の運営管理が不十分となっている状況が認められる。

特に、内部管理態勢に課題を抱える組合に対しては、検査による指導のみならず、監督業務の一環として、定期的に個別のヒアリング等を行うことにより、改善の方向性、改善計画及び進捗状況について日頃から組合と認識を共有し、速やかに適正な運営管理が図られるよう、指導・助言をお願いする。

また、監事監査については、会計知識のある監事による会計監査のみならず業務監査を実施するとともに、監事の理事会への出席による助言等を通じ、健全性の担保が図られるよう、指導・助言をお願いする。

なお、新型コロナウイルス感染症の状況下における組合への検査の実施に当たっては、各都道府県における同感染症の状況を勘案し、必要に応じて検査の実施時期の延期や、書面検査の導入など実施方法に工夫を施すなど、柔軟に取り扱うこと。

さらに、実地検査の実施にあたっては、「三つの密」の回避、「人と人との距

離の確保」、「マスクの着用」等、基本的な感染防止策を講ずるよう、十分に留意すること。

イ 不祥事案について

近年、次のような組合による不祥事案が発生している。

- ・購買事業を行う組合において、特定の職員が会計処理を行い不正な処理が行われた事例

- ・共済事業を行う組合において、他人の名義による架空の共済契約が締結された事例、共済募集人ではない者による共済の募集行為が行われた事例、共済募集人が契約者の掛金を負担していた事例

組合において不祥事案が確認された場合には、早急に所管行政庁へ当該状況等を報告するよう指導するとともに、不祥事案が発生した原因を明らかにし、再発防止策の作成とその着実な実施を徹底していただくよう、適切な指導をお願いする。

ウ その他

財務状況が悪化している組合や課題を多く抱えている組合に対しては、組合員が不利益を被ることのないよう十分な配慮と必要な助言・指導をお願いする。

また、一部の都道府県においては、休眠となっている組合を多く抱えたままの状況となっている。所管行政庁として適切に状況を把握いただくとともに、必要な措置等の検討を行っていただきたい。なお、都道府県としての対応方針に判断がつかかねる場合などは厚生労働省に照会されたい。

(3) 事業及び組合員活動における地域共生社会の実現に向けた取組について

人口減少や急速な高齢化など、社会を取り巻く環境が大きく変化し、コミュニティの脆弱化が進む中で、「地域共生社会の実現」を目指した包括的な支援体制づくりが進められている。長年にわたり、生活者の目線で暮らしを支える事業と助け合い活動を一体的に行ってきた組合は、事業や活動を通して地域に助け合いの輪を構築しており、今後の地域社会を支える重要な担い手として、自治体や関係団体等と連携を図りながら、事業や組合員活動をさらに積極的に実施していくことを期待されている。

各都道府県におかれては、組合の取組に対する理解を深めるとともに、日々の暮らしを支えるという組合の意欲に対し、都道府県内の関係部署や関係市町村との連携、協力関係の構築を図るなど、必要な支援をお願いしたい。

なお、平成 29 年度及び 30 年度に、組合が行う様々な取組の中から、組合員同士の顔と顔が見える関係性を生かし、地域の課題を多数の組合員が我が事と捉え、日常的に参加している取組事例など、地域福祉の先駆的な取組についての事例集を取りまとめているので、今後の取組みの参考としていただくよう併せてお願いする。

○ 生協が行う地域福祉の先駆的な取組事例（厚生労働省ホームページ掲載）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikyou/index.html

(4) 税制改正について

ア 法人税に係る軽減税率の引下げ

令和3年度税制改正の大綱（令和2年12月21日閣議決定）において、生協を含む中小企業者等の法人税の軽減税率の特例（所得800万円以下の部分について税率15%）については、特例の適用期限から2年延長されたところであるので、御了知願いたい。

- 令和3年度税制改正の大綱（令和2年12月21日閣議決定）抜粋
- 6 中小企業向け投資促進税制等
- (1) 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限を2年延長する。

令和4年度の税制改正の要望に際しては、協同組合における税制上の各種特例措置による効果等を的確に把握することが不可欠であるため、必要に応じて各都道府県、生協へも調査等の御協力をお願いするので、予め御了知いただきたい。

イ 貸倒引当金に係る損金算入限度額の特例措置について

組合の貸倒引当金に係る損金算入限度額の特例措置（110%相当額）※1については、平成31年度税制改正により令和5年3月31日の到来をもって廃止されることとなっている。廃止にあたっては経過措置が設けられており、平成31年度より割増率（10%）に対して1年ごとに5分の1ずつ縮小した率による割増を認める経過措置を講じる※2こととされているので、御了知願いたい。

※1 ○ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）

第57条の9 1～2（略）

3 法人税法第52条第1項第1号ロに掲げる法人の平成10年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する各事業年度の所得の金額に係る同条第2項又は第6項の規定の適用については、同条第2項中「計算した金額（第6項）」とあるのは、「計算した金額（当該内国法人が租税特別措置法第57条の9第1項又は第2項（中小企業等の貸倒引当金の特例）の規定の適用を受ける場合には、同条第1項又は第2項に規定する政令で定める割合を乗じて計算した金額）の100分の110に相当する金額（第6項）」とする。

※2 ○ 所得税法等の一部を改正する法律（平成31年3月29日法律第6号）附則

第54条 旧租税特別措置法第57条の9第3項に規定する法人の平成35年3月31日以前に開始する各事業年度の所得の金額の計算については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成31年3月31日」とあるのは「平成35年3月31日」と、「中小企業等」とあるのは「中小企業者等」と、「100分の110」とあるのは「100分の110（平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に開始する事業年度については100分の108とし、同年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する事業年度については100分の106とし、同年4月1日から平成34年3月31日までの間に開始する事業年度については100分の104とし、同年4月1日から平成35年3月31日までの間に開始する事業年度については100分の102とする。）」とする。

(5) 消費生活協同組合法及び同法施行規則等の一部改正について

ア 会社法等の施行に伴う消費生活協同組合法関連規定の改正

株式会社をめぐる社会経済情勢の変化に鑑み、株主総会の運営及び取締役の職務の執行の一層の適正化等を図るため、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号。以下「会社法改正法」という。）及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第71号。以下「整備法」という。）が令和元年12月11日に公布されるとともに、会社法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和2年政令第325号）が令和2年11月20日に公布され、会社法改正法及び整備法が令和3年3月1日から施行された。

また、整備法に伴い、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号。以下「法」という。）が改正されるとともに、消費生活協同組合法施行令（平成19年政令第373号。以下「施行令」という。）及び消費生活協同組合法施行規則（昭和23年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第1号。以下「規則」という。）も改正されたところである。

改正内容等について、令和3年2月4日付け消費生活協同組合業務室長通知『会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う消費生活協同組合法関連規定の改正について』（通知）にて周知しているので、十分御了知の上、適切な対応をお願いしたい。

① 法に関する改正事項

- ・ 役員報酬（改正後の法第30条の3及び第73条関係）
- ・ 補償契約（改正後の法第31条の6及び第100条関係）
- ・ 役員のために締結される保険契約（改正後の法第31条の7関係）
- ・ 登記に関する規定（改正後の法第81条から第83条まで、第90条及び第92条関係）
- ・ 責任追及の訴えに係る訴訟における和解（改正後の法第31条の8及び第73条関係）
- ・ その他所要の規定の整備

② 施行令に関する改正事項

法改正に伴う条ずれ等の条項目の技術的整理を行うものとする。

③ 規則に関する改正事項

- ・ 理事会の議事録（改正後の規則第60条関係）
- ・ 役員のために締結される保険契約を締結することにより被保険者である役員の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないもの（改正後の規則第63条の2関係）
- ・ 事業報告（改正後の規則第125条及び第126条関係）

イ 組合に係る員外利用の拡充について

上記（3）に記載の通り、地域課題の解決に向けた取組において、組合の活動に期待が寄せられている状況にあるが、組合が関与することに意義があると考え

られるものの、法による員外利用規制により実現困難となっている事例も見受けられるところである。

法第 12 条第 3 項本文において員外利用を禁止する旨が規定されているが、例外として、同項各号及び同条第 4 項各号に掲げる事業については、事業の公共性に鑑み員外利用が認められており、同条第 4 項第 3 号に規定する厚生労働省令で定める事業として規則第 11 条各号で規定している。

「物品を供給する事業」の員外利用について定める同条第 1 号においては、例えば、小売店が撤退した買物困難地域において小売店を運営する地域運営組織や生活困窮者に対して食品提供を行う社会福祉協議会等への物品の供給が認められていない。

今般、地域課題の解決に取り組むこれらの組織に対して組合が物品の供給を行うことができるよう、員外利用が認められる場合として次の項目を追加することとしている。

(新設) 規則第 11 条第 1 号ト

「社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 4 条に規定する地域住民等により構成された地域の課題の解決を図る取組を行う組織が、貧困その他の事由により生活を営む上で困難を有する者に対し必要な便宜を供与する場合において、当該組織に対し当該便宜の供与に必要な物品を供給する場合」

今般の改正は、地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者により構成された地域の課題の解決を図る取組を行う組織が実施する、貧困等の生活課題を抱える者への支援に対する物品供給を可能とするものである。該当するケースに関しては、参考資料において示した具体例以外にも様々なケースが想定されるが、組合から申請があった場合には、地域の事情を鑑み、地域共生社会の実現に向けた支援に資すると判断されるものについて許可を行っていただきたい。

なお、今後、機会を捉えて許可にあたって参考となるものについて、お示ししていく予定であるので、御承知おきいただきたい。

ウ 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」「収益認識に関する会計基準」の導入について

組合の会計については、会計の原則として一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うことが法において規定されているところである。

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」「収益認識に関する会計基準」については、企業会計基準委員会※より、令和 2 年 3 月に企業会計基準第 29 号及び第 31 号として改訂、公表されたところであるが、当該基準については、一般に公正妥当と認められる会計の慣行であることから、規則について、会計上の見積りに関する注記を新たに追加するなど所要の改正を予定しているため、御承知おきいただきたい。

※ 会計基準を設定する民間団体。従来、わが国の企業会計基準は金融庁長官の諮問機関である企業会計審議会が作ってきたが、会計基準設定主体の国際団体が整備された際に、加盟国の基準設定主体は民間団体でなければならないとされたため、平成13年に設立された。

(6) 消費生活協同組合模範定款例及び消費生活協同組合模範定款例の取扱いについて の一部改正について

上記(5)のアに伴い、決算関係書類等の作成等にかかる規定は「法第31条の7」から「法第31条の9」へ条番号の改正が行われた。

消費生活協同組合模範定款例(平成12年1月7日厚生省発社援第4号)の「役員
の責任」(第25条第10項(1)イ)では、「法第31条の7」の条番号を引用して
いることから改正を行うこととしている。

このため組合においては、該当箇所にかかる定款を「法第31条の7」から「法第
31条の9」に改める必要が生じるが、この取扱いについては、令和3年2月4日付
け事務連絡「消費生活協同組合模範定款例改正に伴う定款変更について(情報提供)」
にてお知らせしているため、対応の参考にしていただきたい。

また、上記(5)のイに伴い、消費生活協同組合模範定款例の取扱い(平成12年
1月7日社援地第1号)についても所要の改正を行う予定であるため、御承知おき
いただきたい。

(7) 災害時の員外利用に係る取扱いについて

近年、大規模な地震や豪雨などの自然災害が多発しているが、各地の組合におい
ては、自治体との協定に基づいて発災直後から緊急物資を供給するなど、迅速な支
援活動に取り組まれている。

法は、組合員でなければ組合の行う事業を利用することはできない旨を規定して
いるが、例外的に組合員でない者の利用を認める事業を個別具体的に示しており、
そのうち一部の場については組合員でない者の利用分量の限度を設け、または、
組合員でない者が利用する場合に行政庁の許可を要することとしている。

特に災害時における物品供給については、

- ① 震災、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがあるときその他の
緊急時において、一時的に生活に必要な物品の供給が不足する地域で当該物品を
供給する場合(行政庁の許可不要、利用分量の限度なし)(法第12条第3項第
2号)
- ② 震災、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、
一時的に生活に必要な物品の供給が不足する地域以外で避難者に対し、必要と認
められる期間物品を供給する場合(行政庁の許可必要、利用分量20/100)(規則
第11条第1項ホ)

において組合員でない者の利用を認めているため、被災者の生活の早期安定に寄与
するためにも、改めて適切な運用について御留意願いたい。

(8) 政治的中立の確保について

組合の政治的中立の確保については、法第2条第2項において、「組合は、これを特定の政党のために利用してはならない」と規定されている。組合が法の趣旨を十分尊重し、政治的中立の観点から批判や誤解を招くことや、特定の政党を支援しているかのような疑念を持たれることのないよう引き続き厳正な指導をお願いする。

(9) 消費生活協同組合（連合会）実態調査について

本調査は、全国の組合の事業や組合員活動等の実施状況に関する実態を把握するため毎年度実施しており、本年度も各都道府県及び組合に御協力いただき実施したところである。令和3年度においては、調査系統等の検討を行った上で実施を予定している。

なお、令和2年度の調査結果については、集計業務終了後速やかに政府統計の総合窓口で公表することとしているので、予め御了知願いたい。

(10) 令和3年度消費生活協同組合行政担当者全国会議の開催について

例年、組合の健全な運営の確保、育成等の観点から、各都道府県の担当者を対象とする全国会議を開催しているが、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、中止としたところである。令和3年度についても依然として予断を許さない状況にあるため、参集形式の会議は実施しないこととする。

参 考 资 料

1 地域共生関連

地域共生社会の実現に向けた地域づくり

令和3年度予算案
116億円

【重層的支援体制整備事業】令和3年度予算案:76億円

○ 令和2年6月に改正された社会福祉法に基づき、市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施する。

事業名	経費概要	実施主体	補助率
包括的相談支援事業	○ 以下の事業に必要な経費 ・地域包括支援センターの運営（介護分野） ・基幹相談支援センター等機能強化事業等（障害分野） ・利用者支援事業（子ども・子育て分野） ・生活困窮者自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業（生活困窮分野）	市町村	各法に基づく負担率・補助率
地域づくり事業	○ 以下の事業に必要な経費 ・地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業（介護分野） ・地域活動支援センター機能強化事業（障害分野） ・地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て分野） ・地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業（生活困窮分野）	市町村	各法等に基づく負担率・補助率
多機関協働事業等	○ 多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業に必要な経費	市町村	国:3/4（※） 市町村:1/4

※ 多機関協働事業等の負担割合は、制度施行当初の移行準備期間としての措置。令和5年度以降、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とすることを検討。

【その他(重層的支援体制整備事業への移行準備等)】令和3年度予算案:40億円

○ 市町村における重層的支援体制整備事業の実施に向けた移行準備、都道府県による市町村への後方支援、本事業に従事する者等の人材養成を行う。

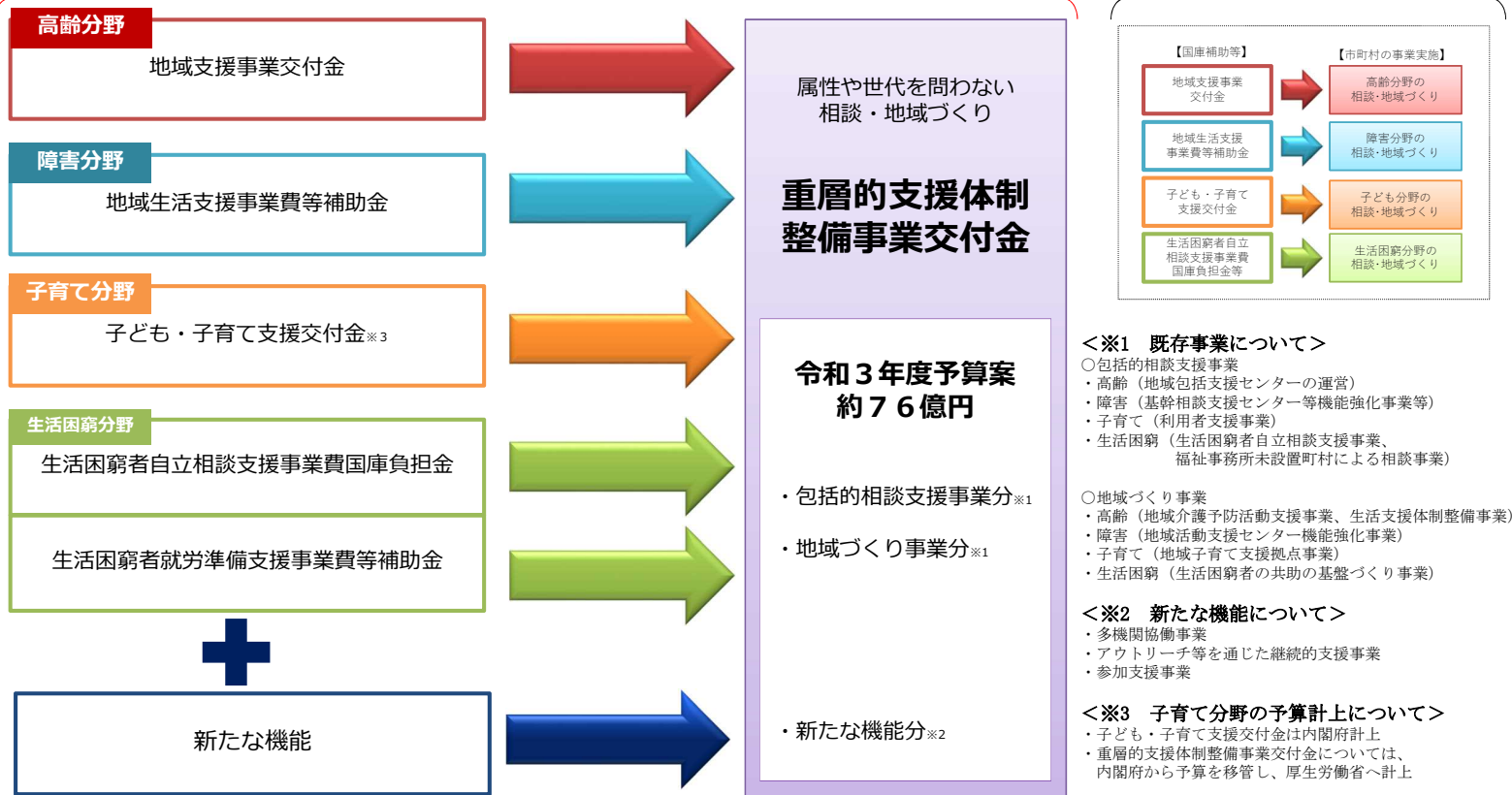
事業名	経費概要	実施主体	補助率
重層的支援体制整備事業への移行準備事業	○ 新事業への移行準備のために必要な経費	市町村	国:3/4 市町村:1/4
重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業	○ 都道府県による市町村の新事業への移行促進、重層的支援体制構築に向けた後方支援を実施するために必要な経費	都道府県	国:3/4 都道府県:1/4
重層的支援体制構築推進人材養成事業	○ 新事業の実施市町村、都道府県、新事業の従事者等を対象とした人材養成に必要な経費	国	(委託費)

(令和3年度予算案) 重層的支援体制整備事業交付金の創設について

○重層的支援体制整備事業交付金は、高齢、障害、子育て、生活困窮分野の相談支援や地域づくりにかかる既存事業^{※1}の補助金等を一体化するとともに、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援といった新たな機能^{※2}を追加して一括して交付する。

重層的支援体制整備事業（実施は市町村の任意）

(参考：現行の仕組み)



包括的相談支援事業（改正社会福祉法第106条の4第2項1号）

【要旨】

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、従来の属性別の支援体制では複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みが必要。
- 令和2年6月に成立した改正社会福祉法において創設された重層的支援体制整備事業を実施する市町村が、介護、障害、子ども・子育て及び困窮分野における相談支援事業を一体として実施し、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯の属性にかかわらず、包括的に相談に応じる等必要な取組を行う。

事業内容

- 市町村において、介護、障害、子ども、困窮の各法に基づく相談支援事業（※）を一体的に行うことにより、対象者の属性を問わず、包括的に相談を受け止め、必要な支援を行う。
 - 相談受付・アセスメントの結果、複雑・複合的な課題を抱えていることから、関係支援機関間において連携して対応する必要がある場合は、多機関協働事業につなぐ等必要な支援を行う。
- （※）各法に基づく相談支援
- ・介護（地域包括支援センターの運営）
 - ・障害（基幹相談支援センター等機能強化事業等）
 - ・子ども（利用者支援事業）
 - ・困窮（生活困窮者自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業）

実施主体

市町村

補助率

各法に基づく負担率・補助率
※下表参照

分野	事業名	負担率・補助率
介護	地域包括支援センターの運営 (介護保険法第115条の45第2項第1号～第3号)	国 38.5/100、都道府県 19.25/100、市町村 19.25/100、1号保険料 23/100
障害	基幹相談支援センター等機能強化事業等 (障害者総合支援法第77条第1項第3号)	国 50/100以内、都道府県 25/100以内、市町村 25/100
子ども	利用者支援事業 (子ども・子育て支援法第59条第1号)	国 2/3、都道府県 1/6、市町村 1/6
困窮	生活困窮者自立相談支援事業 (生活困窮者自立支援法第3条第2項)	国 3/4、実施主体（都道府県、市、福祉事務所未設置町村） 1/4
	福祉事務所未設置町村による相談事業 (生活困窮者自立支援法第11条第1項)	国 3/4、福祉事務所を設置していない町村 1/4

地域づくり事業(改正社会福祉法第106条の4第2項3号)

【要旨】

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、従来の属性別の支援体制では複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みが必要。
- 令和2年6月に成立した改正社会福祉法において創設された重層的支援体制整備事業を実施する市町村が、介護、障害、子ども及び困窮分野における地域づくり事業を一体として実施し、地域住民が地域社会に参加する機会を確保するための支援や地域生活課題の発生の防止又は解決にかかる体制の整備、地域住民相互の交流を行う拠点の開設する等の必要な取組を行う。

事業内容

- 市町村において、介護、障害、子ども、困窮の各法等に基づく地域づくり事業(※)を一体的に行うことにより、「地域住民が地域社会に参加する機会を確保するための支援」、「地域生活課題の発生の防止又は解決にかかる体制の整備」、「地域住民相互の交流を行う拠点の開設」等を行う。

(※) 各法に基づく地域づくり

- ・ 介護 (地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業)
- ・ 障害 (地域活動支援センター機能強化事業)
- ・ 子ども (地域子育て支援拠点事業)
- ・ 困窮 (生活困窮者の共助の基盤づくり事業)

実施主体

市町村

補助率

各法等に基づく負担率・補助率
※下表参照

分野	事業名	負担率・補助率
介護	地域介護予防活動支援事業 (介護保険法第115条の45第1項第2号のうち厚生労働大臣が定めるもの)	国 25/100、都道府県 12.5/100、市町村 12.5/100、1号保険料 23/100、2号保険料 27/100
介護	生活支援体制整備事業(介護保険法第115条の45第2項第5号)	国 38.5/100、都道府県 19.25/100、市町村 19.25/100、1号保険料 23/100
障害	地域活動支援センター機能強化事業 (障害者総合支援法第77条第1項第9号)	国 50/100以内、都道府県 25/100以内、市町村 25/100
子ども	地域子育て支援拠点事業(子ども・子育て支援法第59条第9号)	国 1/3、都道府県 1/3、市町村 1/3
困窮	地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業	国 1/2、実施主体(都道府県、市町村) 1/2

※(目)重層的支援体制整備事業交付金

多機関協働事業等

【要旨】

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、従来の属性別の支援体制では複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みが必要。
- 令和2年6月に成立した改正社会福祉法において創設された重層的支援体制整備事業を実施する市町村が、複数の相談支援機関等の相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯の地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下において支援を一体的・計画的に行う体制の整備等に必要な取組を行う。

【事業内容】

多機関協働事業

(主な機能)

- 複数の相談支援機関等相互間の連携による支援体制の整備、単独の相談支援機関では対応が難しい者・世帯の支援の方向性の整理 等

(主な取組内容)

- 相談受付(各相談支援機関やアウトリーチ等を通じた継続的支援事業からつながったもの等)、アセスメント(相談支援機関等への依頼を通じて行う相談者本人や世帯の状態把握)、プラン作成(各相談支援機関等の役割分担、支援の方向性の決定等)、重層的支援会議の開催(関係機関の役割分担、支援の方向性の共有)、モニタリング 等

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

(主な機能)

- 既存制度の狭間にいる者、支援が届いていない者、各相談支援機関等からの情報をもとに把握した者等への継続的な訪問支援 等

(主な取組内容)

- 重層的支援会議や各相談支援機関との連携等による情報把握
- 本人と接触するまでの各種取組(メール、SNS、オンライン相談等)
- 家庭訪問、同行支援 等

参加支援事業

(主な機能)

- 既存制度の狭間に陥る支援ニーズが生じる背景に存在する、人や地域とのつながりの希薄といった課題を抱える者や世帯に対する社会とのつながりの創出 等

(主な取組内容)

- 利用者ニーズを踏まえた参加支援メニューとのマッチング
- 社会参加に向けた支援メニュー開拓
- 利用者への定着支援、受け入れ先(企業等)へのフォローアップ 等

実施主体

市町村

補助率

国 3/4、市町村 1/4

※(目)重層的支援体制整備事業交付金

重層的支援体制整備事業への移行準備事業

【要旨】

- 令和2年6月に成立した改正社会福祉法に基づき、市町村において相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業が創設される(令和3年4月施行)。
- 今後、重層的支援体制整備事業の実施を希望する市町村が円滑に移行できるよう、各相談支援機関等との連携体制の構築をはじめ、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援の本格実施に向けた必要な取組を行う。

事業内容

- 市町村において、改正社会福祉法における重層的支援体制整備事業への移行準備に必要な取組を行う。具体的には、これまでのモデル事業(地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業)の取組内容を基本としつつ、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野をはじめとする行政機関、民間団体等との連携体制の構築、重層的支援体制整備事業への移行に向けた計画の策定、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援の本格実施に向けた必要な取組を行う。

(主な取組内容)

- 介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野の相談支援機関間等の連携を推進するための取組
- 重層的支援体制整備事業への移行計画の策定、市町村の庁内連携体制の構築
- 多機関協働による包括的支援体制構築の取組
- アウトリーチ等を通じた継続的支援体制構築の取組
- 参加支援体制構築の取組 など

実施主体

市町村

補助率

国 3/4、市町村 1/4

※(目)生活困窮者就労準備支援等事業費補助金

重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業

【要旨】

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、複合課題や狭間のニーズに対応していくことが必要であり、市町村においては、社会福祉法第106条の3により包括的な支援体制の整備を進めているところ。
- また、市町村において重層的支援体制整備事業や地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、国及び都道府県において必要な助言、情報の提供等の援助を行う責務がある。このため、市町村が推進する包括的な支援体制整備の後方支援として、都道府県が行う各種取組に必要な支援を行う。

事業内容

- 重層的な支援体制を整備する市町村の創意工夫ある取組を支援するため、都道府県において市町村の後方支援として、以下の取組を実施する。

(主な取組内容)

- 市町村本庁内連携促進のための支援(市町村の関係部局横断的な説明会の実施など)
- 市町村間の交流・ネットワーク構築支援(情報共有の場づくり)
- 重層的支援体制整備事業への移行促進等を目的とした研修の実施
- 重層的支援体制整備事業の周知・広報
- 重層的支援体制構築のための実態調査
- 都道府県域内における法律相談等の専門家の派遣調整 など

実施主体

都道府県

補助率

国 3/4、都道府県 1/4

※(目)生活困窮者就労準備支援等事業費補助金

【要旨】

- 令和2年6月に成立した改正社会福祉法に基づき、市町村において相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業が創設される(令和3年4月施行)。
- 重層的支援体制整備事業を実施する市町村において、支援体制を構築するためには、新たな事業に従事する人材が行う支援の質を上げていくことが重要である。このため、新たな事業の従事者、市町村職員等を対象にした人材養成に必要な取組を行う。

事業内容

(全国研修)

- 重層的支援体制整備事業を実施する市町村の多機関協働事業、参加支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の従事者を対象に、各事業に従事するために必要な専門性を習得するための研修を実施する。
- また、重層的支援体制整備事業を実施する市町村の職員及び当該市町村が所在する都道府県の職員を対象に、重層的支援体制整備事業により包括的な支援体制を構築するために必要な知識やその手法等を習得するための研修を実施する。

(ブロック別研修)

- 重層的支援体制整備事業を実施する市町村の包括的相談支援事業、地域づくり事業等の従事者を対象に、地域共生社会の理念や新事業の実施にあたっての基本的な考え方等を習得するための研修を実施する。
- また、重層的支援体制整備事業への移行準備事業を実施する市町村の職員等を対象に、重層的支援体制整備事業への移行に必要な知識やその手法等を習得するための研修を実施する。

実施主体

国

補助率

—(委託費)

※国事業(委託費)

2 ひきこもり支援関連

ひきこもり相談窓口の明確化及び周知状況について

※ 令和2年5月時点
調査対象 1,741市区町村

(1) ひきこもり相談窓口の明確化※1の状況

相談窓口を明確化している自治体は、
1,741自治体のうち974自治体(55.9%)

(自治体数)

	指定都市	中核市	市・区	町・村	合計
明確化している自治体数	20 / 20 (100.0%)	47 / 60 (78.3%)	448 / 735 (61.0%)	459 / 926 (49.6%)	974 / 1,741 (55.9%)

※1 ひきこもり相談窓口の明確化とは、ひきこもりの状態にある方や家族に利用可能な相談窓口を明示できるように設定していること

(4) 窓口の周知方法(複数回答)

①行政機関が発行する広報紙にリーフレット等を折り込み	63
②行政機関が発行する広報紙に窓口情報を掲載	453
③民間が発行するコミュニティ紙にリーフレット等を折り込み	10
④自治会の回覧板にて回覧・配布	44
⑤訪問してリーフレット等を配布	48
⑥郵送してリーフレット等を配布	17
⑦窓口及び関係機関でのリーフレット等の設置・配布	376
⑧ホームページで周知	384
⑨その他※2	154

※2 その他の例・・・
民生委員等が配布、小・中・高校から配布、住民あてメールで案内、研修会・講演会等で配布等

(2) 相談窓口の周知状況

そのうち、相談窓口を周知している自治体は676自治体(69.4%)

(自治体数)

	指定都市	中核市	市・区	町・村	合計
うち、周知している自治体数	20 / 20 (100.0%)	41 / 47 (87.2%)	373 / 448 (83.3%)	242 / 459 (52.7%)	676 / 974 (69.4%)
(参考)自治体数に占める割合	(100.0%)	(68.3%)	(50.7%)	(26.1%)	(38.8%)

(3) 周知の時期(予定)

周知をしていない298自治体のうち、
62自治体が令和2年度中に、14自治体が令和3年度に周知を予定

周知済	令和2年度中に周知を予定	令和3年度に周知を予定	令和4年度以降/周知の予定なし	合計
676	62	14	222	974

自治体によるひきこもり状態にある方の実態等に係る調査結果

※ 調査時点 令和2年5月
調査対象 47都道府県
1,741市区町村

■実施自治体数 ※ () は各区分毎の自治体数に占める割合

区分	都道府県	市区町村			合計	
		指定都市	一般市・区	町村		
自治体数	26 / 47 (55.3%)	371 / 1,741 (21.3%)	10 / 20 (50.0%)	188 / 795 (23.6%)	173 / 926 (18.7%)	397 / 1,788 (22.2%)

■調査方法 ※ () は、調査実施自治体数(n=397)に占める割合

調査方法	民生委員・児童委員 (アンケート・聞き取り)	保健師・NPO・事業者 (アンケート・聞き取り)	標本調査 (無作為抽出によるアンケート)	全戸調査 (アンケート)	その他 (当事者からの聞き取り、住民からの連絡など)
自治体数	295 (74.3%)	87 (21.9%)	40 (10.1%)	8 (2.0%)	17 (4.3%)

■調査実施397自治体のうち、95自治体が調査結果を公表

【留意点】

- 一部の自治体では複数の方法により調査を実施している。
- 調査対象者の定義や年齢層は、自治体によって差異がある。

※ 令和2年5月厚生労働省調べ。

※ 各自治体が概ね過去10年間に実施した調査の状況について、厚生労働省がとりまとめたもの。

市町村プラットフォームの設置・運営

【市町村プラットフォーム】

- 就職氷河期世代支援の取組の中で、社会全体で取り組む気運を醸成し、支援の実効性を高めるための官民協働スキームとして、関係者で構成するプラットフォームを形成・活用
- 「市町村プラットフォーム」は、就職氷河期世代支援の支援対象者のうち、特に社会参加に向けた支援を必要とする方への支援に対応
- 自立相談支援機関、地域若者サポートステーション、ハローワーク、経済団体、ひきこもり地域支援センター、ひきこもり家族会等が連携し、地域資源・ニーズの把握や、適切な支援へつなぐ等の取組を推進

先行事例 ～愛知県における市町村プラットフォームの構築～

《県が実施した取組》

- ・市へ県の担当者が出向き、プラットフォーム設置に係る事業説明を実施（令和元年9月）。
- ・全市、県機関（県福祉相談センター、保健所）を対象とした合同説明会を開催（令和元年9月）。
- ・上記後、既存の会議体（生活困窮者自立支援事業における支援調整会議等）の活用を推奨したうえで、管内市町村に向けた市町村プラットフォームの設置予定時期等に関する意向調査を実施（令和元年9月、11月）。



《市町村PFの設置状況》

- ・令和元年度中に県内全域（全54市町村）で設置が完了。
- ・うち町村域は県福祉相談センターが事務局となり圏域単位での設置。

設置自治体 | 豊川市

- 既存の会議体を活用（支援調整会議）
- 事務局：生活困窮者自立支援制度担当課
- 構成団体：
自立相談支援機関、就労準備支援機関、
地域若者サポートステーション、ハローワーク、
ひきこもり家族会、障害者就業・生活支援センター、
社会福祉協議会、保健所

設置自治体 | 愛知県

- 既存の会議体を活用（支援調整会議）
- 事務局：海部福祉相談センター（県機関、町村域を所管）
- 構成団体：
大治町、蟹江町、飛島村、県自立相談支援機関、
地域若者サポートステーション、ハローワーク、
経済団体、障害者就業・生活支援センター、
社会福祉協議会（2町1村）、民生委員・児童委員、保健所

就職氷河期世代支援

I

課題

- いわゆる就職氷河期世代は、概ね1993年～2004年に学校卒業期を迎えた世代（2020年4月現在、**大卒で概ね38～49歳、高卒で概ね34歳～45歳**）であり、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代。
- これまで不安定な就労を繰り返しており、概して**能力開発機会が少なく、企業に評価される職務経歴も積めていない**。
（原因）学卒時に不安定就労・無業に移行したことや、就職できても本来の希望業種・企業以外での就職を余儀なくされたことによる早期離転職等
- また、加齢（特に35歳以降）に伴い企業側の人事・採用慣行等により、**安定した職業に転職する機会が制約されやすい**。
- 不安定な就労状態にあるため、**収入が低く、将来にわたる生活基盤等が脆弱**。

II

これまでの経緯

- 平成31年3月27日及び4月10日、経済財政諮問会議において、安倍総理から「就職氷河期世代への対応が重要であり、活躍の場を更に広げるための3年間の集中プログラム」を取りまとめるよう指示。
- 令和元年5月29日、「厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン」をとりまとめ。
- 令和元年6月21日に決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」における「**就職氷河期世代支援プログラム**」に上記プランの内容が盛り込まれるとともに、政府全体の目標として、「3年間の取組により、これらの者に対し、現状よりも良い処遇、そもそも働くことや社会参加を促す中で、**同世代の正規雇用者については、30万人増やすことを目指す**」こととされた。
- 令和元年7月31日、内閣官房が「就職氷河期世代支援推進室」を設置し、11月26日には、「就職氷河期世代支援の推進に向けた全国プラットフォーム（議長：全世代型社会保障改革担当大臣、副議長：厚労大臣、構成員：関係大臣、支援団体、労使、地方の代表団体、有識者など）」を開催。 ※令和2年6月29日に第2回を開催。
- 令和元年12月23日、就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議において、「就職氷河期世代支援プログラム」に盛り込まれた各施策を具体化した「**就職氷河期世代支援に関する行動計画2019**」をとりまとめ。令和2年12月25日には、同会議において、「**就職氷河期世代支援に関する行動計画2020**」をとりまとめ。

Ⅲ 主な支援対象

- ◆ 不安定な就労状態にある方（不本意ながら非正規雇用で働く方）（約50万人程度）
- ◆ 長期にわたり無業の状態にある方（約40万人程度）
- ◆ 社会とのつながりをつくり、社会参加に向けたより丁寧な支援を必要とする方（ひきこもりの方など）（推計は困難）

Ⅳ 主な取組

➢ 地域ごとのプラットフォームの形成・活用

→ 都道府県レベルのプラットフォーム（経済団体、労働局等）により各界一体となった取組を推進

→ **市町村レベルのプラットフォーム（自立相談支援機関、地域若者サポートステーション、ハローワーク、経済団体、ひきこもり地域支援センター、ひきこもり家族会等）により、地域資源、ニーズの把握、適切な支援へつなぐ等の取組を推進**

➢ 就職氷河期世代、一人ひとりにつながる積極的な広報

➢ 対象者の個別の状況に応じたきめ細やかな各種事業を以下のとおり展開

◆ 不安定な就労状態にある方

- 民間事業者のノウハウを活かした正社員就職につなげる成果連動型事業
- ハローワークに専門窓口を設置、担当者によるチーム支援を実施
- 短期間で取得でき、安定就労に有効な資格等の習得支援を「出口一体型」で実施
- 短期資格等習得コースにおいて、働きながらでも受講しやすい土日、夜間等の訓練を提供
- トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）の拡充等

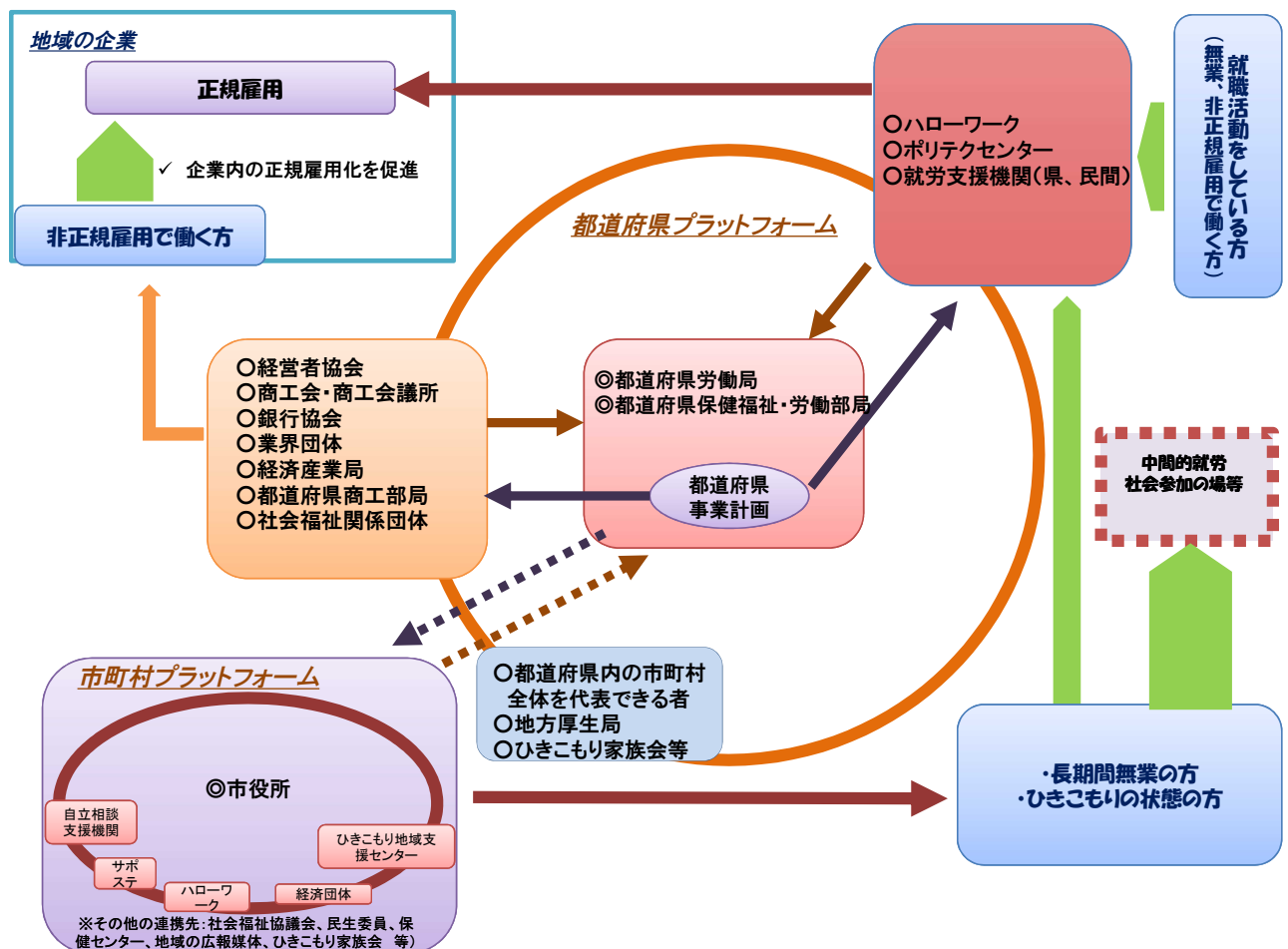
◆ 長期にわたり無業の状態にある方

- 地域若者サポートステーション（サポステ）において、支援対象を49歳にまで拡大し、相談体制を整備
- サポステから生活困窮者自立支援窓口や福祉事務所等の福祉機関等へのアウトリーチ型支援（出張支援）の実施

◆ 社会参加に向けた支援を必要とする方

- ひきこもり支援施策や相談窓口の案内に加え、社会とのつながりを回復できた事例の周知
- 生活困窮者自立相談支援機関にアウトリーチ支援員を配置するほか、生活困窮者の受入理解のある企業の開拓等
- 中高年のひきこもり状態にある者への就労に限らない多様な社会参加の場の確保等
- 8050問題等の複合的な課題を抱える世帯への他機関協働による支援体制の拡充

都道府県・市町村プラットフォームによる支援のイメージ図



厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン(令和元年5月29日厚生労働省)に係る 令和3年度予算案及び令和2年度第三次補正予算 ※社会参加実現に向けたプログラム関係

- 支援プランでは、きめ細やかな事業展開として、①不安定な就労状態にある方、②長期にわたり無業状態にある方、③社会参加に向けた支援を必要とする方等への支援プログラムの展開を図ることとしている。
- このうち、社会参加実現に向けたプログラムに関して、令和3年度予算案及び令和2年度第三次補正予算において、以下の事業に必要な経費を計上している。

情報のアウトリーチの推進

1 ひきこもりに関する地域社会に向けた普及啓発と情報発信の実施 (新規) 令和3年度予算案：1.5億円

地域社会に対してひきこもり支援に関する普及啓発を行い、ひきこもりへの理解促進を図るとともに、支援に関する情報発信を行い、ひきこもり当事者や家族が孤立せず、相談しやすい環境づくりを促進する。

より身近な場所での相談支援の実施

1 アウトリーチ等の充実による自立相談支援の機能強化 令和3年度予算案：31.7億円

自立相談支援機関の窓口アウトリーチ支援員を配置し、ひきこもり地域支援センターやサポステ等とプラットフォームを形成するとともに、同行相談や、信頼関係の構築といった対本人型のアウトリーチ支援等を実施。

2 ひきこもり地域支援センターと自立相談支援機関の連携強化 令和3年度予算案：11.5億円

ひきこもり地域支援センターに、医療、法律、心理、福祉、就労等の多職種から構成されるチームを設置し、自立相談支援機関に対する専門的なアドバイスや、当該支援機関と連携して、当事者への直接支援を行う。

3 ひきこもり支援に携わる人材の養成研修 令和3年度予算案：1.2億円

自立相談支援機関の支援員向けにひきこもり状態にある者やその家族への支援手法に関する研修等を実施し、より質の高い支援ができる人材の養成を行う。
※全国で同一水準の研修を受けられる機会を確保するため、映像教材やe-learning教材を作成。

社会参加の場の充実等

1 就労準備支援事業等の実施体制の整備促進 令和3年度予算案：5.8億円

市同士の連携や都道府県の関与による広域実施の取組例を参考としたモデル実施を通して、就労準備支援等の実施体制の整備促進を行う。

2 就労支援機能強化事業 (一部新規) 令和3年度予算案：6.5億円、令和2年度第三次補正予算：140億円の内数

就労に向けた一定の準備が必要な方等の状態像に合わせ、都道府県による広域での就労体験・就労訓練先の丁寧な開拓・マッチング等を推進する(実施主体について、指定都市や中核市等を追加)。

また、農業分野等と福祉分野との連携を推進し、各都道府県単位で農業体験等の利用希望者と受入希望事業者をマッチングする仕組みを、全国複数箇所でもデル的に実施する。このほか、技能修得に向けた訓練期間中の生計を維持するための貸付を行う。

3 地域におけるひきこもり支援の充実

中高年の者をはじめ当事者個々に適した支援の充実 令和3年度予算案：11.5億円※再掲

中高年のひきこもり状態にある者をはじめとした当事者個々に適した支援の充実のため、当事者個々が参加しやすい居場所づくりや家族に対する相談・講習会の開催等を実施。

ひきこもり当事者(ピアサポーター)等によるSNS・電話等による支援の充実 (新規) 令和2年度第三次補正予算：140億円の内数

SNSや電話等によるカウンセリング相談やオンラインでの居場所の実施などリモートでのひきこもり当事者等による相談支援等を充実する。

社会参加等に向けた支援のための市町村プラットフォーム設置・運営の促進

○都道府県による市町村プラットフォーム設置・運営の支援 (新規) 令和2年度第三次補正予算：140億円の内数

官民協働で社会参加等に向けた支援に取り組む「市町村プラットフォーム」の設置・運営を促進するため、都道府県による出張相談や研修会の開催等を実施する。

地域共生社会の実現に向けた取組

○重層的支援体制整備事業等の実施 (新規)

属性を問わない相談支援、多様な参加支援の推進、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業等を実施する。

情報のアウトリーチの推進

令和3年度予算案：1.5億円 (一)

- ◇ 厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プランでは、「情報のアウトリーチ」として支援が必要な方の手元に必要な情報が届くよう、施策や相談窓口の周知・広報を地域レベルで推進し、そのための環境整備として広報素材の提供や自治体の好事例の展開を行うこととしており、令和2年度は、ひきこもり支援施策や相談窓口の案内に加えて、支援施策を活用する意欲を喚起するため、支援機関等を通じて社会とのつながりを回復することができた事例について、ひきこもり状態にある者やその家族への周知を行っている。
- ◇ 令和3年度は、国から地域社会に対してひきこもり支援に関する普及啓発や情報発信を行い、ひきこもりへの理解促進を図るとともに、ひきこもり当事者が孤立せず、相談しやすい環境づくりを促進する。(新規)

実施主体：国

アウトリーチ等の充実による自立相談支援の機能強化

令和3年度予算案：31.7億円 (31.7億円)

- ◇ 就職氷河期世代をはじめとした社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対し、「一人ひとりが抱える課題に応じた就職支援の充実や職業的自立の促進」や「生活支援の充実等によるセーフティネットの強化」を行うことにより、社会の担い手として活躍できるよう支援する。
- ◇ 具体的には、以下の取組を実施する。
 - ・ **【相談支援に結びつけるための支援の強化】自立相談支援機関の機能強化(アウトリーチ等の充実)**
 - ・ **【就労支援メニューの強化】都道府県による就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング等**

実施主体：市等
補助率：10/10

自立相談支援の機能強化の概要

◆ 社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方については、アウトリーチ等による積極的な情報把握により早期に支援につながることや、支援につながった後の集中的な支援が求められるが、自立相談支援機関では十分なアウトリーチを実施するだけの人手が確保できていない実態がある。

◆ 事業内容 **自立相談支援の機能強化のためのアウトリーチ等を行うための経費について、財政支援の仕組みを新たに創設する。**

ア) アウトリーチの充実

- 自立相談支援機関において、アウトリーチ支援員を配置。
- **アウトリーチ支援員は、ひきこもり地域支援センターやサポステ等とプラットフォームを形成するとともに、同行相談や、信頼関係の構築といった対本人型のアウトリーチを主体に、ひきこもり状態にある方など、支援に時間のかかる方に対して、より丁寧な支援を実施する。**
- 具体的には、アウトリーチの充実として、
 - ① 家族などから相談があったケースについて、自宅に伺い、本人に接触するなど、初期のつながりを確保
 - ② つながりが出来た後の信頼関係の構築、本人に同行した、関係機関への相談、就労支援といった、自立までの一貫した支援を実施

イ) 相談へのアクセスの向上

- **アウトリーチ支援員による土日祝日や時間外の相談の実施等、相談へのアクセスを向上する。**

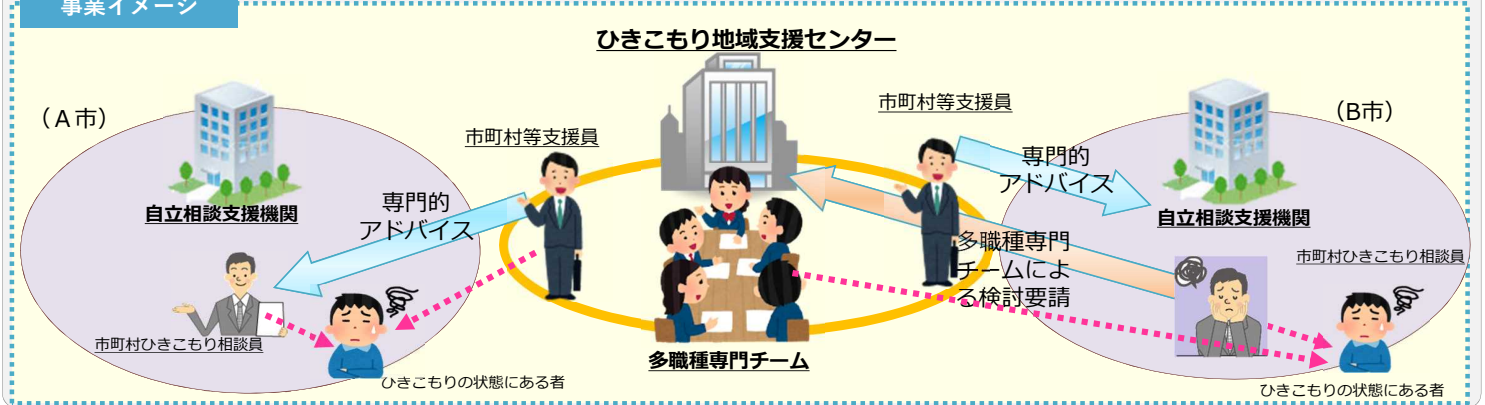
ひきこもり地域支援センターと自立相談支援機関の連携強化

令和3年度予算案：11.5億円（11.5億円）

- ◇ ひきこもりに関する相談窓口としては、都道府県、指定都市に設置されているひきこもり地域支援センター（県域）及び福祉事務所設置自治体の自立相談支援機関（市町村域）がある。
- ◇ しかし、ひきこもりに関する相談に対応する人材やノウハウが不足していると考えられる市町村は多く、身近な市町村域でのひきこもり支援を充実させるためには、このような市町村への支援が不可欠である。
- ◇ このため、現在、ひきこもり相談に関するノウハウを有するひきこもり地域支援センターの機能強化及び体制強化を図り、市町村の自立相談支援機関等の取組に対し、専門的観点から助言等を行う機能を強化する必要がある。
- ◇ 具体的には、より専門性の高い相談支援体制を構築するため、医療、法律、心理、福祉、就労支援等の多職種から構成されるチームのひきこもり地域支援センターへの設置を促進することにより、自立相談支援機関に対する専門的なアドバイスや、当該支援機関と連携して、当事者への直接支援を行う。

実施主体：都道府県・指定都市
補助率：1/2

事業イメージ



ひきこもり支援に携わる人材の養成研修等

令和3年度予算案：1.2億円（1.2億円）

- ◇ ひきこもり状態にある者への相談支援については、ひきこもり地域支援センターと生活困窮者自立相談支援機関等により行うこととしているが、生活困窮者自立相談支援機関の職員等がひきこもりに関する専門知識への理解を深め、専門性を高めるとともに、センターとの円滑な連携を図っていく必要がある。
 - ◇ このため、生活困窮者自立支援制度人材養成研修においてテーマ別研修を設定し、8050問題などひきこもりの長期化が社会問題化している現状を踏まえ、ひきこもり状態にある者やその家族への支援手法に係る研修等を実施する。
- ※全国で同一水準の研修を受けられる機会を確保するため、映像教材やe-learning教材を作成。

実施主体：国

就労準備支援事業等の実施体制の整備促進

令和3年度予算案：5.8億円（5.8億円）

- ◇ 生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業等の任意事業については、市町村規模が小さいことにより市内体制が脆弱であったり、地域に活用可能な資源がない等の理由により、実施率は一定割合にとどまっている。
- ◇ 一方、就職氷河期世代への支援の強化が課題となっている等、任意事業の実施率を高めることは更に重要性を増している。
- ◇ こうした中、**市同士の連携や都道府県の関与による広域実施について、実施自治体の取組例を参考とし、こうした取組をモデル的に実施することで、任意事業の実施を推進する。**

実施主体：市等
補助率：定額

事業の概要等

実施形態

- 市同士の連携による広域実施（取組例：加西市等）
- 都道府県が関与した広域実施（取組例：熊本県、大阪府等）

モデル箇所数

- 30箇所程度

事業内容

- ア 自治体を越えた連携自治体内における広域支援の実施（広域実施の際の事業運営や費用按分に係るルール作りや調整等）
- イ 委託先となる法人等の地域の社会資源の開拓
- ウ 広域実施の主体自治体における、広域参加自治体の住民を対象とした支援

等

[参考] 任意事業を実施しない理由（平成30年度実施状況調査）

事業名	利用ニーズが不明	利用ニーズはあるものの少ないため事業化しにくい	利用ニーズはあるものの自立相談支援事業で対応可能	ニーズがあり事業化したいが予算面で困難	その他
就労準備支援事業 (n=467)	34.3%	33.6%	16.5%	7.7%	7.9%
一時生活支援事業 (n=625)	54.9%	25.4%	6.4%	4.6%	8.6%
家計相談支援事業 (n=499)	21.0%	19.2%	39.3%	13.0%	7.4%
子どもの学習支援事業 (n=366)	48.4%	18.6%	1.1%	4.9%	27.0%

[備考]

本事業は、単に事業の実施率を高めるだけでなく、就労準備におけるメニューの充実や、自治体間での情報共有等の相乗効果といった、支援内容の充実も効果として見込まれる。

※ 本事業の実施期間は令和2～4年度とする。

就労支援の機能強化①(都道府県による就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング)

令和3年度予算案：3.3億円(3.3億円)

- ◇ 就職氷河期世代をはじめとした社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対し、「一人ひとりが抱える課題に応じた就職支援の充実や職業的自立の促進」や「生活支援の充実等によるセーフティネットの強化」を行うことにより、社会の担い手として活躍できるよう支援する。
- ◇ 具体的には、以下の取組を実施する。
 - ・【相談支援に結びつけるための支援の強化】自立相談支援機関の機能強化(アウトリーチ等の充実)
 - ・【就労支援メニューの強化】都道府県による就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング等

実施主体：都道府県
補助率：定額

事業の概要等

- ◆ 就労支援の充実のためには、就労体験や訓練を受け入れる企業の協力が不可欠であるが、自治体によっては支援員の余力がなく企業開拓まで積極的に取り組めていない実態がある。
- ◆ また、生活困窮者支援に理解が深く、積極的に受け入れる方針を示す企業については、市町村の枠を超えて情報共有を図り、より多くの利用者受入につなげることが支援の質の向上に資することから、広域での情報共有やマッチングを行うことが有効と考えられる。

事業内容

- 地域の社会福祉法人や社会貢献に尽力している企業等を中心に企業を訪問。特に就労に向け一定の準備が必要な長期間就労していない者(ひきこもりなど)や不安定就労を繰り返している者が利用可能な就労体験・就労訓練先を開拓し、対象者の状態像に合わせて丁寧な業務の切り出しを提案。
- 開拓した就労体験・就労訓練先の情報を県内自立相談支援窓口へ共有。窓口担当者向けに見学会を実施するとともに、利用を提案。併せて新たな就労体験等のニーズを把握。
- 円滑な利用が図られるよう就労体験先等の初回利用の際に同行。企業側との調整を実施。

※ 本事業の実施期間は令和2～4年度とする。

令和2年度第3次補正予算：140億円の内数(一)

- ◇ 新型コロナウイルス感染症の影響により自立相談支援機関や福祉事務所への相談増加が著しい状況を踏まえ、指定都市、中核市等において、社会福祉法人、社会貢献に尽力している企業及び人手不足が深刻で社会的必要性が高い運送業、宅配、食品スーパー等を中心に就労体験・就労訓練先等を積極的に開拓。(新規)

実施主体：指定都市、中核市等
補助率：3/4

就労支援の機能強化②(農業分野等との連携強化モデル事業の実施)

令和3年度予算案：1.0億円(1.0億円)

- ◆ 生活困窮者の就労支援において、農業体験等に参加することが、生活リズムを整えることやコミュニケーション能力の向上に有用であり、就労準備支援事業などで各自治体において取り組んでいるところであるが、体験先は各自治体で協力先を確保しているのが現状。
- ◆ 農業分野等と福祉分野との連携を一層推進し、効果的・効率的な就労支援を提供するため、各都道府県単位で農業体験等として利用者を受け入れることが可能な事業者の情報を集約し自立相談支援機関へ提供することにより、利用希望者と受入希望事業者をマッチングする仕組みを、全国複数箇所モデル的に実施する。

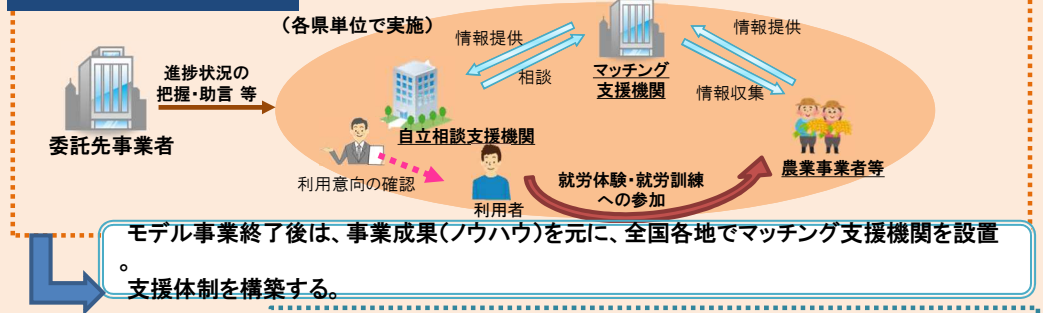
実施主体：国

事業内容

- ・委託事業者の調整のもとに、全国複数箇所(5ヶ所程度)に、県内の農業事業者等の求人・訓練受入希望の情報を把握し、自立相談支援機関へ情報提供するためのマッチング支援機関を設置。
- ・委託事業者は、各地のマッチング支援機関の取組の進捗を把握し、円滑な事業実施のための助言、報告書作成等を行う。

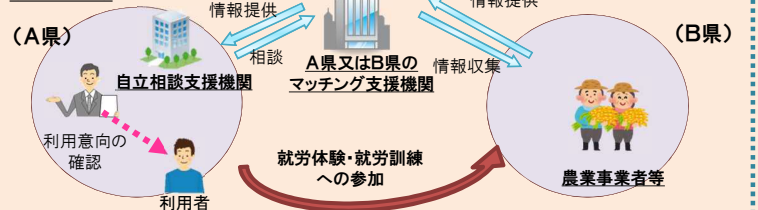
※事業実施に最適な団体等への委託を想定。

モデル事業イメージ



モデル事業は、県内のマッチング体制構築を原則としているが、将来的には都道府県域を超えてマッチングすることも含めて検討。

(イメージ)



技能修得期間における生活福祉資金貸付の推進

令和3年度予算案：2.2億円(2.2億円)

- ◆ 就職氷河期世代支援として、技能修得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費の貸付を行う。

地域におけるひきこもり支援の充実①

中高年の者をはじめ当事者個々に適した支援の充実

令和3年度予算案：11.5億円（11.5億円）【再掲】

- ◇ ひきこもり支援においては、中高年も含め、ひきこもり状態にある者の年齢にかかわらず支援を行ってきており、中高年のひきこもりの状態にある者をはじめとした当事者個々のニーズに応じた、きめ細かな支援が必要である。
- ◇ 例えば、ひきこもり状態にある者の中には、就労が困難である者も一定程度存在するものと考えられ、就労に限らない多様な社会参加の場を確保する必要がある。
また、ひきこもり状態にある者の最も身近な支援者はその家族であるが、本人との接し方についてのアドバイスを必要とする者もあり、ひきこもり状態にある者の家族への支援も必要とされている。
- ◇ このため、市町村等で実施するひきこもりサポート事業において、当事者個々に適した支援の充実を図るため、市町村において、中高年のひきこもり状態にある者をはじめとした当事者個々に適した居場所やボランティア活動の機会の提供を進めることにより、安心して過ごせる場所や自らの役割を感じられる機会を創造する。また、家族に対しても、ひきこもり状態にある者と良好な関係を構築できるよう相談会や講習会等の実施を促進する。

- (例)
- ・年齢や性別、ひきこもり状態にある期間等に配慮した居場所づくり
 - ・ボランティア活動等の多様な社会参加の場の確保
 - ・家族に対する、当事者である子との接し方や親子間の関係を良好なものとしていくためのノウハウを得られる場の提供や、親なき後も安心して暮らせるようなライフプラン作成のための講習
- ※ ひきこもり状態にある方にとって、「居場所」への参加は、社会参加への第一歩であり、特に重要なもの。このため、ひきこもりサポート事業を行う場合には、「居場所づくり」を必ず実施するものとする。

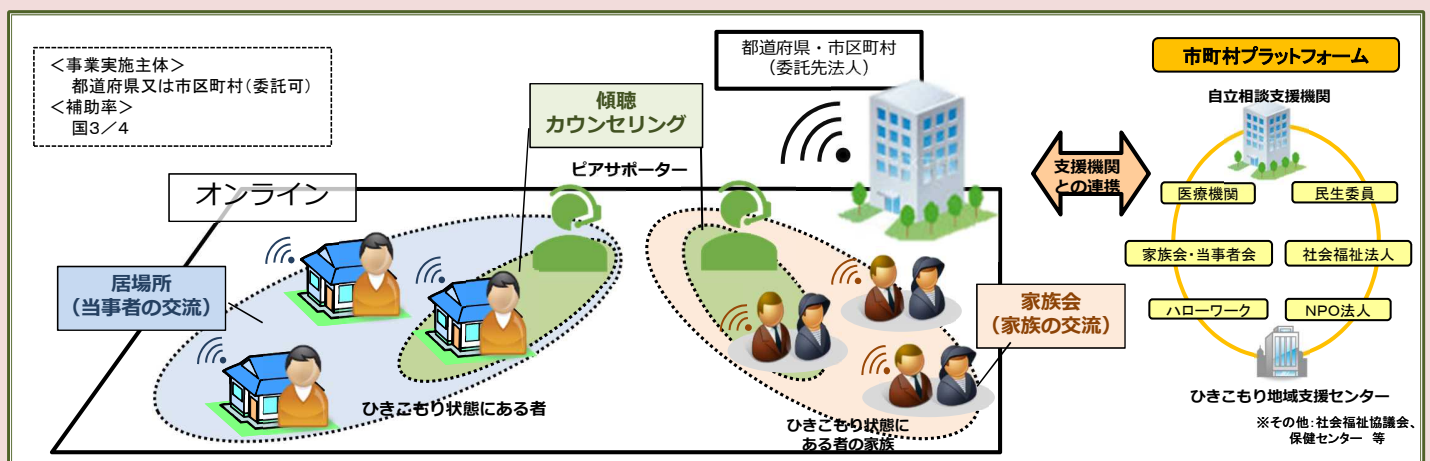
実施主体：都道府県、市町村
補助率：1/2

地域におけるひきこもり支援の充実②

ひきこもり当事者（ピアサポーター）等によるSNS・電話等による支援の充実（新規）

令和2年度第3次補正予算：140億円の内数（一）

- ◇ 新型コロナウイルス禍においては、感染拡大防止に配慮した居場所等の実施や相談支援が求められている。
また、ひきこもり当事者にとって、当事者・経験者との会話は安心できるものであり、加えて、SNS等を用いたオンラインによる相談は、対面での相談に比べて相談に対する心理的ハードルが低い。
- ◇ このため、SNSや電話等によるオンラインでの居場所の実施やカウンセリング相談など、リモートでのひきこもり当事者・経験者等による支援を充実し、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図りながら、支援機関への相談に抵抗感を抱くひきこもり状態にある者が相談しやすい環境を整え、必要な支援へ繋ぐ。



実施主体：都道府県、市町村
補助率：3/4

- ◇ 官民協働で社会参加等に向けた支援に取り組む「市町村プラットフォーム」の設置・運営を促進するため、都道府県による出張相談や研修会の開催等を実施する。

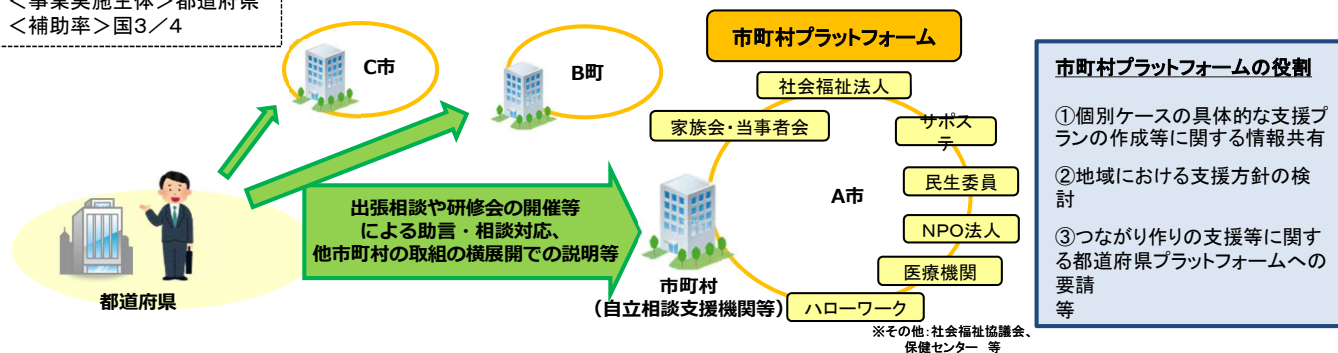
実施主体：都道府県
補助率：国3/4

事業の概要

- 都道府県による管内市区町村に対する「市町村プラットフォーム」の設置・運営についての出張相談や研修会等の実施により、市町村プラットフォーム設置のノウハウや他市町村の取組事例の横展開を図り、市町村プラットフォームの設置およびプラットフォームを通じた支援を促進する。

事業のイメージ

<事業実施主体>都道府県
<補助率>国3/4



地域共生社会の実現に向けた取組について

重層的支援体制整備事業の実施

- ◇ 市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、**属性を問わない相談支援、多な参加支援の推進、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業（令和2年6月に成立した改正社会福祉法において創設）**を実施する。

(重層的支援体制整備事業の事業内容)

1. 包括的相談支援事業

市町村において、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野の各法に基づく相談支援事業（※）を一体的に行うことにより、対象者の属性を問わず、包括的に相談を受け止め、必要な支援を行う。相談受付・アセスメントの結果、複雑・複合的な課題を抱えていることから各関係機関において連携して対応する必要がある場合は、多機関協働事業につなぐ等の必要な支援を行う。

(※) 各法に基づく相談支援事業

- ・介護分野（地域包括支援センターの運営）、障害分野（障害者相談支援事業）、子ども・子育て分野（利用者支援事業）、生活困窮分野（自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業）

2. 地域づくり支援事業

市町村において、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野の各法等に基づく地域づくり支援事業（※）を一体的に行うことにより、地域住民が地域社会に参加する機会を確保するための支援、地域生活課題の発生防止又は解決にかかる体制の整備、地域住民相互の交流を行う拠点の開設等を行う。

(※) 各法等に基づく地域づくり支援事業

- ・介護分野（地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業）、障害分野（地域活動支援センター事業）子ども・子育て分野（地域子育て支援拠点事業）生活困窮分野（地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業）

3. 多機関協働事業等実施事業

相談支援機関等の役割分担等を図る多機関協働、支援が届いていない人に支援を届ける等の取組を行うアウトリーチ等による継続的支援、社会とのつながりをつくるための支援等を行う参加支援に取り組む。

重層的支援体制の整備に向けた支援等

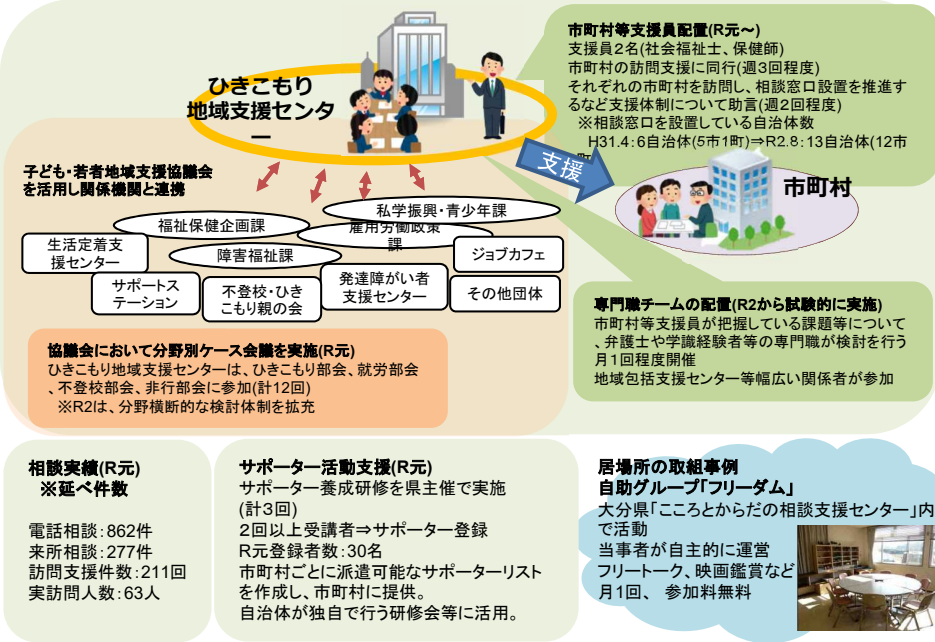
- ◇ 市町村の重層的支援体制の整備を促進するため、「**重層的支援体制整備事業への移行準備事業**」、「**都道府県による市町村への後方支援**」等の支援を行う。

ひきこもり地域支援センターの取組例(大分県)

- 平成19年度に設置した「青少年自立支援センター」を、平成21年度からひきこもり地域支援センターとして運営。平成29年度からはNPO法人おおいた子ども支援ネットに委託して実施。
- 平成27年度に、ニートやひきこもり、就労等社会的自立に対するワンストップ窓口として、「おおいた青少年総合相談所」を設置。
 - ※子ども・若者総合相談、ひきこもり地域支援センター、サポステ、児童養護アフターケアセンターを一体的に運営。
- 平成29年度から令和元年度にかけて、県単独の委託事業として、「不登校・ひきこもり親の会」の新規立ち上げ・運営支援を実施。
 - ※生活圏域の中で親の会に参加できるよう、新規立ち上げを推進。(H28:11団体⇒R元:15団体) 全15団体が参加し情報交換等を行うネットワークが活動中。



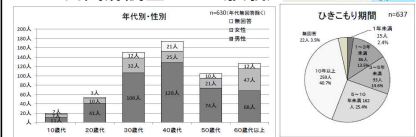
大分県のひきこもり支援体制図 人口：112.7万人(R2.4時点) 18市町村(14市、3町、1村)



ひきこもり実態調査結果(H30.4実施)

調査方法：
県内の担当地区を持つ民生委員・児童委員全員に対するアンケート

調査結果:(有効回収率69.9%)
該当者総数:637人
人口に占める割合:0.06%
※内閣府調査:0.9%(狭義)



ひきこもり状態にある方の高齢化、長期化の傾向が見られる

- ⇒県庁関係部局から構成されるひきこもり対策プロジェクトチームを設置(H30.8-H30.12)
- ・相談機関の役割の明確化と相談支援の充実
- ・市町村等地域との連携
- ・支援の充実と関係機関とのネットワークの強化を図る

ひきこもり地域支援センターの取組例(堺市)

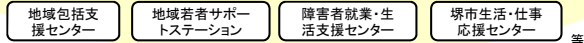
- 平成18年に「ころの健康センター」を開設して、ひきこもりの専門相談を開始。その後、グループワークや家族教室等の取組を実施。
- 平成23年5月にころの健康センター内に、ひきこもり地域支援センター(成人期:15歳以上)を開設し、ひきこもり相談専用電話を設置。その後、ひきこもり市民講演会やひきこもりサポーター養成、派遣等、取組を拡大。
- 令和2年度に、8050問題等への対応のため、ユースサポートセンターとの分担を見直し、対象年齢を40歳以上に見直した。
- 平成23年1月に、堺市ユースサポートセンター(子ども・若者総合相談センター)を開設し、ひきこもり地域支援センター(児童期:0歳～39歳)の運用を開始。
- 令和2年度に、8050問題等への対応のため、ころの健康センターとの分担を見直し、対象年齢を0歳～49歳に見直した。

人口:831,949人(令和2年10月末時点)
*ひきこもり状態にある方の推計値
・満15～39歳:3,400人
・満40～64歳:4,000人

- 情報発信
・市広報、HP、リーフレット
- 普及啓発
・出前講座、講演会、支援者向け研修

- 子ども・若者地域支援協議会を活用した関係機関との連携
・相談機関、就労機関、教育関係機関が参加する協議会
・実務者会議(令和元年度実績:6回)、代表者会議(令和元年度実績:1回)

- ケース支援を通じた関係機関とネットワークづくり



○電話・来所・訪問による個別相談・ケースワーク 相談実績(令和元年度)



○ひきこもり相談専用電話
平日AM10:00～12:00
※令和元年度実績:68件

ひきこもり地域支援センター

- ◆ころの健康センター(成人期)
・精神保健福祉士、心理士、保健師が相談対応
・精神科医師の意見を踏まえた支援

- ◆ユースサポートセンター(児童期)
・困難を有する子ども、若者、ご家族等の総合相談窓口
・地域若者サポートセンター機能も併設

- 多様な主体と連携した社会参加支援
・ハローワーク・生活・仕事応援センター
・若者サポートステーション
・障害者基幹相談支援センター
・障害者就業・生活支援センター 等

- 就労以外の社会参加支援
・ピアサポーター
・ボランティア
・健康維持
・自助組織運営(OBOG会)
・家族介護
・職業訓練求職活動 等



- 本人へのグループワーク「サイキ式すべらないグループワーク(SSG)」
常設のグループワークは実施せず、対象者のニーズに即したテラーメイドのイベントの集合体として実施
・体験ボランティア
・学びの講座
・健康保持
・園芸野菜づくり
・居場所
・女性のみGW
・サポーター企画 など

- ※令和元年度実績:139回開催、延べ参加数612名
- 家族教室
・基礎知識
・アンガーマネジメント
・生活の知恵・体験談 など
- 家族交流会(分ち合い)

- ピアサポーター養成
・堺市ユース・ピアサポーター養成派遣事業(H25～)
※令和元年度までの累計養成者数:36名